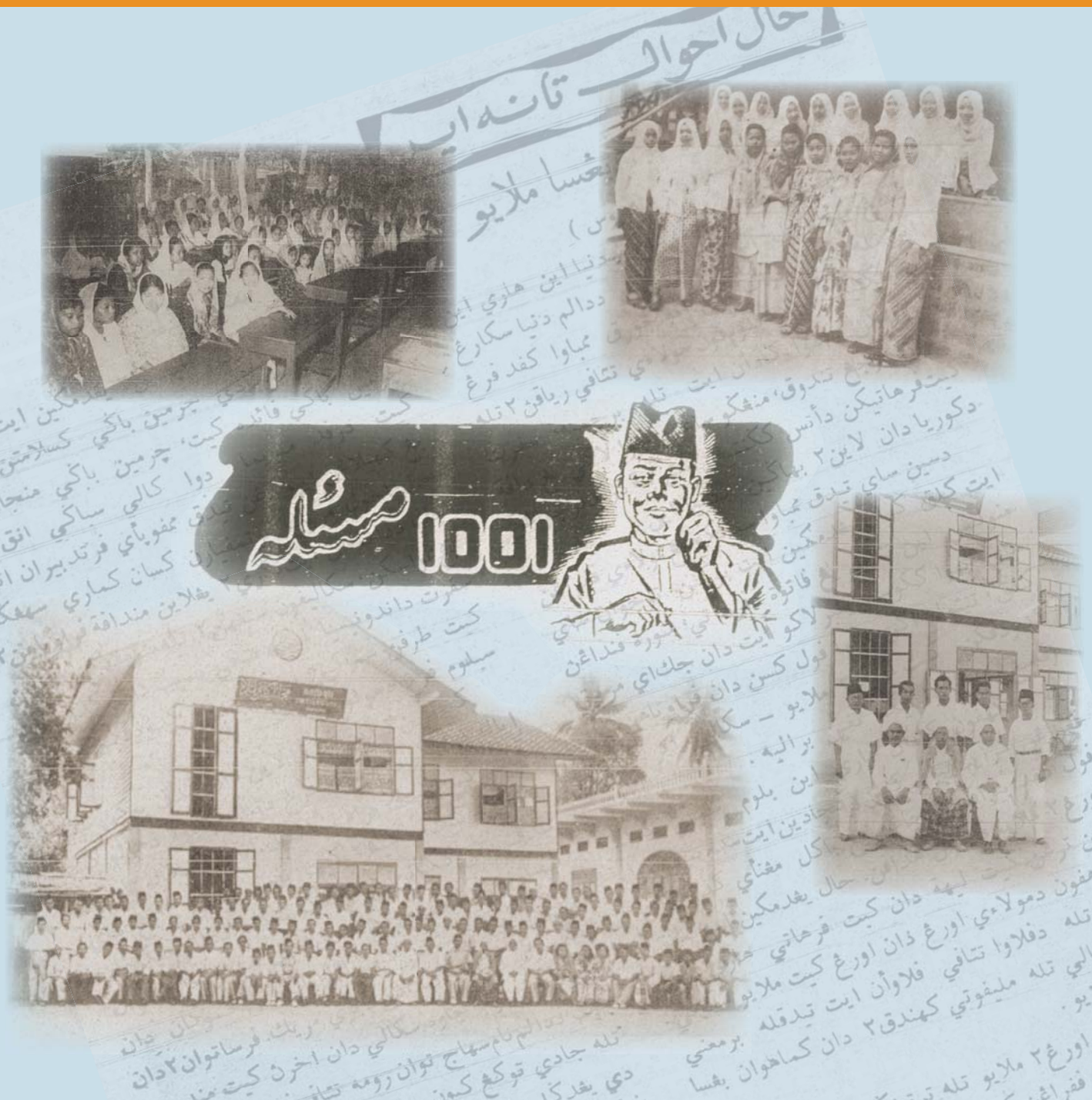


CIAS Discussion Paper No. 62

『カラム』の時代Ⅶ

コラム「キー間」にみるマレー・ムスリムの宗教実践

坪井 祐司・山本 博之 編著



京都大学地域研究統合情報センター



CIAS Discussion Paper No. 62

『カラム』の時代Ⅶ

コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践

坪井 祐司・山本 博之 編著



京都大学地域研究統合情報センター

CIAS Discussion Paper No. 62

TSUBOI Yuji and YAMAMOTO Hiroyuki (eds.)

The Age of *Qalam* VII

Religious Practices of Malay Muslims from the Perspective of the Column “1,001 Questions”

© Center for Integrated Area Studies, Kyoto University
46 Shimoadachi-cho, Yoshida Sakyo-ku, Kyoto-shi,
Kyoto, 606-8501, Japan

TEL: +81-75-753-9603

FAX: +81-75-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp

<http://www.cias.kyoto-u.ac.jp>

March, 2016

目次

序『カラム』の時代Ⅶ コラム「千一間」の世界 坪井 祐司	4
コラム「千一間」について 坪井 祐司	9
千一間に見る都市、多民族社会、家族形成 光成 歩	15
1950年代初頭におけるマレー・ムスリムの社会認識・関心 金子 奈央	27
車輪を担う 山本 博之	37
千一間の質問における型 亀田 堯宙	40
資料「千一間」試訳	43

序『カラム』の時代Ⅶ

コラム「千一問」の世界

坪井 祐司

本論集は、1950年から1969年までシンガポールで発行された月刊誌『カラム(Qalam)』について、テーマごとに掲載記事を紹介する研究ノートをもとめたものである。以下では、まず『カラム』誌について簡単な紹介を行ったうえで、この論集のもととなった『カラム』プロジェクトおよび本論集の内容を紹介する。

なお、この本編は『カラム』を利用した共同研究における論集の七編目にあたるものである。このため、『カラム』誌およびプロジェクトの紹介については、過去六編の論集の序論と重なる部分があることをあらかじめおことわりしておきたい。

1. 『カラム』について¹⁾

『カラム』は、1950年7月にシンガポールにおいてエドルス(Edrus)²⁾により創刊され、エドルスの死去により1969年10月を最後に停刊するまで228号が発行された。この20年間という発行期間は、創刊後1、2年で停刊となることがめずらしくなかった当時のマレー語雑誌としては長いものであった。これは、同誌がマレー・ムスリムの間に受け入れられていたことを示している。

『カラム』の特徴は、第一にその記事が一貫してジャウイ(アラビア文字を改変したマレー・インドネシア語の表記法)によって書かれていたことである。マレー・インドネシア語の表記法は、この地域のイスラム³⁾化とともにアラビア文字を使用したジャウイが主流となった。しかし、19世紀後半以降ヨーロッパの植民地権力によりマレー語の公式のローマ字表記が定めら

れ、行政や教育の場で使用されるようになると、徐々にジャウイはローマ字にとってかわられた。旧オランダ領(現インドネシア)地域では20世紀初頭以降、旧イギリス領(マラヤ、シンガポール)でも1960年代までに多くのマレー語刊行物がジャウイからローマ字表記に切り替わった。しかし、『カラム』は創刊以来1969年の停刊まで一貫してジャウイ表記を固守した。これは、『カラム』が非ムスリムを含めた幅広い読者を獲得することよりも、対象をムスリムに限定した主張を発信することを目指していたためであろう。

第二に、国境を越えた東南アジアのムスリムの紐帯を強調したことである。シンガポールで発行されていた『カラム』の主な読者はシンガポール、マラヤ在住者であったが、執筆者のなかにはシンガポール、マラヤだけではなくインドネシアのムスリム知識人も含まれていた。このため、インドネシアやその他東南アジアのムスリム社会の情勢を含む幅広い内容の記事が掲載された。さらに、エジプトなど中東で学ぶ留学生も寄稿しており、中東のイスラム思想を積極的に紹介した⁴⁾。

『カラム』の第三の特徴は、この地域の他の定期刊行物との交流である。『カラム』の記事のなかには、他の刊行物に掲載されていた記事が転載されたものもある。また、英語も含めて新聞・雑誌記事などを引用し、それに対して論評を加えたものもある。このため、『カラム』をみることで、単に同誌の主張というだけでなく、当時のこの地域のジャーナリズムの世界でなされていた議論のあり方や内容をうかがうことができる。

『カラム』は当時のマレー語ジャーナリズムの一翼を担っており、そのなかで民族主義に対抗するイスラム主義勢力の思想を代表する媒体と位置づけられる。『カラム』が刊行されていた1950年代、60年代はマラヤ(マレーシア)、シンガポール、インドネシアにおける脱植民地化の時期であった。このため、従来の研究

1) 『カラム』誌については、[山本 2002a]が詳細な紹介を行っている。
2) 本名はサイドアブドゥッラー・アブドゥルハミド・アルエドルス(Syed Abdullah bin Abdul Hamid al-Edrus)、『カラム』ではエドルス、アフマド・ルトフィ(Ahmad Lutfi)などのペンネームを使用していた。1911年に当時のオランダ領東インド・カリマンタンのバンジャルマシンでアラブ系の両親のもとで生まれた。その後シンガポールにわたって出版・文筆活動を開始し、1948年にカラム出版社(Qalam Press)を立ち上げた。彼の伝記として[Talib 2002]がある。
3) 現在学術用語としてはイスラームと表記するのが一般的であるが、マレー・インドネシア語には長母音が存在しないため、本編では現地の発音に即してイスラムと表記する。

4) 編集者エドルスが1956年にシンガポールにおけるムスリム同胞団を結成すると、『カラム』編集部は事務局となり、『カラム』は同団体の事実上の機関誌となった[山本 2002a: 263]。

関心は民族主義勢力によるそれぞれの国民国家の建設に集中しており、同時期の政治や社会におけるイスラム主義勢力の動向には焦点が当てられてこなかった。しかし、『カラム』の記事からは、当時のムスリム知識人がこれらの国々が独立国家となってもさまざまな形で国境を越えたムスリムの連帯を模索し、対案を提示していたことが明らかになる。

『カラム』は当時のマレー・イスラム世界の知識人の思想や活動を明らかにするうえで貴重な資料であるにもかかわらず、これまで十分に利用されてこなかった。これは、『カラム』がジャウィで書かれているために利用者が限定されてしまっていたことにくわえて、複数の機関に分散して所蔵されていたため体系的に利用するのが困難であったことなどが理由として考えられる。

以上の認識のもとで、本論集のもととなる『カラム』プロジェクトは、同誌を収集して一つの資料として集めたうえで、記事の見出しおよび本文をローマ字に翻字してデータベース化し、一般公開して研究のための便宜を向上させることを目的としている。

2. 『カラム』プロジェクト

現在の『カラム』プロジェクトは、京都大学地域研究統合情報センター(以下京大地域研と略記)の共同研究「1950・60年代の東南アジア・ムスリムの社会史(研究代表者:坪井祐司)」および「ジャウィ文献と社会」研究会が中心となって行われている。『カラム』の所蔵機関である京大地域研の共同研究は、山本博之を中心として立ち上げられ、本年度で7年目となる。「ジャウィ文献と社会」研究会は、2009年に解散したジャウィ文書研究会の研究を継承し、発展させるための研究会の一つである⁵⁾。

プロジェクトの主たる活動は、『カラム』に関するデータベース構築、一般向けのジャウィ文献講読講習会、『カラム』を使用した研究である。ここでは、プロジェクトのこれまでの成果と今後の方向性についてまとめてみたい。

(1) 『カラム』雑誌記事データベース

プロジェクトの基礎となる資料である『カラム』は、山本博之により収集された。山本は、シンガポール国

5) 「ジャウィ文献と社会」研究会の詳細については、同会のホームページを参照(<http://www.cias.kyoto-u.ac.jp/~yama/jawi/index.html>)。

立大学図書館、マラヤ大学ザアバ記念図書室における資料収集により、『カラム』全228号のうち212号を収集した。そして、京大地域研が進めている雑誌記事データベース・プロジェクトの一部として、『カラム』紙面をデジタル化し、それぞれの記事の見出しのローマ字翻字を関連付けする作業を行った。これにより、ローマ字による記事見出しの検索により当該紙面を呼び出すことができるデータベースが作成され、一般に公開されている⁶⁾。

ただし、京大地域研の『カラム』雑誌記事データベースは、現在のところローマ字による記事見出しの検索はできるものの、記事本文の検索はできない。本文も検索の対象とするためには、記事をローマ字へと翻字してデータ化し、それをデータベースに連結する必要がある。このため、2009年から「ジャウィ文献と社会」研究会のメンバーによる『カラム』の記事本文の翻字作業が開始された。

『カラム』記事のローマ字翻字作業は、2011年度から京大地域研の地域情報学プロジェクト(雑誌データベース班)による事業として行われることになった。これは、マレーシアの出版社クラシカ・メディア(Klasika Media)社との提携により行われているもので、『カラム』のすべての記事を年代順に翻字し、検索が可能なPDFファイルをジャウィ版と同様のレイアウトにして作成するものである。この成果は、「ジャウィ文献と社会」研究会のホームページにて順次公開されている。翻字された記事本文をデータベースに組み込み、本文中の単語の検索から当該紙面を読み出せるようにするための「カラム雑誌記事データベース」の構築も進行中である⁷⁾。

さらに、『カラム』雑誌記事データベースは、他のマレー・インドネシア語文献やコーランなどアラビア語文献のデータベースとの接合が構想されている。さしあたり、期待されるのは以下の方向である。

第一に、『カラム』以外の資料を含めたマレー・インドネシア語文献の統合データベースの構築である。地域や時代を越えた記事の横断的な検索は、マレー・インドネシア語定期刊行物の研究には重要である。マレー・インドネシア語雑誌は短期間のうちに停刊となるものが多いが、同じ編集者や執筆者が別の雑誌を

6) 京大地域研の『カラム』のデータベースについては、同研究所のホームページを参照(http://app.cias.kyoto-u.ac.jp/infolib/meta_pub/G0000003QALAM)。

7) データベースは現在構築中であるが、その一部は公開されている(<http://majalahqalam.kyoto.jp/>)。

立ち上げることもめずらしくない。くわえて、その内容においても、雑誌の枠を越えた引用や論争が行われてきたため、複数の雑誌を一つの言論空間、資料群としてとらえる必要がある。このため、京大地域研の雑誌記事データベース・プロジェクトでは、刊行期間が長いマレー・インドネシア語定期刊行物を収集し、誌面のデジタル化および記事見出しによる検索可能なデータベース作成を進めている⁸⁾。

もうひとつは、オーストラリア国立大学が実施しているマレー語文献コンコダンスプロジェクト(以下MCプロジェクトと略記)との連携である⁹⁾。MCプロジェクトでは、主に20世紀以前の王統記を中心に本文テキストをローマ字化したものをもとにコンコダンスを作成し、データを順次公開している。また、シンガポール国立大学は1930年代のマレー語日刊紙のローマ字翻字を行っており、この結果をMCプロジェクトと接合することが計画されている。これに1950、60年代を主に扱う京大地域研の雑誌記事データベースを接合することで、より広い範囲のマレー・インドネシア語文献を包括した統合データベースを構築することができよう。

(2) ジャウィ文献講読講習会

『カラム・プロジェクト』の活動の二つ目は、マレー・インドネシア語既修者を対象にジャウィ文献講読講習会を開催することである。講習会は参加者を一般公募して行っており、日本において触れる機会の少ないジャウィを学ぶ機会を提供することと、ジャウィに関心を持つ研究者のネットワークを深化させることを目的としている。講習会は2009年以来年1回行っており、2011～13年は日本で唯一のマレーシア語専攻を有し、ジャウィをカリキュラムに組み込んでいる東京外国語大学のファリダ・モハマド講師の全面的な協力を受け、同大学にて開催した。講習会用にジャウィを学ぶための教科書の編纂も行っている[坪井・山本編2013b]。

(3) 『カラム』共同研究

プロジェクトの活動の第三は、『カラム』を利用した研究活動である。プロジェクトでは、メンバーがそれぞれの問題関心に基づき『カラム』の記事を利用した研

究を行っている。共同研究では年に3回程度の研究会を開催して議論を行っており、その成果としてまとめられたのが本論集である。ディスカッション・ペーパーは2010年以来年1回発行されており、これが7編目となる。その内容については次節で紹介することとしたい。

さらに、同プロジェクトが現在力を注いでいるのは国際的提携の分野である。プロジェクトでは『カラム』研究を国際共同研究へと発展させるため、マレーシアにおける共同事業や成果の発信に努めている。

2013年度から、京大地域研とクラシカ・メディア、マレーシア・ジャウィアカデミー(Akademi Jawi Malaysia)との提携により、『カラム』に関する電子出版事業が開始された。これは、翻字された『カラム』記事の複製版およびそれに関する論文集『遺産から展望へ(Dari Warisan ke Wawasan)』を電子書籍として出版するものである。ジャウィの電子アーカイブ化事業は、マレーシアのマレーシア国立図書館、言語図書館(Dewan Bahasa dan Pustaka)とも提携して行われることとなった。それとともに、本プロジェクトはこれまでに年1回程度マレーシアにおいて『カラム』に関する研究成果を報告するワークショップや学会セッションを開催してきており、成果の発信および現地社会への還元も行っている。

プロジェクトでは、今後ともマレーシアの研究・出版に関わる諸機関と連携し、デジタル化した『カラム』の公開、共有を進めるとともに、研究面でも国際的な共同研究へと発展させていくことを計画している。

3. 本論集の構成

本論集は、『カラム』における名物コーナーである「千一問(Seribu satu masalah)」をとりあげた特集号となっている。「千一問」はQ&Aコーナーであり、読者による質問にチュムティ・アルファルーク(実際には『カラム』誌の主筆エドルス)が答える形式がとられている。論集は、「千一問」に関する論考4編と資料編(『カラム』第1～25号における「千一問」の試訳)からなっている。以下、内容を簡単に紹介したい。

坪井祐司「コラム「千一問」について」

坪井は、「千一問」に関する全体的な紹介を行っている。「千一問」では、マラヤの幅広い地域から質問者が投稿しており、その関心も多様であった。質問の多く

8) 京大地域研でデータベース化を進めている雑誌の詳細については、[山本編2010a: 6]を参照。

9) 詳細については、プロジェクトのホームページを参照(<http://mcp.anu.edu.au/Q/mcp.html>)。

は、人々の日常的な行為や慣習について、回答者に対してイスラムの立場からの判断を仰ぐものであった。その主題は結婚・離婚、男女関係、地元根付いた慣習からマラヤの政治・経済やマレー人コミュニティなどさまざまであり、マラヤの社会においてムスリム個人がおかれた多様な環境を示している。

光成歩「千一問に見る都市、多民族社会、家族形成」

光成は、結婚と家族についての質問を上げている。マラヤで慣習的に行われてきた結婚や離婚の形態は多様であった。非ムスリムと結婚や養子関係を通じて結びつくこともあった。それに対して、回答者はイスラム改革思想の立場からしばしばその慣習を批判した。ただし、回答者はイスラムや法に照らした良し悪しで断じるばかりでなく、現実に応じた提言をする場合もあった。そのやりとりからは、マラヤがもつ社会の流動性・多様性と、第二次世界大戦後の社会改革及び宗教改革思想の浸透という時代の変化とがうかがえる。

金子奈央「1950年代初頭における

マレー・ムスリムの社会認識・関心」

金子は、当時のムスリムの社会情勢に対する認識に着目した。植民地からの独立を目指すマラヤにおける指導者の役割やマレー人社会の遅れに対する懸念や発展への展望、インドネシアや他のイスラム世界への関心など、読者が自らとの繋がりのある問題として意識していた空間には広がりがあった。ムスリムたちは、自らとは異なる人々、文化および習慣、地域や国、思想について、自らとの差異を認識し、異なるものとの関係を築きながら宗教的な正しさを確保することを模索していた。

山本博之「車輪を担う」

山本は、質問に対する回答に注目して、コラムの主である主筆エドルス思想を読み解いている。創刊号における牛車の車輪に関する最初の質問からは、『カラム』がマレー語の論壇においては小規模ながら、小回りの利く媒体として先導するという決意が見いだせる。映画に関する一連の回答からは、同じメディアとしてエドルスが映画を意識しており、他媒体との競争のなかで『カラム』を引っ張っていかうとしたことがうかがえる。

亀田堯宙「千一問の質問における型」

亀田は、情報学の立場から「千一問」における質問文を分析している。頻出する単語とその組み合わせから質問の表現としての「型らしさ」を判別する試みである。その結果、“Apa(疑問詞の「何」)”と“hukum(イスラム法)”などの単語の組み合わせが質問の型として抽出できるとした。

資料編「千一問」試訳

『カラム』第1号(1950年7・8月)～第25号(1952年8月)までの「千一問」に掲載された質問と回答を日本語訳し、掲載順に並べたものである。

4. 『カラム』の時代——編集者と読者の対話

本特集に収録した「千一問」は『カラム』の第25号までであり、全体からみればごく一部に過ぎない。このため、分析も限定的なものであることは留意する必要がある。今後はそれ以降の分についても分析を進め、その位置づけを再検討するとともに、年代的な変遷も考慮していく必要がある。しかし、ここでは暫定的なまとめとして、本特集の論考から明らかになる「千一問」の重要性について、簡単に記してみたい。

第一に、このコラムが『カラム』の読者の日常的な関心を明らかにしていることである。それらは、男女関係から政治経済にいたるまであらゆる要素が含まれる。光成論文、金子論文で論じられているように、質問の内容からは多民族・多宗教のマラヤ社会においてマレー・ムスリムたちがさまざまな関係性のもとで暮らしており、その社会のなかで彼らが宗教的な正しさを確かめようとしたことがわかる。そこから、これまでほとんど光が当てられてこなかった当時のマレー・ムスリムの宗教実践のあり方がうかがえる。

第二に、山本論文で分析されたように、回答者としての主筆エドルス思想が明らかになることである。『カラム』にはエドルスの書いた記事は多数あるが、テーマの多様性という点では「千一問」が一番であり、エドルス個人の思想を分析するには最良の材料であろう。読者の関心に寄り添って直接語りかける「千一問」においては、イスラム思想から社会改革へと向かう流れがよく把握できる。これは、脱植民地化の過程で社会秩序が変わる時代の東南アジアにおけるイスラム知識人のあり方を示唆するものでもあろう。

「千一問」は、誌上における主筆エドルスと読者の対

話である。新聞・雑誌の大衆化が進んだ『カラム』の時代、多くの媒体が読者投稿のコーナーを設け、公開の場で対話が行われた。とくに、「千一問」は読者の側から問いを投げかけるという点で読者の側の関心が明確に示されており、マレー・ムスリムの社会史を考えるうえで豊かな材料を提供している。そうしたムスリム社会のあり方がイスラム主義の改革思想にも影響を与えているのであり、「千一問」はさまざまな課題を提起する貴重な資料であるといえるだろう。

参考文献

- Talib Samat. 2002. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit dan Pendakwah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.
- 坪井祐司、山本博之編 2011『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編 (CIAS Discussion Paper No.19)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 坪井祐司、山本博之編 2012『『カラム』の時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラム的社会制度の設計 (CIAS Discussion Paper No.23)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 坪井祐司、山本博之編 2013a『『カラム』の時代Ⅳ——マレー・ムスリムによる言論空間の形成 (CIAS Discussion Paper No.32)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 坪井祐司、山本博之編、ファリダ・モハメッド協力 2013b『ジャウイを学ぶ (CIAS Discussion Paper No.38)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 坪井祐司、山本博之編 2014『『カラム』の時代Ⅴ——近代マレー・ムスリムの日常生活』(CIAS Discussion Paper No.40)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 坪井祐司、山本博之編 2015『『カラム』の時代Ⅵ——近代マレー・ムスリムの日常生活 2』(CIAS Discussion Paper No.53)』京都大学地域研究統合情報センター。
- 山本博之 2002a「資料紹介『カラム』」『上智アジア学』、20: 259-343。
- 山本博之 2002b「ジャウイ綴りマレー語の書き方と読み方——20世紀マレーシア地域を中心に」『上智アジア学』、20: 359-382。
- 山本博之編 2010『『カラム』の時代——マレー・イスラム世界の「近代」』(CIAS Discussion Paper No.13)』京都大学地域研究統合情報センター。

コラム「千一問」について

坪井 祐司

「千一問」とは、『カラム』に定期的に掲載されていたQ&Aコーナーである。「千一問」というタイトルは、アラビア語の文学「千一夜物語」をもじったものと思われる、イスラムの要素が暗示されている。本稿では、「千一問」の内容や性格について簡単な紹介を行い、質問を投稿していた読者の関心について明らかにしたい。

1. 回答者と質問者

「千一問」は、読者から寄せられた質問にチュムティ・アルファルーク (Cemeti al-Farouk) という人物が回答する形式をとっている。コーナーは毎回3ページ前後で、10個ほどの質問への回答が掲載されている。本号でとりあげた第1～25号には毎号掲載されており、そこに収録された質疑応答はあわせて250問である¹⁾。

コーナーをとりしきるチュムティ・アルファルークとは、先行研究によれば『カラム』の主筆であったエドリスの筆名であった [Talib 2002: 6]。このため、実質的には同誌の主筆と読者との対話のコーナーであるといえよう。

第1～25に掲載された250問の質問者は、明らかな仮名も含めてのべ219名であった²⁾。当初は1人の質問者が複数の質問を投げかけることが多かったが、第8号にて、チュムティは「私に寄せられる手紙の数は日に日に増えているが、多くの質問者が自分への回答を見る機会をえられるようにしているため、このコラムの枠が足りなくなっている」として、「次号からは各質問者につきひとつの質問にのみ答えることにする」と宣言した [Qalam 1951.3: 18]。このため、第9号からは1人につき1問1答が原則となった。

1) 『カラム』のデータベースによる検索では、『カラム』全228号のうち少なくとも182号で「千一問」が掲載されていることが確認できる。

2) 「千一問」が読者からの質問に回答するという形式になるのは第3号からである。第1号の質問には質問者が記載されておらず、第2号の質問者も「ある一般人 (seorang awam)」という仮名で住所の記載がない。創刊時点では当然ながら読者投稿も存在しないため、回答者が質問を用意したものと思われる。

表1 「千一問」に掲載された質問者の住所 (第1～25号)

ペラ	51	ムラカ	9
ジョホール	34	ヌグリスンビラン	8
スランゴ	25	ボルネオ	6
クダ	17	パハン	4
シンガポール	17	タイ	2
トレンガヌ	13	ブルリス	1
ペナン	12	特定できず	3
クランタン	11	記載なし	6

質問者219名のうち、6名を除く213名には住所が記載されており、その内訳は表1の通りであった (マラヤ・シンガポールについては州ごとに集計)。それを見ると、発行地のシンガポールはそれほど多くなく、ペラ、ジョホール、スランゴというマラヤの西海岸の諸州が多数を占めていた。マラヤ外からの質問者としては、ボルネオ (サラワク5名、ブルネイ1名)、タイ (パタニ1名、ヤラー1名) 在住者がみられた。もちろんこれらの投稿者個人の特定・追跡は不可能であり、情報の信頼性についての留保は必要であるが、これらは『カラム』の購読者層の分布をある程度反映していると思われる。

2. 質問のパターン

「千一問」に寄せられた質問は、非常に多岐にわたっている。質問のなかには、知識や情報を求めるもの (たとえば、「なぜ月食・日食は毎月起こらないのでしょうか (Q.178)」など) もあれば、人生相談のようなもの (たとえば、「人との友情を長続きさせるにはどのような方法がありますか (Q.24)」、「男性はいつ妻を娶ることが望ましいですか (Q.108)」など) もあった³⁾。

ただし、『カラム』の雑誌の性質上、多くみられるのはイスラム教に関する質問である。それらのなかにも多様な内容が含まれているが、最も目につくのは頻繁にあらわれるのは、法 (hukum) という語を用いて、直

3) 以下、質問につけられた番号は資料編の通し番号に対応している。詳細については資料編を参照のこと。

訳すれば「法はなにか(apa hukum)」、「法はどのようなものか(bagaimana hukum)」と質問するものである(この二つの表現は、本稿および資料編ではいずれも「法的にはどうなりますか」と訳している)。これは、ある行為や事象についてイスラムの法や規範からみた解釈・意見を問うものである。たとえば、Q.57、Q.58では、同一人物から男女関係に関して二つの行為の法解釈が問われた。これに対して、57は「法的には何でもない」が、58に対しては「それはイスラム法によって禁止されている」という回答がなされた。“hukum”という語を使って法的な解釈を問う質問は、250問中68問にのぼっている。

Q.57: 夫婦が冗談を言い合っているとき、ふざけた夫が気まぐれに妻の胸部を触りました。これは法的にはどうなりますか[*Qalam* 1951.2: 41]。

Q.58: ある男性が美しい女性を見かけ、帰宅してからもまだその女性の姿が頭に浮かんできました。彼は妻との性交渉を持ちましたが、そのとき先ほどの美人女性との性交を妄想しながら事に及んでいました。これは法的にはどうなりますか[*Qalam* 1951.2: 41]。

似たような例として、「合法(sah)」という語を用いて、なんらかの行為の法的な正当性を問う質問が12例ある。また、ある行動が「ハラル(halal, 許されている)」か「禁止(haram)」かをという質問も8例ある(これについては後述する)。「千一問」におけるイスラム教に関する質問は、思想的な議論というよりも、読者の周囲で起こる日常的な現象や行為に関する解釈や指針を求めるものが多かった。

3. 質問のテーマ

前節で述べたように、「千一問」に寄せられた質問は多岐にわたる。個々の質問に関連があるわけではなく、五月雨式にきた質問に回答者が答えていく形式であった。ただし、よく登場するテーマもいくつかみられる。本特集で取り上げた250問の主題をいくつかのテーマに分類してみると、表2のようになる。ただし、この分類範疇は本稿のために筆者が行った便宜的なものであり、複数のテーマにまたがる質問も多いため、数値はあくまで目安である。本節では、これらのテーマから特徴的な質問を紹介し、当時のムスリム読者の日常的な関心の一端を示したい。本編の光成論文(「結婚・離婚、家

表2「千一問」に掲載された質問のテーマ(順不同)

1	結婚・離婚、家族	36
2	男女関係、性の問題	39
3	礼拝・宗教実践	40
4	土着の慣習	20
5	宗教と行政	19
6	イスラム全般	27
7	政治、経済	21
8	マレー人コミュニティ	16
9	その他一般	33

族」、「男女関係と性の問題」など)、金子論文(「マレー人コミュニティ」、「政治、経済」など)でもより詳しい紹介がなされているため、あわせて参照されたい。

(1)結婚・離婚、家族

大きなテーマが結婚・離婚である。「女性はいつ結婚するのが最も良いですか」(Q.48)、「男性は自分より年上の女性と結婚してもいいでしょうか」(Q.72)といった一般的な相談から、近親者(義理の母)との結婚の是非(Q.74)や身分差のある結婚の是非(Q.97)など、さまざまな形での結婚の可能性が問われた。

それとともに、多く質問が寄せられたのは離婚についてである。マレー・ムスリムに離婚が多いことは社会問題となっており、読者の関心も高かったことがわかる。なぜ離婚はいけないのか(Q.225)、ムスリムの間の離婚を減らすためにはどうしたら良いのか(Q.23)などが問われた。また、下記のQ.236など、具体的な事例に基づく質問もある(回答では、そのような離婚宣言は法的には無効であるとしながら、安易に離婚を宣言しないように戒めている)。ほかにも、離婚後に結婚ができない期間(待婚期間)を指すエッダに関する質問も複数見られる(Q.173、Q.249)。

Q.236: 夫婦喧嘩の最中に妻が夫に離婚してくれとわめいていました。そして夫は「お前に一回離婚宣言を出す」と言いました。2、3日すると、彼らはまた仲睦まじくしていました。これは法的にはどうなりますか[*Qalam* 1952.7: 17]。

それとともに、異教徒との結婚や養子関係をめぐる宗教的判断を仰ぐ質問も多数ある。ムスリムが華人の子供を育てたケース(Q.138、Q.163)、キリスト教徒とムスリムが事実婚の状態でお互いの信仰を守っていたケース(Q.69、Q.219)などにおいて、結婚や葬儀の際

にムスリムとして扱われるべきかどうかが問われた。移民が多く人口の流動性の高い多民族社会のマラヤにおいては、こうした宗教や民族をまたぐ結婚や家族関係は当事者にとって大きな問題であったといえる。

(2)男女関係、性の問題

結婚と関連して、非常に多くみられるのが男女関係をめぐる質問である。前節で紹介したQ.57、Q.58のように、夫婦間、男女間の性的な関係の合法性を問う質問はいくつもみられる。また、学校で同じクラスの子を見つめたらどうなるか(Q.135)など、結婚していない男女が見つめ合うことの是非を問う質問はいくつもあるが(Q.58、Q.228)、いずれも厳格に禁じられている。このほかにも、姦通(Q.27、Q.34、Q.70、Q.102など)、避妊(Q.237における避妊薬の使用やQ.160における家族計画の是非)など、かなりきわどいテーマが扱われている。

くわえて、特に女性についての質問もいくつかある。

Q.124: 多くの女性が、ヤシの葉のように眉毛を細くしていることに私は目を引かれました。これは宗教上許されていますか[Qalam 1951.7: 64]。

Q.132: イスラム教徒の女性がパーマをかけたら法的にはどうなりますか[Qalam 1951.8: 39]。

ほかにも女性がかつらをつけることの是非を問う質問もある(Q.123)。こうした質問に対する回答では、アウラ(見せてはならない部分)を隠すことの重要性が強調されるとともに、男性に対して美しく見せようとする態度があるかどうか重視される。それらの行為が親族以外の男性を惹きつけるためであれば禁止であるというのである。

(3)礼拝・宗教実践

よくみられるのが、礼拝などのムスリムの日常的な宗教実践が果たして宗教的に正しいのかという質問である。たとえば、「なぜ礼拝の捧げ方は、直立して、両手を膝に置き、前かがみの姿勢になり、そして座ってひれ伏す、という動作をするのですか(Q.195)」というように、礼拝の作法を尋ねるものである。

複数みられるのが、シンガポールにおいて金曜礼拝と正午の礼拝が同時に行われていることの是非を問うものである。この問いに対しては、そのような定めはないと回答されている。類似の質問はほかにもみら

れる(Q.120、Q.224)。

Q.131: シンガポールのモスクでは金曜の礼拝の後にズフルの礼拝を行っていますが、これはアッラーや使徒ムハンマドの命令に従ったものではないのですか[Qalam 1951.8: 13]。

もう一つ、人が亡くなったときにズィクル(アッラーの名を唱える)をすることの是非を問う質問もある(Q.210、Q.243)。これらは、マレー・ムスリムたちの間で定着している宗教実践であるが、本来のイスラム教からみれば逸脱とみなされる行為であった。

「ハラル」をめぐる問題もいくつかある。ハラルは「許された」という意味であり、概念の適用範囲は飲食にとどまらない。Q.134では、映画館からの利益がハラルかどうか質問されている。もちろん、Q.177、Q.198のように、飲食に関する質問もある。

Q.137: 普通の映画を上映する映画館を建てることは法的にはどうなりますか。その映画館で得た収益はハラルですか、禁止でしょうか[Qalam 1951.9: 39]。

Q.177: ハラルな鳥を射ち落とし、屠殺前に死んでしまった場合、法的にはどうなりますか[Qalam 1952.1: 31]。

Q.198: ハラルの素材から作ったものとしても、酒がイスラム法で禁止されているのはなぜですか[Qalam 1952.3: 39]。

服装についての質問もいくつかある。回答では、男性の場合も女性の場合もアウラが隠されていればどのような服装でも問題はないとされている。

Q.67: ネクタイ、帽子や膝に見えるズボンを着用した場合、法的にはどうなりますか[Qalam 1951.2: 39]。

Q.197: マレー人の女性がガウンを着たら法的にはどうなりますか[Qalam 1952.3: 39]。

(4)土着の慣習

土着の慣習とイスラム教の相克も大きなテーマであった。とりあげられたのは、慣習的に行われているが、多神崇拝、偶像崇拝につながるような行為である。

Q.116: 預言者ムハンマドの教友らは、コーランの章句またはさまざまな絵をお守りにしたことがあります

か。[Qalam 1951.6: 18]

このように、ムハンマドらの時代にはこのようなことは行われていたのか、という質問は他にもいくつかみられる。これには、否定的な答えを引きだし、過去の正統的なイスラムから逸脱した宗教実践であることを強調する意図があると思われる。このほかにも、たくさんの行為や慣習的な信仰が紹介されており、迷信であるとされたり、禁止とされたものが多い。

Q.82-84: 一部のマレー映画に出てくる火を崇める行為は法的にはどうなりますか。一部の「マレー」映画の中で偶像を崇拝する行為が演じられていますが、法的にはどうなりますか。「マレー」映画の中で役者が演じている偶像崇拝などの行為は法的にはどうなりますか。背教行為と見なされますか [Qalam 1951.4: 27]。

Q.89: 土地を肥沃にするために、あるいは稲が鼠に食われたり、病気になつたりしないよう霊にお供えするために水牛の頭を埋めた場合、法的にはどうなりますか [Qalam 1951.4: 29]。

また、Q.14-16でとりあげられたのは、母系制のミンカバウ人の慣習(アダット・プルパティ)とイスラム教との関係である。

Q.14-16: 慣習は宗教より大きな意味を持ちますか。イスラムの相続権という観点からすると、アダット・プルパティはイスラム教に反するものですか。もし反するものであるとすれば、その慣習法を適用するウラマーたちはそれが違反だと知っているのではありませんか。彼らは法的にはどうなりますか [Qalam 1950.11: 38]。

女性に財産が継承されていく慣習とイスラムの齟齬は、大きな論争となったテーマであった。特にシンガポールやマラヤの西南部はミンカバウ系の住民が多かった。このためか、その回答は、「誤解してはいけないのは、母系制慣習に則り娘が遺産を受け継ぐという習慣は、スグリスタン州の州法になっているということだ」として、慣習を全面的に宗教に反するとは判断していない。

(5) 宗教と行政

宗教を管轄する行政や制度的な運営のあり方も質

問された。Q.17はかなり根源的な質問であるが、「その施策がイスラムの法と規則に則っている限り、イスラムの国を治める非イスラムの政府が宗教に関する統治を行うことができる」と回答されている。Q.10-12では、イスラム法の裁判官であるカディがとりあげられている。質問および回答からは、カディをめぐる行政手続きの不透明さを批判する調子がうかがえる。全体として、既存の行政制度は肯定しながら、ムスリムにかかわる制度の運用については改善を訴える方向性といえる。

Q.17: 非イスラムの政府がイスラムに関する統治を行うことはできますか [Qalam 1950.11: 38]。

Q.10-12: シンガポールの主席カディは政府によって任命されるのでしょうか、それとも民衆によってですか。この[主席カディの]役職は政府の官報で公示されますか。主席カディの称号はどこで授与されるのですか [Qalam 1950.10: 34]。

よく取り上げられた宗教行政にかかわるトピックとして、喜捨の徴収とその分配をめぐる問題がある。Q.6、35、37、88、110、149など、喜捨に関する質問は多い。

Q.2: 「私の理解によれば、ハナフィー学派では、裕福なイスラム教徒はザカート・ハルタ[財産に応じた喜捨]を払う必要はない。なぜならば、彼らは既に所得税を課されており、所得税は社会福祉局に納められるからである。それは、その税による利益が貧しい人にも還元されることを意味する」というある人物の発言について、真のイスラムの教えに基づいたご説明を頂ければと思います [Qalam 1950.9: 31]。

回答では、喜捨を受け取ることができる八つの集団が強調され、なかでも貧しい人々に分けるという目的が強調される。そして、孤児など、そこにあてはまらない人々にも分配する現在の制度の運用は誤っていると指摘されている。

(6) イスラム全般

ほかにも、イスラム教にかかわる様々な質問がなされている。Q.105は、「宗教とは何ですか。また、アッラーのみもとの宗教は何ですか」というかなり根源的な質問であった。これに対しては、「宗教とは生活上の規則や法であり、それに従えば、現世と来世で平穏無事な生活を送ることができる」として、アッラー

のみもとの宗教はイスラム教であると回答された。ほかに、社会の発展と宗教の発展はどちらが大事か(Q.156)、どのような知識を追求すべきか(Q.158、Q.214)など、思想的な問いもいくつかある。

また、「なぜ現在のイスラム教は遅れをとってしまったのですか(Q.142)」のように、世界情勢に結びつけて現状を問う質問もあった。これに対して、イスラム教は不変だが、後退しているのは信徒であるとして、「衰退が起こった理由は、他にもなく信徒が、イスラム教の教えの目的を理解していないからである」と主張された。

一方で、「イスラム教の四法学派はどのようにして発祥したのですか(Q.60)」のように、イスラム教やその歴史に関する基本的な知識を問うものもある(法学派については、Q.92、Q.242など、ほかにいくつかある)。また、「国土に砂漠が多く、暑い気候にもかかわらず、なぜアラブの人々はジュバや厚手の服を着ているのですか(Q.32)」のように、マレー人にとってあまりなじみのないアラブ社会に関する質問もいくつかある。

(7)政治・経済

マラヤにおけるマレー・ムスリムの政治や経済の状況に関する質問も見られる。政治に関するものとして、マレー人による政党に関して尋ねたQ.227、ナショナリズムについて扱ったQ.157がある。マラヤの民族主義的な政治運動や政治勢力に対して、『カラム』は概して批判的であった。他にも、共産主義についての質問もあり、回答では共産主義は物質主義的であり、イスラム教とは相いれないことが強調された(Q.212、Q.244)。

Q.227: マレー人指導者が率いる3政党、すなわちUMNO(統一マレー国民組織)、マラヤ独立党、PAS(全マラヤ・イスラム党)のうち、どこに入党したらいいと思いますか[Qalam 1952.6: 16-17]。

Q.157: ここマレー半島はマレー人のもので権利を持っており、イスラムを宗教とする国で、非イスラム政府の保護下にあります。ある集団が混合した一つの民族のもとでマラヤの政治、社会、経済的な権利を平等化しようとした場合、それは(イスラム法からみて)合法ですか[Qalam 1951.11: 36-37]。

経済にかかわるものとしては、利子にまつわる問題

がある。Q.221のように、ある経済活動がイスラム教が禁じる利子とみられるのか問われた(類例として、Q.162がある)。また、イスラム的ではない生業や異教徒のもとで働くことの是非に関する質問は多くみられる(Q.75、164、186、241)。これに対しては肯定的な回答がなされている。ただ、全体として言えば、金銭問題や経済に関する質問は、それほど多くはみられない。

Q.221: ある人物が会社に入社した際、その会社の株をある一定量購入することが決められています。例えば、その事業の損益に関わらず、一株を1,000ドルで購入し、そこから毎月200ドルの「配当金」を得ることが決められていたといたら、法的にはどうなりますか。そのお金は利子と見なされますか[Qalam 1952.5: 32]。

Q.75: イスラム教徒がタウケ[華人の店主]の経営する質屋で給与をもらって働いた場合、法的にはどうなりますか[Qalam 1951.3: 17]。

(8)マラヤのマレー人コミュニティ

(7)に関連して、マラヤのマレー人に関する質問もいくつかみられる。たとえば、「なぜ大都市に住むマレー人児童はあまり成績がよくないのですか(Q.129)」、「なぜ我々マレー人は商売に対して意欲を持っていないのでしょうか(Q.196)」など、マレー人が他民族と比べて遅れていることの原因を問う質問である。ほかに、マレー人が地位を挙げると傲慢になるのはなぜか(Q.239)など、やや内省的な内容が目につく。これは、当時のマレー・ムスリムの間の議論では一般的な傾向であった。

同時に、ムスリムがマラヤの社会で非ムスリムと関係を持つことを示す質問も多くみられる。たとえば、Q.246では、ムスリムがキリスト教徒、仏教徒と宗教間答をしている様子が描かれている。

Q.246: 司祭あるいは僧侶などといった異教徒に、イスラム教が他の宗教より優れているとはどういうことかと聞かれたとします。コーランの節を参照して答えても、彼らに信じてもらえなかった場合、どのような方法をとったらいいでしょうか[Qalam 1952.8: 27-28]。

また、結婚の項でも触れたが、Q.220のように、改宗をめぐる質問もいくつかみられる。日常生活においても、非ムスリムとの接触に悩むムスリムの様子が質問に表れている。多民族社会においては異教徒との間に

様々な関係性が持たれており、回答者もQ.218、Q.28のような問題については柔軟な対応をとっている。ただし、「異教徒の霊の冥福を祈ることは法的にどうなりますか(Q.194)」のような宗教の根幹にかかわる問題については厳格に禁じている。

Q.220: これは最近起こった事例ですが、あるイスラム教徒の女性が改宗するために裁判所を訪れ、裁判所はシャリア法廷[イスラム法に基づく裁判所]に問い合わせをしました。シャリア法廷はその女性が改宗していなければこの件の取消しを行うことはないという回答でした。この場合、シャリア法廷などの宗教を監督する人々は法的にはどうなりますか[*Qalam* 1952.5: 31-32]。

Q.218: あるイスラム教徒が血液の不足により重病に陥り、医師が病院に保管されている血液を輸血せざるを得ない状況になりました。その際、輸血される血液はイスラム教徒のものでしょうか、あるいは異教徒のものでしょうか。患者は、善行を積む際、清浄な状態で行ったと見なされますか[*Qalam* 1952.5: 31]。

Q.28: 出産の際、女性が目の前で裸になった状態でドクン[呪術医]あるいは近親者でない男性の医師にお赤ちゃんを取り上げてもらうと法的にはどうなりますか[*Qalam* 1950.12: 10]。

(9) その他一般

それ以外にも様々な内容の質問が含まれていた。そのなかには、ユーラシアン(スラニ Serani) とはだれかを問う質問(Q.45)、ペナン島の植民地化に関する質問(Q.128)など、ローカルな話題に関するものもあれば、郵便(Q.111) や時計(Q.235) についてなど、雑学に関するものもあった。また、Q.52-54の国際連合に関する質問のように、同誌の他の記事でも扱われた時事的な話題に関する質問もあった。

Q54: 60カ国が国連に参加しています。各加盟国は、国連軍の一員として朝鮮戦争の戦地へ兵を派遣していますか[*Qalam* 1951.2: 41]。

ほかにも、卵が先か鶏が先か(Q.117)、乾季になったらカエルはどこへ行くのか(Q.33) など、枠にはまらないユーモラスな質問も散見される。

4. おわりに

本稿では、「千一問」の質問に焦点をあてて、その概要を紹介した。一方で、回答者であるチュムティ(エドルス)の思想については今後の課題となるだろう。彼は回答のなかでしばしばコーランを引用している。250の回答のなかでコーランを引用して回答しているものが18例あり、ほかにもいくつか神の啓示として言及した例がある。さらにムハンマドの言行録ハディースもたびたび引用されており、それらの傾向性から彼のイスラム思想の分析が可能であろう。それとともに、彼が同時代のマレー・ムスリムコミュニティとそれを取り巻く社会状況をどのようにとらえていたかも明らかになるだろう。

「千一問」によせられた質問は、これまで明らかになっていなかった当時の『カラム』に集った読者の日常生活と草の根の宗教実践のあり方を活写している。同時に、多様な質問の混在からは、当時のマレー・ムスリムがおかれていたマラヤの社会状況、すなわち民族・宗教が混在し、政治・社会秩序も流動化していた地域や時代のあり方がうかがえるといえよう。

参考文献

Talib Samat. 2002. *Ahmad Lutfi: Penulis, Penerbit dan Pendakwah*. Kuala Lumpur: Dewan Bahasa dan Pustaka.

千一問に見る 都市、多民族社会、家族形成

光成 歩

1. はじめに

この論考は、1950年8月から1952年8月の間に『カラム』に掲載された「千一問」(1001 masalah)のうち、結婚及び家族についての質問と回答を取り上げて、当時の『カラム』読者が置かれていた社会環境やその変化、またそれらに対する認識や回答者の立場を考察するものである。

1950年代初頭のシンガポールでは、ムスリムの結婚や離婚が様々な形で社会的論争の種となっていた。1950年半ばから同年末にかけては、オランダ人男性とユーラシアン¹⁾女性との間に生まれ、日本占領期にマレー人女性の養女になっていた少女ナドラ(マリア)の親権をめぐる国際司法紛争が起り、この最中でナドラとマレー人ムスリム男性とが結婚したことによって、論争の焦点は、改宗者の結婚の是非、幼児婚の是非(当時ナドラは13歳になったばかりであった)といった問題に発展していた²⁾。また、ナドラの親権係争が一定の決着を見た1951年以降も、幼児婚に加えて、マレー人ムスリム社会における離婚率の高さを問題視する声が高まり、1954年末には植民地政府がムスリムの結婚と離婚を専門に扱う法廷を設置すると明言するに至った。

結婚に関するこうした制度改革は、ムスリムだけを対象に構想されたわけではない。ナドラの結婚を契機に高まった幼児婚への問題意識は、当時シンガポールの人口の多数派を占めていた華人社会や、少数派のインド人社会にも影響を与え、婚姻年齢の下限を設定す

る法整備が試みられた³⁾。さらに、1950年代前半には女性運動が活発化し、マレー人の離婚率低減を目指す運動の他に、シンガポールの全住民を対象とした一夫一妻運動(一夫多妻制の廃止運動)も展開された。

この時期は、1951年4月の立法評議会選挙、1955年4月の立法議会選挙と、徐々に参政権が拡大されていく二度の選挙に挟まれた時期だった。植民地政庁と現地社会の有力者から成る植民地議会が住民の代表者から成る自治政府へと変化する中、世論の形成という点で影響力を持ったのが新聞・雑誌といった刊行物だった。月刊誌『カラム』は、1950年8月の創刊時より、マラヤ⁴⁾の政治・社会動向や世界情勢の紹介と批評、宗教、教育、国語についての論説、芸能ニュースなど、幅広いトピックをカバーする総合誌であり、時事問題に関して、マラヤのラジオ放送や新聞・雑誌との誌上論争を展開するなど、この時代のメディアの一角を占めていた。

創刊号から掲載されている千一問のページは、読者からの疑問に答えるといういわゆる「Q&A」コーナーである。本稿で取り上げる結婚や男女の関係に関する話題は、質問群の中でも登場の頻度が高いトピックの一つで、その中では、結婚についての宗教的な実践や解釈だけでなく、都市社会における男女の距離の取り方、生計の問題、教義上は固く禁じられている姦通の問題、異なる宗教または民族出身の異性との関係等が扱われ、読者の実生活における関心や読者を取り巻く社会環境が明るみに出る。本稿は、こうした話題を通じて、脱植民地化期シンガポールのマレー人ムスリム

3) シンガポールの全住民を包摂する法整備は頓挫し、キリスト教徒の婚姻と民事婚姻法に基づく婚姻にのみ適用される婚姻下限年齢法が成立した[Aljunied 2009: 121-123]。全住民を対象とする法整備の頓挫を受け、ヒンドゥー教徒にのみ適用される婚姻法改革を目指すヒンドゥー教徒議員も現れた[The Straits Times (以下、ST) 1954.4.2: 5]。

4) 現在のマレーシアのマレー半島部のこと。第二次世界大戦後の1946年、マラヤに復帰したイギリスはシンガポールをマレー半島部と切り離して単独植民地とし、以後、政治的独立の枠組みとして形成されたマラヤン連合、マラヤ連邦はいずれもマレー半島部のみを指してマラヤを用いた。

1) ヨーロッパ人男性とアジア人女性の通婚によって生まれる欧亜混血人。ナドラが生まれたインドネシアでは独自の社会集団となっていた。ナドラ(マリア)の祖母ルイズはインドネシア人とオランダ人の両親から生まれた混血人で、母アデリーンはルイズとスコットランド人との間に生まれた[Haja 1989: 29-31]。

2) ナドラ事件に対する『カラム』の論評を分析したものに、[坪井 2011]及び[坪井 2014]がある。

の日常世界への接近を試みる。

2. 男女の距離

シンガポールの都市空間は、職場、学校、娯楽の場などにおいて、見知らぬ他者との接触が日常化された公共空間であった。千一問でも、こうした状況に照らし、公共空間での見知らぬ他者、とりわけ異性との距離に関する問いが数多く寄せられた。

女性に妄想を抱くこと [Qalam 1951.2:41]

Q.58

ある男性が美しい女性を見かけ、帰宅してからもまだその女性の姿が頭に浮かんでいました。彼は妻との性交渉を持ちましたが、そのとき先ほどの美人女性との性交を妄想しながら事に及んでいました。これは法的にはどうなりますか。

A.58

それはイスラム法によって禁止されている。なぜなら、そのような行為は性交渉のマナーに触れるか、破ることになるからだ。

英語学校で女性を見ること [Qalam 1951.9:39]

Q.135

学校で同じクラスの子を見つめたら、法的にはどうなりますか。イスラム法では顔と両手首以外、男女が見つめ合うことは禁止されていますが、英語学校では多くのイスラム教徒の男女が、半裸と見なされるような服装をしています。

A.135

イスラム法は、成人した男女のアウラを定めており、男女が交際することや見つめ合うことを禁止していることは明らかである。なぜなら、たとえ両者がアウラを隠していても、中傷を引き起こすからである。この禁止の結果について、我々自身が災難を見てきており、どのようにしてその不幸な出来事が起こったか、ひとつひとつ言及する必要はないだろう。

宗教学校で女性と交流すること [Qalam 1951.5:37]

Q.99

宗教学校で勉強している時や会議などの集会の際に、男性が女性と交わることは可能ですか。

A.99

この問題は詳しく説明すべき問題であるが、本誌の女性に関するコラムを担当しているウム・ムフシン氏がコラムで書き始めたようなので、この問題に関するより詳しい議論はそちらを見てもらえればと思う。

スポーツをすること [Qalam 1952.1:36]

Q.172

バドミントン、ホッケー、フットボールの競技は禁止ですか。

A.172

それらの競技は禁止ではない。それらは運動のひとつである。禁止なのは、そういった競技の中でアウラを露出すること、また男女の交際である。

演劇の上演 [Qalam 1952.2:30-31]

Q.186

芝居を上演し、その芝居の料金を徴収したら、法的にはどうなりますか？

A.186

芝居自体は禁止ではない。禁止なのは、よく芝居の中で見受けられるように、芝居のなかで信仰を持つ者たちがいつも男女で交わり、また女性が男装をし、男性が女装をし、それを大勢の観客に見られることである。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「アッラーと来世を信じる者(男)は誰であれ、近親者が同伴していない女と二人きりになってはならない。そこには3人目として悪魔がくる」(アーマッドの伝承による真正ハディース)

アッラーは次のような啓示をされている。

「男の信者に(女性から)目を伏せて陰部を守るように言ってやりなさい。女の信者にも言ってやりなさい。(男性から)目を伏せて陰部を守り、露出している部分の他は、体を見せてはならないと」

これに関する文言は他にもいくつかあり、芝居の状況を見ると次のことが言える。芝居では美しい女性を目にしてしまうことは避けられず、演じている信者たちは近親者ではない。よって、コーランやハディースに明記された禁止事項に抵触することになる。そこから得た金は、反逆によって得た収入、すなわち禁止された行為によって得た収入である。

最初の質問は、美しい女性を見かけ、その女性に妄想を抱くことについてである。回答は、それは禁じられているというが、その根拠はマナー違反であるとするにとどまる。

英語学校において女性を見ることを問うた第二の質問と、宗教学校において女性と交流することを問うた第三の質問に対する回答は、好対称をなしている。英語学校においては女性が「アウラ」を隠しておらず、「半裸に近い」状態であるとされるため、アウラを隠さないこと、見つめあうこと、といった禁忌が守られていない以上、「災難」は免れないと言わなければならない。

る。一方、宗教学校における男女の交流については明確な回答を避けている。宗教学校及び集会という場に対し、西洋の思想的影響の下で運営されている英語学校に対するのとは異なる態度で臨んでいることの表れとも解釈できるだろう。一方、『カラム』の別の論説では、結婚前に男女が知り合うこと自体を、「生活習慣の多様化とイスラムに反する習慣がもたらしたもの」で、西洋もしくは外来の文化であると否定的に捉えている〔*Qalam* 1959.3:26〕⁵⁾。ここで明確な態度の表明を避けたことは、宗教、あるいは教師・生徒といった学校を媒介とした紐帯から生まれる団体や、そうした団体が開く集会が、政府の政策に対して意見表明する場となっていたという、当時の情勢と結びつけて理解することも可能だろう。『カラム』は創刊時よりマラヤの政治情勢への論評を連載しており、マレー人ムスリムの政治集会に言及することも多かった⁶⁾。

スポーツや演劇など、娯楽に関する質問にも、男女の距離に関する立場から回答が寄せられている。サッカー、ホッケー、テニス、バドミントンといったスポーツは、当時マレー人の間で人気の高い競技だった。一方、ムスリム女性がスポーツをすることは、宗教に反するとの批判や論争の対象となっていた。1938年には、シンガポールのムスリム諮問委員会が女子のスポーツ競技を男性が観戦することを禁じる通告を出し、マレー人の反感を買った⁷⁾。第二次世界大戦後には、「新しいマラヤのマレー人女性」は、他民族の女性たちのようにスポーツに積極的に参加すべきだと述べるブルリス州王室女性の記事や、ムスリム女性のスポーツ参加を批判する宗教者に反論する女性の投書が新聞に掲載された⁸⁾。質問と回答は、スポーツとイスラムとの関係についてのこうした論点を踏襲したものとなっている。

5) 関連する情報は拙稿〔光成 2012〕を参照。

6) 例えば、1960年に提出されたムスリム法施行法案に対する反対集会が取り上げられている。この集会には、ムスリム団体の他、シンガポール宗教教師連合(Persatuan Guru-Guru Agama Singapura)や学生の連合が参加していた〔*Qalam*1961.5:10-13, 37〕。

7) イェガーは、これを、ムスリム諮問委員会の中核を占めた、社会的経済的基盤を持つ有力者層だったアラブ系ムスリムやインド系ムスリムと、彼らに対して敬虔さに劣ると言われたマレー人ムスリムとの間の宗教的解釈をめぐる対立だとしている〔Yegar 1979: 99-108〕。

8) 前者の紙面では、女子スポーツを推進するブルリス州王妃を「活発な人柄で、宗教規範を厳格に守るが、女性や少女はバドミントン、ホッケー、テニスをすべきだ」という考えであると形容している。宗教的態度と女性のスポーツ参加への考え方が矛盾と捉えられている〔*ST* 1949.3.12: 8; *ST* 1949.7.17: 4〕

3. 結婚の相手

脱植民地化期の社会変化に伴い、結婚する相手についての規範にも変化が生じた。次の質問は、ムスリム社会におけるそうした変化を象徴する話題である。

結婚における対等性〔*Qalam* 1951.5:36-37〕

Q.97

庶民がトゥンク〔マレー人王族の称号〕やシャリファ〔ムハンマドの子孫の女性の尊称〕を妻に娶った場合、法的にはどうなりますか。

A.97

これは「カファー〔婚姻における対等性〕」の問題である。シャーフイー派では、一般人と身分の高い人の結婚は対等ではないという議論がある(このカファーの問題について詳しくはシャーフイー派の法学書を調べるとよい)が、この見解は別の学派から反論されている。その根拠は、そのような行為は同じイスラム教徒の分裂もたらし、使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)やイスラム教によって先導された連帯の原則を崩すからである。それは、イスラム教はタクワ〔神への崇敬〕以外、信徒の間に格差はないというものである。加えて、歴史上には、サイーディナ・ビラールとザイド・ビン・ハリサがいる。二人はクライシュ族でないどころか奴隷であったが、クライシュ族出身者と結婚して解放された。コーランの「女」の章の第22、23節に、結婚が禁止されている相手として14種の相手が挙げられているが、その中にはトゥンクやシャリファなど血統に由来する階層は含まれておらず、それどころか節の最後は次のように続いている。「これ以外の者との結婚は合法である」。こうしたことから、彼らは次のように考えた。強制ではなく合意にもとづくものならば、結婚を禁止したり、違法とする根拠は存在しない。

上記のような問題は、大論争を引き起こしたことに触れておくべきだろう。血統を維持したい者たちは譲ろうとせず、真実を追究しようとし、自分たちの理屈を意地でも固守し、イスラム同胞間の絆を強めるという宗教のより広い目的について関心を払おうとしない。このため、まるでイスラム教のなかに高低があるようだ。

回答でも示されているように、この質問の背景には、従来社会的地位が釣り合わないと言われてきたアラブ系女性とマレー人男性との結婚の是非についての論争がある。この対等性をめぐる問題は、父親が初婚の女性の同意を得ずに結婚させることを認める強制

婚⁹⁾の問題とも絡んで、シンガポールだけでなくマラヤでもしばしば論争化した。『カラム』は、ラシード・リダー¹⁰⁾らの改革思想に則って、強制婚や対等性に関する法学説を否定する立場からこうした論争に参加した〔*Qalam* 1952. 2: 33; *Qalam* 1955. 5: 36〕。ここでも、「ムスリムの間に差はない」として対等性の原則を否定しているほか、「その結婚が強制によるものでない」ことを結婚の合法性とする理解が示されている。

4. 結婚と住居

結婚後、経済基盤が整うまでの間、新郎と新婦がいずれかの両親とともに暮らすことは珍しいことではなく、特にマレー人の間では妻方住居が一般的な習慣であった。一方で、新婚夫婦の揉め事や離婚事由の中でも、両親による干渉が挙げられることはしばしばであった¹¹⁾。以下の質問からも、(義理の)両親との同居が悩みを伴わないものではなかったことが伺われる。

結婚後の住居〔*Qalam* 1950.11:39〕

Q.21

既婚者で自分の家庭を持っていない男性にとって、どちらがいいと思いますか？ 1) 男性が義理の親と住む、2) 妻を夫の両親と住ませる。

A.21

この事に関して、「胸をたたき願望を尋ねる」という諺がある。すなわち、自分の頭を使って自答せよという意味で、もし義理の親の家に住んでいて心地よく感じるならそこに住めばいいし、そうでないなら妻を自分の親の家に連れてくればいい。しかし、妻の気持ちも考えなければならない。義理の親と住む彼女の気持ちも尋ねる方がよい。最善の道は、あっちは駄目こっちは駄目

9) 「強制婚」とは、父(後見人)が初婚の女性を、その同意の有無を問わずに婚姻させる習慣を指す。シャーフィイー派法学では、婚姻の女性側の締結主体は後見人であり、いかなる場合でも女性自身が婚姻を締結することはできない。父または男性父系尊属が後見人の場合、被後見人の女性が成年・未成年かを問わず、その許可を得ずにこれを強制的に婚姻させることが可能とされる〔柳橋 2001: 76〕。マレー世界のムスリム社会でも、青年男女が初婚相手を自由に求める機会が少なく、親が子の結婚相手の選択を行うのが一般的だった〔口羽益男・坪内良博 1966: 8〕。強制婚と対等性に関する『カラム』の議論は拙稿〔光成 2012〕を参照されたい。

10) Muhammad Rashid Rida (1865-1935) は、現在のレバノン出身の法学者でイスラム改革思想家。1898年、カイロで師事したムハンマド・アブドゥと共に雑誌『アル=マナール』(灯台)を刊行し、イスラム改革思想を広めた。1906年にシンガポールで刊行された『アル=イマーム』(指導者)は、リダーらの思想的影響を受けており、紙面でもしばしば『アル=マナール』が引用された〔Roff 1974: 59-61〕。

11) [Djamour 1959: 118-119]

とお互い避け合うのではなく、両者の友情の絆をより強めることである。

結婚後の住居(2)〔*Qalam* 1950.11:39〕

Q.22

インド、エジプト、アラブのイスラム教徒は、結婚したら男性は(我々がよくするように)義理の親と住みますか？それとも妻を自分の両親の家に連れてきますか？

A.22

どこの人であろうとその状況は同じである。それぞれの状況に応じて、持てる人たちは家族の人数が増えることをきっと好むだろうし、持たざる人たちは断念せざるを得ない。

第一の質問は、家を持っていない場合にどちらに住めば良いか、と問いかける。回答は、義理の両親と同居するならそれで居心地よく居られるのかと自問するよう促し、本人と妻の気持ちを大切にするようにと説いている。対して、第二の質問は、他のムスリム社会ではどのような習慣となっているかを尋ねている。インド、エジプト、アラブは、聖地や学問の中心を擁した場所であるだけでなく、シンガポールのマレー人ムスリムにとっては隣り合って生活する外来ムスリムらの出身地でもある。「我々がよくするように」と、自らの習慣を一方に置いた上で、これを外部の権威あるムスリム社会の習慣と比較しようとする質問だと言えるが、回答は、経済状況に従って決めることだと述べて、これらの国々の習慣との比較はしていない。

5. 生計を立てる手段

結婚生活において、一家を支える収入を確保することは大きな悩みである。当時のシンガポールでは、マレー人の社会経済的な立ち遅れが指摘されており、教育改革や婚姻法改革が求められていた。

一家の困窮〔*Qalam* 1951.11:35〕

Q.150

私の給与は月に200ドルしかありません。時々それより多かったり少なかったりします。私には16人もの扶養家族がおり、借家に住み、学校に通う子供たちもいます。日々の出費は最低でも600ドル、たまにそれ以上かかることがあります。これは衣料費を含めない額です。物価が何もかも高い中で、出費を最低限に抑えるようにしています。この悲惨な状況から逃れる方法について何か助言を頂けませんか。

A.150

最善かつ賢明な策は、収入に出費をつりあわせることである。忍耐強くそのような状況に対処しつつ、願わくはアッラーから豪勢な金運や恵みがもたらされるよう祈り、祈りながら努力を怠らないようにすることである。なぜなら、努力なしに願いは叶えられないからである。その努力から得られる収入についてはアッラーに委ねなさい。神の御心ならば、努力することでその苦難の状況から抜け出せることだろう。

家族を養うこと [Qalam 1951.5:36]

Q.96

もしある人物の収入が自分の妻子を養うのに十分ではなく、退職や昇給を願いでもできない場合、その人物はどうしたらいいですか。

A.96

自分の生活は自分の収入で賄わなければならない。アッラーの救いを祈願しつつ、あなた自身が努力すれば、あなた方夫妻は欠乏を補うための他の工夫がきつとあるはずである。それぞれの不足分は工夫すれば補うことができるが、妻に対する責任を放棄してはならない。妻に対する責任は義務となっており、その義務によってあなたは物事に責任を持つことを教えられている。もしあなたが責任を持つとしないなら、より重大な問題に対しても責任を持ってないだろう。

ムスリム女性の生業 [Qalam 1952.7:20]

Q.241

なぜイスラム教徒の女性はウェイトレスになる人が多いのでしょうか。これは法的にはどうなりますか？

A.241

我々が知る限り、大半の女性は生計を立てるためにウェイトレスとして働いている。夫に去られ居場所も与えられないまま子供を育てている女性もいる。また自分の両親や親戚を扶養しなければならない女性もいる。さらに一部には、例えば夫に放っておかれるなどして傷心を抱える女性もいる。こうした女性がウェイトレスとして働くことは許される。なぜなら、知識がないゆえ、その職に就く以外に収入を得る方法がないからである。

もし自尊心と節操を守ることができるなら、生活のためにウェイトレスとして働くこと自体は仕方がない。しかし一方で、ウェイトレスとなった彼女らの中には、尊厳を売り、一部の者は酒を飲むなど、イスラムで固く禁じられている行為に至る者もいる。

女性たちがこうした職に就きたいきさつを見ると、彼女らは救済が必要とされる人たちに含まれると言える。しかし、この国の宗教行政がザカート徴収に関して

イスラムの教えの趣旨と目的を満たすような運営ができていないがゆえに、彼女らを低劣な状態から救い、過ちを悔い改めるような取り組みが実施されていないのである。仕事や教えを与えることで、宗教だけでなく社会一般からも咎められるような仕事から彼女たちを解放できるのである。

多くの扶養家族を持つという第一の質問に対して、回答は忍耐と努力を説き、その後はアッラーに委ね、祈るようにと述べている。同内容の第二の質問に対する回答では、努力を説きつつも、後半では妻に対する責任を放棄してはならない、と強調している。この背景には、離婚され、もしくは置き去りにされた女性たちが困窮し、売春や不道德な生業に携わらざるを得ない状況が生まれていたこと、またこれが男性の無責任な行動からくるものであるとする『カラム』誌に通底する問題意識がある。

最後の質問は、こうした背景を踏まえて理解できる。質問は、ムスリム女性がウェイトレスになることはイスラムの教義に照らして疑問であるとの立場からなされている。これに対して回答は、夫に捨てられ、自らも扶養家族を持つ女性らが、教育もなく選べる職業がウェイトレスなのだと言い、生計を立てる手段として認めている。酒を飲むなど自らの尊厳を傷つける行為をしている者についても、本来は救済されるべき者とし、シンガポールの宗教行政、とりわけザカートの徴収と運営が適切に行われていないことが問題であると¹²⁾。

6. 離婚

シンガポールでは、マレー人ムスリムの間での離婚趨勢が問題化して、「離婚を減らす」ことは、1950年代前半の新聞・雑誌上で頻繁に見られる標語だったと言って良い。

離婚を減らす方法 [Qalam 1950.11:39]

Q.23

イスラム教徒の間の「離婚」件数を減らすためのイスラム法に則った手段はありますか？

A.23

夫婦間の離婚を防ぐため、イスラム教は信者に様々な

12) シンガポールでザカート徴収が国家の宗教行政の一部として制度化されたのは1966年ムスリム法施行法の施行後である。これ以前は、宗教団体やモスク等が個別にザカートの収集と配分を行っていた。

規則や導きを与えている。

イスラムは我々に対立を引き起こすような事柄に対し譲歩の姿勢を取ることを説いている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても良き態度を取ることを教えている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても公平であるよう命じている。イスラムは妻に対して善い行いをし、また彼女らを尊敬し、逆に妻は夫を尊敬し忠実であるよう説いている。もしこれら全ての教えに真面目に従えば、離婚件数は確実に減少するだろう。

離婚を憎むこと [Qalam 1952.6:16]

Q.225

夫婦の離婚(タラーク)はイスラム教で許されていますが、至高なるアッラーはそれを憎まれます。何が問題なのでしょう。

A.225

アッラーが夫婦の離婚(タラーク)を認めているのは、我々人間の理解に合わせたからである。人間の性質に従って、婚姻(生活の共有) 関係を緩め、解消することが許可されてはいるが、関係を絶つことは軽蔑される。なぜなら、我々の見解では、それは自覚と忍耐が足りていないゆえの行為だからである。とりわけ夫婦が大きな責任を負っている場合、すなわち子供がいる場合は、離婚は子供たちの生活と環境に影響を与える。ゆえに、家庭での平和な生活を築くためにはお互い主張しすぎず、許容し合い、相手を喜ばすことが望ましい。もし独身でいたら陥るかもしれない悪行を未然に防ぐためにも、結婚が奨励されるのである。

ふざけてなされた離婚宣言 [Qalam 1952.7:17-18]

Q.236

夫婦喧嘩の最中に妻が夫に離婚してくれとわめいていました。そして夫は「お前に一回離婚宣言を出す」と言いました。2、3日すると、彼らはまた仲睦まじくしていました。これは法的にはどうなりますか？

A.236

大部分のイスラム法学者たちの判断では、離婚宣言が冗談やふざけて出されたものだったとしても、その女性は離婚されたこととなる。その証拠として、以下のハディースが挙げられる。

「アブー・フライラは伝えている。神の御使いはおっしゃった。『冗談であろうと、本当に事実となる事柄が三つある。それは、婚姻、離婚宣言、そして復縁である』(アーマッド、アブー・ダウード、イブン・マージャ、ティルミズィー、ダル・アル＝カトニ、ハキムの伝承によるハディース)

他にも、上記のハディースとおおよそ同じ内容のも

のが三つ存在する。これらはタブラニ、ハーリス・ビン・ウサマとアブドゥル・ラザクの伝承によるものである。三つの意味や意図は上記のとおりである。しかし、これらのハディースは信憑性が低いとして一部の法学者らはこれを否定する。一番目のハディースを認めているのはイマーム・ハキムだけだが、ハディース学者によるとこのハディースは伝承経路の信憑性が低く、他の三つもまた同様であるという。

もし妻に対する離婚宣言が確実に心から意図して発したものであれば、その妻は離婚宣言が出されたと思わなければならない。しかし、もし怒りにまかせて言葉を吐いたのなら、一部のウラマーらの判断によると、妻に離婚宣言を出したことになる。なぜなら、確固とした決意をもって宣言してはじめて合法となるからである。アッラーは次のように啓示されている。

「もし離婚を決意するならば、まことにアッラーはよく聞き、よく知り給う」(コーラン「牝牛」の章第226節)

この節から明らかなように、アッラーが見給うのは、決意を持って出す離婚宣言であり、冗談やふざけて出したものではない。この判断を補強するハディースが他にもいくつかある。その内の一つは次の通りである。「アーイシャは言った。怒りにまかせて出した離婚宣言は合法ではありません」(アーマッドやアブー・ダウードなどによる伝承)

以上の説明が満足のいくものになったことを願う。そして、我々が忠告したいことはただ、離婚宣言を容易に出したり、それを習慣化したりしてはならないということである。それが普通のこととなれば良からぬ事態を引き起こすだろう。

離婚を減らす方法として、女性活動家やムスリム・コミュニティの有力者らは、離婚を登録する役職を持つカーディの改革や、カーディとは別に離婚を扱う、イスラム法廷の設立を求めていた¹³⁾。『カラム』においても、離婚件数の多さの原因として、和解や調停努力を怠り、離婚登録の謝金を目当てに容易に離婚申請に応ずるカーディを批判する論説が掲載されていた [Qalam 1953.1:6-8]。一方、この質問への回答で示されたような、道徳的な導きとしてイスラムの教えを強調し、夫婦間での尊敬を説く姿勢も、この問題に対する『カラム』の他の論説と通じている。この中で、離婚が頻繁に起こる原因は、宗教心の薄さゆえの結婚に対する責任感の欠如にあると指摘されている [Qalam 1959.8:11-12]。第二の質問に対する回答も同様に、忍耐、自覚、そして責任を説いて離婚を避けるよう求め

13) [ST 1951.2.16: 4; ST 1951.3.7: 1; ST 1951.12.29: 7; ST 1952.1.14: 7]

るものだった。第三の質問は、喧嘩の勢いや冗談で、離婚宣言がなされた場合の効果について尋ねており、回答ではこうした離婚宣言がたとえ真意でなくとも成立してしまうとする学説と、真意でない限りは成立しないとする学説の両方を紹介し、離婚宣言を弄んではならないと忠告している。

7. チナ・ブタ

イスラム法では、男性側が妻に向かって3回離婚宣言を行うと、復縁はできず、その元妻が別の男性と結婚した後に離婚しなければ再婚できない¹⁴⁾。この時、再婚のために行われる、「チナ・ブタ」(チナは華人を、ブタは盲目を意味するマレー語)という習慣についての質問が、短期間で複数回登場した。

チナ・ブタ [Qalam 1951.6:18]

Q.119

チナ・ブタという言葉の語源はなんですか。その意味はどのようなものですか。そのような名前と呼ばれているのは誰ですか。

A.119

チナ・ブタという呼び名は、ムハリル[muhallil:合法な人、認められた人]というアラビア語からきている。それは3回の離婚、もしくはいわゆる3度のタラーク[夫が妻に行う離婚宣言]により夫から離婚された女性とその夜のうちに離婚するという条件で結婚してお金をもらう男性のことを指す。大抵その男性は障害者である。一部の場所によくあることだが、結婚立会人、あるいはカディが彼らを家で預かり、特別な部屋を一室用意する。チナ・ブタとの婚姻を望む女性が来ると、カディは家に預かっている男性に報酬を払い、その女性と婚姻させる。その後、用意された一室にふたり一緒に入る。しばらくしてからふたりは部屋から出て来て、一緒になったと認める。次に、チナ・ブタとなった男性に女性と離婚するよう命じる。その後女性は3ヶ月のエツダ[待婚期間]を待ち、最初の夫と再婚する。このような方法は、いくつかの場所で行われている。

質問者はこの婚姻に関する法について尋ねてはいないが、重要だと思うので説明したい。このような行為は法律上明らかに違法である。なぜなら、彼らが結婚というものを弄んでいるように見えるからだ。アッラーはこのようなムハリルの行為を呪い、その職業は厳しく

14) 夫による妻への離婚宣言(タラーク)は、3度まで行うことができる。3度目までは、待婚期間中の復縁が認められているが、3度目は、復縁することはできず、待婚期間終了後にも再婚が認められない。3度の離婚宣言をした相手と再婚するためには、女性が別の男性と結婚し、離婚しなければならない。

非難される。

チナ・ブタ(2) [Qalam 1951.12:40]

Q.161

「チナ・ブタ」の言葉の由来は何ですか。また、そのような呼称は使徒ムハンマドの時代から存在していましたか？

A.161

「チナ・ブタ」という言葉の由来は不明だが、それは「ムハリル」というアラビア語の意味からきている。おそらくこれは、改宗した華人が、イスラム法に関する理解がないゆえに進んで結婚を弄ぶ道具にされてしまうことを喩えた言葉だろう。この言葉は使徒ムハンマドの時代には存在しなかった。

チナ・ブタとは、最初の回答の通り、再婚不可能な相手(元夫)と再婚するために、女性が別の男性と形式的に結婚し、離婚される習慣を指す。婚姻締結後、結婚が完了したことを(二人きりで密室で過ごすなどして)客観的に証明する必要がある。言葉の由来ははっきりと伝わっていないが、マレー人コミュニティ外の改宗者がこうした役割を担わされていたことを示唆している。チナ・ブタはマレー人の悪しき社会慣習として、20世紀初頭より改革派知識人から批判を浴びていた¹⁵⁾。ここでの回答も、チナ・ブタが「結婚を弄ぶ」ものだと強く非難している。

8. 姦通の位置

姦通はイスラム法で禁じられた事項の一つである。千一問でも、姦通が宗教的な罰を伴う行為であると強く否定している。しかし、以下に紹介する質問は、社会において姦通が、非難を伴うものではあるとしても、正常に評価される結婚や出産と、曖昧な境界で接していることを示唆している。

姦通の認定 [Qalam 1951.5:38]

Q.104

4人の公正な証人がいなくても、写真を証拠として姦通した者を法のもとにおくことはできますか。

A.104

法律上は4人の公正な証人がいなくてはならず、そこで初めて某氏が姦通したと主張できる。写真についてはその後である。写真はねつ造や偽造ができるため、混乱を引き起こしかねないものもある。例えば、メルール

15) [Roff 1974: 83]

さんの写真を取り、彼女と体格がまるで同じ別人が裸になっている等々の写真を用意する。次に、メルールさんの首元の部分の写真をきれいに切り取り、別の女性の写真も同じように首のところで切り取る。そしてメルールさんの頭の写真と別の女性の身体の写真を繋ぎ合わせ、写真のブロックを作る。鋭く見ない限り、メルールさんがあたかも裸になっている等々の写真に見えるのだ。

このような理由により、証拠となるのは、現像前のネガの状態の写真である。

姦通 [Qalam 1950.12:10]

Q.3

1.ラマダン[断食]月の日中に姦通をすると法的にはどうなりますか？ 2.このような場合罰が科せられますか？

A.3

ここではこの質問に対して一つにまとめて回答する。姦通者は宗教上厳格に禁止された行為に及んでいる。これを為す者はアッラーにより悲しい報いを受ける。この姦通が断食月に為された場合、更なる重大な違反、すなわち姦通の禁止及び断食中の性交渉の禁止という二つの禁止を破ることになる。断食中に性交渉に及んだ者に与えられる罰は、三ヶ月間連続の断食である。このような罪深い行動を避けなさい。そして、禁止された行為を避けることでアッラーに対して敬虔でありなさい。

姦通から結婚へ [Qalam 1951.1:33]

Q.34

ある女性が男性との姦通によって妊娠が確認され、恥を隠すためその後彼らが結婚した場合、その結婚は合法ですか。

A.34

その結婚は合法である。

姦通が疑われる出産 [Qalam 1951.4:29]

Q.93

ある男性がある娘と結婚し、7ヶ月間一緒に暮らしていました。そしてその娘は子供を一人生まれました。この子供は姦通によって出来た子供となってしまったのでしょうか、または夫自身の子供でしょうか。なぜなら、子供が生まれるまでの期間は通常9ヶ月だからです。

A.93

子供が生まれるまでに9ヶ月かかるとは限らない。妊娠7ヶ月目で出産することもよくある。それどころか、4ヶ月目で出産する人もいる。よって、もしその女性が夫と結婚する前に悪い行いをしていなければ、おそらく夫の子供だろう。

姦通により生まれた子 [Qalam 1951.5:37-38]

Q.102

許されないやり方、つまり姦通によってできた子供は法的にはどうなりますか？

A.102

その子供は、両親の姦通の結果出来た姦通児である。したがって、姦通の罪は両親が背負うものだが、侮辱の重荷はその不幸な子供に降りかかることになるだろう。

姦通により生まれた子(2) [Qalam 1951.3:16]

Q.70

姦通によって生まれた子供が大きくなり、敬虔な信徒となりました。その敬虔な行いによりその人は来世での成功が得られますか。

A.70

「人は他人の罪を背負うことはない」。姦通を犯しているのは両親であり、その姦通によってその子供は生まれた。姦通の罪はそれを犯した者自身が背負うものであり、自分が背負うものではない。子供はそのことで罰せられることはない。何を求めるかは自分自身の努力次第である。邪悪であれば邪悪な報いを受けるし、善い行いをすれば善き報いを受ける。なぜなら、アッラーは次のような啓示をされているからだ。「神は男女の善き行いを本当に無視されたりしない」。

姦通は宗教で固く禁じられた行為である。一方で、イスラム法は、むやみに姦通の疑いをかけることを戒め、その認定には、4人の公正な証人による証言という、非常に厳格な条件を課している。最初の質問は、写真という近代技術を用いてそうした条件を満たすことが可能かどうかという問いかけである。回答は、写真はねつ造が可能なものであり、「鋭く見ない限り」はこれを見破るのが容易でないと戒めている。そして、ねつ造不可能な現像前のネガでなければ証拠とすべきでない、としている。

一方、婚外の禁じられた関係性から結婚という合法的な関係性に至ることが現実においてままあることを示すのが、妊娠を機に結婚した場合の結婚の有効性(合法性)を問う第二の質問、婚姻中の早すぎる時期に出産し、客観的に姦通が疑われる出来事について問う第三の質問である。回答は、妊娠した後の結婚について、道徳的な是認を示さないながらも、結婚を合法(有効)なものとして認めている。また、第三の質問に対する回答では、無闇に疑わず、子どもを合法的な結婚により生まれたと認める姿勢を示している。最後の二つの質問は、姦通により生まれた子についてのもので、回答

では、その子どもが社会的な侮辱に苦しむことになるだろうと警告する一方、子どもが姦通による宗教上の罪を背負うことはないとした¹⁶⁾。

9. 宗教を超えた家族形成

多民族社会において、宗教や民族の境界を超える家族形成は常に存在しうる。以下では、宗教を超えた家族が、生活を営む中で向き合っている様々な問題が示されている。

宗教間結婚 [Qalam 1950.11:39]

Q.18

イスラムでない国で婚姻締結の儀式をするイスラム教徒がいない場合、イスラム教徒が非イスラム教徒の女性と結婚するにはどのような方法がありますか？

A.18

そのイスラム教徒は、女性をイスラム教に改宗させ、その後その国の慣習や規則に従って結婚すればよい。イスラム教徒でない人たちにも彼らの規則ややり方に則った結婚というものがある。

宗教間結婚 (2) [Qalam 1951.9:39]

Q.136

もし華人の娘がマレー人の若い男性と恋に落ちて、その娘が自分はイスラム教徒だと認めたら、マレー人男性は彼女と結婚できますか。

A.136

結婚できる。異教徒の女性がイスラム教に改宗し、自身の家族との関係を断ち、またその結婚に同意したならば、イスラム教徒の男性と結婚するにあたって何も支障はない。しかし、小さい頃から自分を育ててくれた両親の苦勞に敬意を表して、まず両親の同意を得る方法を模索することが和解のためには大変望ましいだろう。

子どもの宗教 [Qalam 1951.3:15]

Q.69

キリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性を妻とし、各人自分たちの宗教を信仰していました。もし子供ができた場合、その子はどちらの信徒として見なされるのでしょうか。

A.69

アッラーは次のような啓示をなされた。「啓典を授けられた人々(ユダヤ教徒とキリスト教徒)の食べ物

汝らにも許されており、汝らの食べ物も彼らに許されている。アッラーを信仰する貞節な女も、汝らより以前に啓典を授けられた人々の中の貞節な女も(汝らの妻として許されている)」。上記の啓示に従うと、ユダヤ教徒やキリスト教徒の女性がイスラム教に改宗しなくても、イスラム教徒の男性は実際その女性と結婚していることになる。預言者の教友の一人、フザイファ・ビン・アルヤマーンはユダヤ教徒の女性と結婚した。その結婚は使徒も誰も禁じなかったが、現代人の考え方によれば、現代の啓典の民の信徒たちはかつてのような宗教心を持っておらず、彼らの信心がすでに変わってしまったのだから、そのような結婚は合法とは見なされない。イスラム教徒の女性が異教徒の男性と結婚することに関しては、コーランの中にそれを許可する文言はなく、ハディースにおいても言及されておらず、預言者ムハンマドの教友たちも経験したことがない。したがって、その状態で生まれた子は、イスラム法に照らして違法な子であるのは明らかだ。

埋葬 [Qalam 1952.5:31]

Q.219

イスラム教徒の女性が、キリスト教徒のユーラシアン男性と一緒にいました。彼らは結婚をせず、改宗せずにそれぞれの信仰を守りました。その女性が死亡した場合、イスラム式に埋葬をすることは可能ですか？

A.219

可能である。

養子との結婚 [Qalam 1951.9:39-40]

Q.138

ある人物が大きくなったら妻とする目的で華人の女児を買いました。結婚契約を執り行わなかった場合、将来の結婚は合法ですか

A.138

結婚は、女性自身の同意を求めて契約を結ばねばならない。もし女性が同意しなければ、その契約は無効であり、ましてや契約をしないのは明らかに禁止である。

養子の埋葬 [Qalam 1951.12:40]

Q.163

イスラム教徒に育てられた華人の子供が3歳に満たずして死亡した場合、イスラム教徒の墓地に埋葬することはできますか。

A.163

その子供はイスラム式に埋葬し、管理してもよい。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「子供はそれぞれ本然の姿をもって生まれてくる。その両親が子供をユダヤ教徒やゾロアスター教徒にして

16) この質疑については[金子 2014]も取り上げ、マレー人ムスリム家庭における子育てや教育の観点から考察を加えている。

しまうのである」(アルタブラニとバイハキの伝承による真正ハディース)。

このハディースが言わんとしていることは、ムスリムであろうと異教徒であろうと、子供は各々フィトラ、すなわち神聖で汚れのない状態で生まれてくるが、両親が誤った方向へと導くということである。両親は子供が成人になるまで彼らをユダヤ教、キリスト教あるいはゾロアスター教の信者にすることはできない。イスラム教徒に引き取られた子供は、イスラム教徒から生まれた、イスラム教徒の子供という扱いになる。

預言者ムハンマドの時代には、アリー、イブン・ザイド、ザイド・ビン・ハリサなど、成人前にイスラム教に帰依した異教徒の子供がたくさんいた。また、間違いがなければ、イスラム教徒に引き取られた、あるいは育てられた異教徒の子供が成人前に死亡してイスラム式に埋葬された事例はなかったが、上記のような人が預言者とともにあって成人前に死亡した場合、異教徒により埋葬されるか、イスラム教徒の墓地に埋葬することが許されないか、使徒ムハンマドの判断に委ねただろうか。

預言者の時代、イスラム教徒に育てられた異教徒の子供が死んだら異教徒に管理と埋葬を任せるだろうか。我々はそういった事実を聞いたことがない。したがって、その子供はイスラム式に管理されるべきだと考える。

第一、第二の質問は、いずれもムスリムの男性が非ムスリムの女性と結婚する方法についてのものである。最初の質問では、イスラム国家ではないところで、婚姻締結を取り仕切る者がいない場合に結婚することについての方法が尋ねられている。回答は、女性をイスラムに改宗させたのち、その国の慣習や規則に則って結婚するように、としている。これは、外国の地で締結されたムスリムと非ムスリムの婚姻は、その土地の法に基づいて行われた場合、有効であるとするイスラム法学説に基づいた見解である。ただし、この場合の非ムスリムは、啓典の民(キリスト教徒とユダヤ教徒)に限定されている。回答がなぜ非ムスリム女性を改宗させてから結婚するように述べたかは、女性の宗教が明確に示されていないからとも、あるいは、第三の質問への回答に示されているように、啓典の民が宗教規範に忠実でないと思われる時代のもとでは、啓典の民との結婚そのものが違法であるとする立場によるものとも考えられる。

第二の質問は、華人女性とマレー人男性との結婚についてである。回答は、非ムスリム女性のイスラム改宗が必須であるとするが、それは、女性を育てた両親

との断絶を意味するものととし、まずは家族の同意を得る努力をすべきだと説く。第三、第四の質問は、いずれも、ムスリムの女性が、キリスト教徒の男性と、お互いに改宗することなく結婚生活を送っている場合についてのものである。子どもの宗教はどうなるか、という第三の質問に、直接の回答はなく、結婚が違法であり、子どもが合法的な結婚から生まれたとは認められないとのみ述べられている。第四の質問は、キリスト教徒と結婚していたムスリム女性をイスラム式に埋葬できるかというもので、回答は端的にできる、とのみ回答し、結婚についてはコメントしていない。

また、ムスリムが華人を養子に取ることも、宗教を超えた家族形成の一例と言える。この時期の千一問での投稿で、華人の女兒を養子に取り、女兒の成長後結婚することについては、イスラム法で禁じられていないことが確認されている[*Qalam* 1950. 12:9]。しかし、上の第五の質問への回答では、女性の承諾のない結婚、かつ婚姻契約の締結が行われない結婚は二重の意味で違法であるとしている。女性の承諾を重視する立場は、強制婚を批判する中でも示されており、養女となった華人女性の権利を保護すべきとの姿勢が示されている。

最後の質問は、養子に迎えられた華人の子どもが幼くして亡くなった場合、イスラム式に埋葬できるかというものである。回答は、子どもは汚れのない状態で生まれてくるのであり、その宗教は、子どもが成年するまでは親が決めることはできないとする。養子に出されたなら、その子どもはムスリムの子どもであるとの主張と合わせて読むと、養子に出した異教徒の親がその子どもの宗教を決定する権利を持たないとの意味だと考えられる。続いて、預言者ムハンマドの時代の先例を探して、未成年でイスラムに帰依した者がいたことを挙げる。しかし、異教徒の子どもがムスリムに養子に出された例、また、その子どもが亡くなってイスラム式に埋葬した例は、預言者の時代にないと述べる。例がないとしながらも、仮にムスリムが異教徒の子どもを養育していたとして、その子どもが亡くなった時、異教徒の墓とムスリムの墓のいずれに埋葬すべきかの裁定が預言者に委ねられたり、また、その子どもの埋葬を異教徒の管理に委ねたりするはずもないという。これは、養子を迎えることは、子どもがムスリムの子として育てられることだ、という回答前半部の主張を繰り返しているものと取れる。

10. おわりに

以上、1950年から1952年にかけての千一間コーナーから、結婚と家族に関する話題を取り上げて紹介してきた。「結婚の相手」、「離婚」、「チナ・ブタ」で取り上げた質問と回答では、宗教の名の下で行われてきた慣習が、信徒間の平等、女性の権利保護といった規範を掲げるイスラム改革思想に拠って批判されるという構図を読み取ることができた。「結婚と住居」においては、慣習が批判の対象となることも肯定されることもない。敢えて指摘するならば、姻戚との関係よりも結婚した男女の意思を重んじるべきとする立場は、慣習からの脱皮を促す改革的志向と行うことができるだろう。しかし、若い夫婦の自立は経済的条件が整わない限り簡単ではなく、「家を持っていれば」、「経済力があるならば」と、質問と回答とのいずれかで前置きがあるのは、シンガポール社会におけるムスリム、特にマレー人ムスリムの社会経済的現実を照らしたものとと言える。「生計を立てる手段」では、家族を養うこともままならない、止むを得ず道徳的に疑わしい職業に就いている、といった、より深刻な経済問題が提起された。こうした問題は、結婚や離婚が安易になされ、弄ばれていると批判される状況と、不可分に扱われている。

イスラム改革思想を基盤に回答がなされている中でも、千一間では、イスラムや法に照らした良し悪しで断じるばかりでなく、道徳的に望ましいあり方を説いたり、直接の回答を避けたり、また折衷的な立場をとったりすることがあった。例えば、『カラム』での一般的な問題意識がそうであるように、千一間でも女性は社会的弱者であり、女性の宗教的な罪を断罪するよりも救済のための制度整備を求めている。また、宗教学校や集会の場で男性と女性が交流することへの否定的な回答を避けたのは、『カラム』でもそのような場でなされた議論を引用するなど、こうした場がシンガポールまたはマレーの政治的意思形成の上で高い重要性を持っていることに自覚的だったことからきたものと考えられる。これらは、『カラム』が、宗教雑誌であるばかりでなく、政治的・社会的な志向性を持った雑誌であることの表れだと言える。

「男女の距離」や「宗教を超えた家族形成」で取り上げた質問と回答からは、都市社会かつ多民族社会というシンガポールの多様性の中で、他者との距離や他者との関係をいかに構築するかが日常的な課題である

ことが読み取れる。ここに登場するのは、イスラム法が定めるあるべき形が必ずしも取られないままで月日が過ぎ、子どもが生まれたり、配偶者が亡くなったりして初めて何らかの型が必要とされるという事例である。一見すると、多民族多宗教が混合した型にはまらない家族形成を示しているようでもあるが、この事例の中には、「子の宗教は」、「埋葬の方法は」と、人生儀礼に何らかの型や境界設定を必要とする社会のあり方もはっきりと現れている。

千一間には、植民地都市としてシンガポールが元来持っていた流動性や多様性の高い社会の特徴と、第二次世界大戦後の混乱、独立に向けた社会運動の高まり、またそうした中での社会改革及び宗教改革思想の浸透といった、時代の変化とが、日常世界の目線で語られている。今後、当時の時事問題と合わせて読み解きを進めたい。

参考文献

- Aljunied, Syed Muhd Khairudin. 2007. *Colonialism, Violence, and Muslims in Southeast Asia: The Maria Hertogh Controversy and its Aftermath*. Routledge.
- Djamour, Judith. 1959. *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. University of London and The Athlone Press.
- Haja Maideen. 1989. *The Nadra Tragedy: The Maria Hertogh Controversy*. Pelanduk.
- Roff, William R. 1974. *The Origins of Malay Nationalism*. (2nd Edition). Penerbit Universiti Malaya.
- Yegar, Moshe. 1979. *Islam and Islamic Institutions in British Malaya: Politics and Implementation*, The Magness Press, The Hebrew University.
- 金子奈央 2014 「マレー・コミュニティにおける家族・子ども・教育」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅳ——近代マレー・ムスリムの日常生活』CIAS Discussion Paper No.40, 京都大学地域研究統合情報センター, pp. 24-28.
- 金子奈央 2015 「読者の日常生活におけるハラル」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅵ——近代マレー・ムスリムの日常生活2』CIAS Discussion Paper No.53, 京都大学地域研究統合情報センター, pp. 32-36.
- 口羽益男・坪内良博 1996 「マレー北西部の稲作農村: 婚姻、離婚、家族の特質について」『東南アジア研究』4巻2号, pp. 2-43.

- 坪井祐司 2011 「シンガポールのマレー・ムスリムからみたナドラ問題」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』CIAS Discussion Paper No.19、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 17-24。
- 坪井祐司 2014 「宗教の制度化、民族の制度化：1950年代前半のマラヤ政治と『カラム』の戦略」『マレーシア研究』第3号、pp. 29-46。
- 光成歩 2011 「社会再編の時代の婚姻・離婚法制：1957年シンガポールのムスリム法令による改革」坪井祐司・山本博之編著『『カラム』の時代Ⅱ——マレー・イスラム世界における公共領域の再編』CIAS Discussion Paper No.19、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 40-46。
- 光成歩 2012 「1950年代『強制婚』論議にみるカラム誌の改革論理」坪井祐司・山本博之編著『カラムの時代Ⅲ——マレー・イスラム世界におけるイスラミ的社会制度の設計』CIAS Discussion Paper No.23、京都大学地域研究統合情報センター、pp. 40-47。
- 柳橋博之 2001 『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族』創文社。

1950年代初頭における マレー・ムスリムの社会認識・関心

金子 奈央

本稿は、創刊からの約2年間に『カラム』の「千一問」(1001 masalah)に読者から寄せられた質問と、それらに対する回答の内容分析を通して、この時期のマレー・ムスリムが、自らを取り巻く世界について、どのようなことに関心や問題意識を持っていたのかについて整理する。この時期のマレー・ムスリムが社会情勢にむけていたまなざしについて、その一部を「千一問」に寄せられた彼らの声から掘り起こしてみたい。

1. この時期(1950-1952)の『カラム』

坪井(2014)は、本稿が射程とするものと同期間に、『カラム』が掲載した写真および、その関連記事に焦点を当て、当該時期のマレー・ムスリム知識人の世界観についての考察を行っている。その結果、それらの記事および写真が世界中のニュースを網羅して取り扱っており、同誌の思想の様々な側面を代弁していること、また多様な階層の女性の写真の存在から、大衆誌としての性格も持ち合わせていたことを指摘した[坪井 2014]。

また、光成(2015)は、『カラム』掲載の広告の推移についての分析を通して、同誌が総合誌から宗教誌へと立ち位置が変化していく過程について論じている。創刊からの3年間は、多種多様な商業広告が挿絵付きで掲載されており、同誌が芸能要素などを含んだ総合誌的性格を持っていたことを指摘している[光成 2015]。

以上のことから、創刊当初の『カラム』が、国際的・近代的な消費物質が溢れる広告収入に支えられており、また掲載記事についても、イスラム世界の諸地域だけでなく、世界中を網羅した国際性豊かなものであったことがわかる。創刊当初から数年間、大衆誌的特色が色濃く表れていたこの期間に「千一問」に投稿された読者の質問内容全体を概観すると、読者として想定される主に都市部マレー・ムスリムが、他民族や他宗教との混淆性の高い都市部において、西洋近代の影響を

強く受けた日常生活や消費活動の中で、宗教的正しさをどの様に実践すべきかを模索していたことが見て取れる。本稿が取り扱う時期の「千一問」についても、イスラムに関連するものがその多くを占めており、飲食など日常の生活習慣や、結婚、離婚など家族問題についての質問が目立つ¹⁾。一方で、国際情勢や他国の文化習慣などに関する質問も多く、創刊当初から数年間の『カラム』の特徴である国際性も反映された質問についても見受けられた。

以下では、読者の質問および、それに対する回答を、「マラヤ情勢」、「マレー人社会の発展」、「隣国インドネシアへの関心」、「国際関係」、「『正しい』人間関係」の5つのキーワードから紹介し、当時のマレー・ムスリムの世界観や、問題関心について検討したい。

2. マラヤ情勢——国家建設に向けて

ここでは、近い将来達成するであろうマラヤの政治的独立にむけた枠組みを、マレー・ムスリム自身ができるように考え、検討していたのかについて、主に現在の半島部マレーシアにあたる地域の読者が投稿した質問を通して考えてみたい。

今すべきことは何か [Qalam 1951.11:37]

Q.158

今我々は何をすべきでしょうか。独立のための知識の追求か、あるいは敬虔な善行を実践するための知識の追求でしょうか。

A.158

敬虔な善行とは、一部の人間が思っているような、単にイバーダートを行い、昼夜アッラーへの称賛文句を座って唱えることだけを言うのではない。敬虔な善行とは、アッラーの命令や使徒ムハンマドのスナを忠実に守り、罪深きことや禁止事項をあまねく避けることを言う。善行の中には、イスラム教徒たちをまとめ、指導する責任も含まれる。もしあなたが敬虔な善行を

1) [金子2014; 2015]、本編の光成論文を参照

追求し、それを実践したなら、あなた自身は独立することができる。あなたが母親のお腹から自由に生まれ出したのと同じように、誰かに支配されることはなく、ただアッラーの命令に服従するのみである。あなたの行くべき敬虔な善行とはこのようなものである。

指導者の模索 [Qalam 1951.6:17]

Q.113

人から愛される主催者あるいは指導者になるにはどうしたらいいですか。

A.113

イスラム教であれ他であれ、何かしらの歴史書を読めば、主催者あるいは指導者が誠実に主催あるいは指導したとしても、彼らは愛されるもするし憎まれるもするのが世の常であることがきつと理解できるだろう。多くの人に好かれ、愛される人は、それと同じくらい人から憎まれ、嫌悪されることは明らかである。

あなたもご存知だと思うが、具体的な例を挙げると、我らが崇拜する預言者ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)は、罪がなく、信頼でき、正直で公正なる御方で、23年間イスラムの光を世界中に拡大した方である。しかし、彼にも敵がいれば、嫌う者もいた。

したがって、もしあなたが主催者や指導者になりたいならば、人からの侮辱、中傷や裏切りは一つの試練として見なすべきである。さらに、正直で信頼でき、忍耐強く聡明でなければならぬ。この性質こそが主催者あるいは指導者の条件であり、生きている間に名声を得ることができなくても、神の御心ならば、あなたの死後、きつと世界のあちこちで名が知られることだろう。

「正しい」先導者の選択 [Qalam 1952.6:16-17]

Q.227

マレー人指導者が率いる3政党、すなわちUMNO(統一マレー国民組織)、マラヤ独立党、PAS(全マラヤ・イスラム党)のうち、どこに入党したらいいと思いますか。

A.227

この質問に回答する前に、ここでまず説明しておきたいのは、三党のうち、組織と統制がきちんとしているのはUMNOだけだと思われることである。UMNOの党員はマレー人で構成されており、党則に則ってマレー人の権利を勝ち取るために常に戦っている。ゆえに、UMNOが三党のなかで最も有名だと思われる。残りの二つのうち、一つの党に関しては、その支持者の大半はマレー人ではない。その証拠に、その党の指導者がインドから帰国した時に行った公式演説の際、聴衆のほぼ100パーセントがインド人であったと伝えられる。このことからして、我が民族を代表する党からはほど遠いことが分かる。

一方、この質問が宗教という観点に基づいたものとしたら、3党の宗教活動を見ると、彼らは宗教的実践から逸脱していると言える。その上、もし彼らのなかに(将来独立したときにイスラム法ではなく)他の法を採用する者がいたとしたら、彼らは異教、非道、そして大罪集団と見なされるだろう。コーラン「食卓」の章第41、45、47節や、その他数多くの節の中で、アッラーの下した律法以外は信仰してはならないことが示されている。

我々の指導者となる人物は、信仰心のある者の中から選ばなくてはならない。そうすれば、確実に勝利を得ることができるからだ。信心深い人物は、必ずアッラーの命令に従い、謙虚で、不信を抱くことはない。コーラン「食卓」の章第55節の中で次のような啓示がなされている。

「汝らの保護者は、神と預言者、そして礼拝に努め、喜捨を施し、ひれ伏し拝む信者たちのみである」。

使徒ムハンマドはおっしゃった。「もし奴隷であっても、彼が啓典に従ってあなたたちを指導する限り、彼の言葉を聞き、彼に従いなさい」(アーマッド、ムスリムとティルミズイーの伝承によるハディース)

指導者に関して信徒に教示する節は数多くある。その内の一つは次の通りである。

「見よ、汝らは彼ら愛するが、彼らは汝ら愛してはいない。汝らは啓典の全てを信じている。彼らは汝らに会う時、『我々も信じている』と言う。しかし、彼ら仲間うちで語り合うときには、汝らに対して抱く敵意の激しさに指先をかむ」(コーラン「イムラーン一家」の章・第118節)。

この他に、民族意識を基盤とした連帯を禁ずるハディースがいくつかある。そのひとつを挙げる。

使徒ムハンマドはおっしゃった。「部族意識を煽り、またはそれを支持して無分別な集団の下で戦って殺された者は、ジャーヒリーヤの死に方をしたのである」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

この他にも、その一族がアッラーの律法以外を法として定め、アッラーの教えを守るため以外に働くことをひどく嫌悪し、非難する文言が数多くある。以上の説明が、質問者にとってどの組織に入党するかを選ぶ手引きとなることを願う。我々はただ次のことを進言したい。すなわち、最善の勤めと努力とは、アッラーの教えを守るために働くことであり、それによってのみ成功が得られるということである。

指導者層への懸念 [Qalam 1951.11:36]

Q.154

知識人たちは、この混沌とした状況にある我々民族と祖国をいつになったら率いることができますか。

A.154

それは各々の心情や憂慮する気持ちにかかっている。勉学によってではなく、各々の精神と心によって自覚は生じるのである。自分の民族が嘆かわしい状況にあるのを目の当たりにして初めて、自らの享楽や贅沢を全て犠牲にする覚悟ができるのである。「非道は自覚の基盤である」というマウラナ・アブドゥル・カラム・アズハドが語った言葉に間違いはない。我々は抑圧されない限り認識や自覚をすることはない。なぜなら、あらゆる欲望の原因となる目先の享楽や贅沢に皆我を失ってしまうからである。

マレー人指導者に求められる資質 [Qalam 1952.2:30]

Q.183

宗教を軽視したがるイスラム教徒のマレー民族の指導者は、法的にはどうなりますか。

A.183

とりわけ宗教を無視したり軽視したりする者は、誰であれ宗教の法に違反することになり、その人物は背教者に数えられる。

対抗勢力の必要性や役割 [Qalam 1950.3:32]

Q.4

UMNOやその支部のような協会の組織において、委員会の中に反対派を組織するべきでしょうか。

A.4

各協会もしくは団体における委員会の中に反対派を組織することは必須ではないと考える。なぜなら、協会または団体の政策目的は同じであり、委員は協会または団体の政策や目的を共有した会員や成員から選ばれ、任命されるためである。

委員はその協会または団体の会員の一部、またはその一派だけを代表しているのではなく、協会やその会員全てを代表する。したがって、徒党を組む必要はなく、協会やその会員にとってよしいと思われる如何なる事も提案・支持できるし、また非合理的でよしくないと考えた事に対して反対することができる。

Q.5

英国議会における「野党」はどのような状況か、ご意見を下さい。

A.5

英国議会の野党は、与党と異なる政策や政治目的を持つ人たちが構成されている。現在は労働党が政権を握っており、長老派（保守党）が野党となっている。すなわち、保守党の政策目的は与党である労働党とは異なるのだ。

他民族および他宗教との関係

[Qalam 1951.11:36-37; 1950.11:38]

Q.157

ここマレー半島はマレー人のもので権利を持っており、イスラムを宗教とする国で、非イスラム政府の保護下にあります。ある集団が混合した一つの民族のもとでマラヤの政治、社会、経済的な権利を平等化しようとした場合、それは(イスラム法からみて)合法ですか。

A.157

イスラム法にしたがえば、民族をつくることは禁じられている。預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「人々に部族意識を煽る者は我が共同体の一員ではない」(アブー・ダウードによる伝承)

ムスリムによって伝承された真正ハディースにも次のように記されている。

「部族意識を煽り、またはそれを支持して無分別な集団の下で戦って殺された者は、ジャーヒリーヤ[イスラム以前の無明時代]の死に方をしたのである」

これら二つのハディースから分かるように、マラヤにおいて混合した民族をつくることは禁止である。なぜなら、イスラムの教えでは、非イスラム教徒に対して敬意を示しつつ、同じイスラム教徒同士の団結や兄弟関係を築くべきとされているからである。したがって、そうした集団をつくるというそのやり方は明らかに宗教により禁じられている(より詳しくは『カラム』第15号の「イスラム、政治、民族主義」を読んで頂きたい)。

Q.17

非イスラムの政府がイスラムに関する統治を行うことはできますか。

A.17

その施策がイスラムの法と規則に則っている限り、イスラムの国を治める非イスラムの政府が宗教に関する統治を行うことができる。

州評議会の構成員 [Qalam 1951.7:65]

Q.125

マラヤにおける州参事会の長は誰ですか。

A.125

マレー諸州の州立法参事会の長は州首相であり、海峡植民地の各地では常駐弁務官が長を務める。また連邦参事会の長は高等弁務官である。マレー統治者立法参事会はスルタンの内一人が輪番制で長を務める。シンガポール立法参事会は知事が長となる。

宗教と高等教育 [Qalam 1952.1:35-36]

Q.170

なぜマラヤには宗教教育の高等学校がないのでしょうか。

A.170

高等学校(イスラム・カレッジ)を設立する計画は既に進められていて、そのための寄付金も集められている。なぜなら、時代の状況に適したイスラムの高等学校を持つ必要性が感じられているからである。しかし残念なことに、この計画は進展しておらず、集まった寄付金はその目的を達成するためにはあまりにも不十分である。

宗教の高等教育を行う一方、より関心を向けるべき重要なことがある。マラヤ全土の宗教局が宗教教育の方法を統一し、同一化、整備を行うことである。現在地方で教育方法自体が各学校によってばらばらで、さらに各州の間においても統一が取れていない。これを統一することが不可欠であり、そこから各州により高い段階として高等学校が設置されるだろう。この目的を達成するには、高等学校の設立よりも重要なことがある。それは、普通学校の教師が同一の教育知識を持てるよう、師範教育を実施することである。現在一部の場所ではそのようなになっていない。教育の専門ではない人間が審査しただけで、宗教局は簡単に教師の資格を与えている。

3. マレー人社会の発展

マレー・ムスリムの読者たちは、他の民族と比較した際、自らの社会経済的立ち遅れについても、強い問題意識を持っていたことが、相談内容から明らかになった。自らの社会経済的立ち遅れを、マレー人自身に問題があると考えているものが多く、他の民族にその問題の所在を求めるものはなかった。

経済の発展 [Qalam 1951.8:39]

Q.127

マレー人が商業を発展させるにはどのようにしたらいいですか。

A.127

他の人たちが発展したのと同じように、信念、信頼、誠実さ、忍耐強さ、勤勉さ、努力があればマレー人も商業を発展させることができる。また、コンセンサス、相互扶助、相互理解と儉約が必要である。その他にも、多少の商売の知識があり、既に発展を成し得た人たちの努力をいつも注意深く観察することが必要である。

マレー人が商業を発展させることができると私は信じている。我々が事業を始めるべき場所は村落である。村落には多くのマレー人が住んでおり、まずはここで商売や事業を起すべきである。独りで立ち上げるのが難しい場合は集団で行い、会社のやり方に従い、すべて

の売買を行わなくてはならない。なぜなら、他の人をあてにして自分たちの商業や事業を発展させることはできないからである。我々自身の力で発展させなければならない。

村落での事業が成功し発展したら、今度は町で、全員で会社を作り、事業経営を試みる。村落の商業や事業の店舗は、その全ての目的と意志を、今度は町の会社店舗に集中するのである。

この方法に従えば、今度は都市部で事業を拡大することができる。そして都市部から今度は海外へと事業の翼を広げることができるだろう。

このような事業を行うことは簡単ではないが、コンセンサス、相互協力と相互扶助をもってすれば、急速で安定した成功を得ることが可能だと信じている。

有力者から地位のある人、大衆、そして特に宗教教師に至るまで、我が民族の各階層が常に協力の精神をもち、相互協力、相互扶助を我々の心に落とし込めばよい。

我々マレー人の商業や事業の発展の秘訣はここに隠されている。

Q.196

なぜ我々マレー人は商売に対して意欲を持ってないのでしょうか。

A.196

大きな要因は、おそらく仕事を楽に行おうとするからである。彼らはあまり努力しようとせず、多くの人は自分の力と努力を信じようとしないし、意志が弱く自分の力に自信を持ってない。

教育問題 [Qalam 1951.8:39-40]

Q.129

なぜ大都市に住むマレー人児童はあまり成績がよくないのですか。

A.129

都市部に住む全てのマレー人児童の成績が悪いわけではない。しかし、8年生や9年生に進級する頃、大部分の児童は勉強があまり進まなくなると言える。専門家の意見によると、その理由は、都市部のマレー人児童たちが学校教育や勉強に対する責務を疎かにする、あるいは迷わずような様々な試練に出くわすからである。

その試練は過度の放任状態により生じており、一部には両親からの管理を受けていない児童もいる。試練があまりに多いため、学童としての責務を強く自覚している子供を除き、学校に通うよう管理しなければ逸脱する子供はなくなる。

農村部マレー社会のイスラム知識 [Qalam 1952.1:37]

Q.175

村落に住むマレー人の多くは宗教の教えを知りません。そういった彼らが屠殺した肉を食べることはできますか(ハラルですか)。

A.175

屠殺の条件は、アッラーの名のもとに鋭利な刃物で喉元の筋を切り落とすことである。この方法に従えば、その肉はハラルである。

マレー人の道徳心 [Qalam 1952.7:19]

Q.239

マレー人は地位や職位が高くなると横柄になり、例えば自分の民族のことを気かけなくなります。他の民族はそうでもないようですが、なぜマレー人はそうなるのでしょうか。

A.239

横柄になるかどうかはそれぞれの人物次第であり、またそれぞれの民族次第である。しかし、全ての人がそうだとは言えないだろう。なぜなら、彼らの中にも愛想が良く、謙虚な人は大勢いる。地位が高くなればなるほど、より謙虚になる。その理由はおそらく、彼らは「稲の知恵に従い、実るほどに頭を垂れなさい」という諺にあてはまっているからである。

また、人が横柄で頭が高くなるのは中身がないからである。実りのない稲穂は頭を垂れずにまっすぐ上を向き、風に吹かれるままに揺れるのと同じである。同時に信仰心が足りないからである。つまり、アッラーによって授けられた自分の財産、収入や地位に対し感謝の念がないからである。本来ならば、アッラーにひれ伏し、能力に応じて謙虚になるべきである。

4. 隣国インドネシアへの関心

この時期「千一問」に寄せられた読者の質問には、世界情勢や、他国、他地域の文化、習慣等に関心を寄せているものも多く見受けられた。その中でも、隣国インドネシアに関するものが最も多く、そのトピックについても、文化、慣習、宗教、政治など多岐にわたる。

国名の由来 [Qalam 1950.3:32]

Q.8

インドネシアの名前の由来は何ですか。

A.8

インドネシアとは、かつてオランダ領東インドと呼ばれたマレー諸島全域を指す名称として定められた。

Q.9

誰が初めにその名前を付けたのですか。

A.9

インドネシアという言葉はドイツ語に由来する。INDUSとNESOSという2つの語から成り立っていて、INDUSはインド洋へと流れるインドの川のこと、NESOSは島々を意味する。つまり、インドネシアという単語の起源は、インダス川の河口に広がった島々という意味である。

この名前が全インドネシア民族の統一にとって合理的かつ相応しいと考えられたため、インドネシアの指導者たちは、その名を引き続き受け入れ、インドネシア政府のもとに入った島々を指す公式な名称とした。

映画スターの宗教実践 [Qalam 1952.4:16]

Q.206

マラヤやインドネシアの映画スターは礼拝や断食などといった宗教の道を厳守していますか。

A.206

我々が知る限り、大半の映画スターはそのような事柄を厳守していない。いたとしても、我々の知る限り100人に1人である。それどころか、役者たちの仕事は、とりわけ男女の交際に関するイスラム法の重要な部分に違反している。

歓待とイスラム法 [Qalam 1952.4:16]

Q.204

インドネシアやエジプトなどのイスラム諸国では、外国から使節が訪れた時、たいていウェルカムドリンクを提供します。その際、どのような飲み物が出されますか。また、イスラム教においては法的にはどうなりますか。

A.204

外国人であろうと、来賓をもてなすことが望ましい。イスラム教徒にとって訪問者に敬意を表すことは義務である。使徒ムハンマド自身もユダヤ人が訪問した際、座っていた場所から立ち上がり、彼らを歓迎した。現在におけるイスラム教にもとづく諸国とは、おそらくパキスタン、サウジアラビア、そしてイエメンである。我々の知る限り、パキスタンでは外国人をもてなす飲み物として酒を出すことはない。インドネシアとエジプトは、その住民のほとんどがイスラム教徒であるが、イスラム教に基づいた政治を行っているわけではない。そのため、なにかが起ったとしても、イスラム国家の位置づけとしてそれを判断することはできない。

大臣の宗教 [Qalam 1952.6:18]

Q.230

『カラム』第11号の21ページに掲載されている写真

で、黒いソンコ[男性用の帽子]を被って写っているスワラト農業大臣(カトリック)の宗教は何ですか。

A.230

スワラト氏はスキマン内閣の農業大臣となり、現在はウィロポ内閣で公共事業大臣となった。その時の写真が『カラム』第22号に掲載されている。彼らはインドネシアのカトリック組織の代表であり、宗教は明らかにローマ・カトリック(キリスト教)である。

ウラマーの服装 [Qalam 1951.5:38]

Q.107

金曜の礼拝や祝祭の際に、この地のウラマーが裾のとても長いジュバを着て、きつく張ったターバンを巻いていたことに驚きました。インドネシアのウラマーは単なる普段着を着ており、一部の人はネクタイを絞めています。ジュバとターバンを着用した方が、より礼拝のご利益がありますか。

A.107

宗教は、あれやこれやの服装を着させたり、命じたりしていない。服装とは、アウラを隠し、清潔さを保つためのものである。このため、ジュバやきつく張ったターバンを着用して礼拝したからといってより多くのご利益があるわけではない。考慮に入れるべきは、真剣に、また誠実に神と向き合うことである。

金曜礼拝 [Qalam 1951.7:12]

Q.120(012-01)

シンガポールに来たばかりのインドネシア人の友人が、金曜の集団礼拝を終えてマスジド・スルタンから出てきた時、人々が金曜の集団礼拝の後にズフルの礼拝[正午過ぎの礼拝]も行っており、ズフルの礼拝をしている人たちの目の前を多くの人が横切っているのを目にして驚きました。そこで、次のような質問をしたいと思います。

礼拝中の人の目の前を横切ることは禁止されていますか。もしそうなら、金曜の集団礼拝の後にズフルの礼拝を行うことは、人々にモスクで罪を犯すことを促すことになりませんか。

A.120

シンガポールの多くのモスクでは、シャーフィイー学派に従って礼拝を行っている。シャーフィイー学派の判断では、金曜の集団礼拝を行うモスクはひとつの国の中に一カ所のみ認められている。しかし、この考え方に反対する教友もいる。都市部の住民にとって、金曜の集団礼拝のモスクが一カ所だけだと、通うのが難しいからだ。

このような意見を受け、一部では複数の場所で金曜の集団礼拝を行うことを認めたが、彼らも金曜の集団

礼拝の目的をないがしろにしている。その目的とは、みんなで考え、議論すべき重要な出来事に関して助言を聞くために、イスラム教徒たちが集まるということである。それゆえ、ひとつの地域に金曜の集団礼拝を行うモスクが多数存在することを「複数の金曜礼拝」と言う。こうした礼拝を使徒ムハンマドは行ったことがない(但し禁止はされていない)。既存の指定された一カ所のみが金曜礼拝のモスクとして有効であり、その他のモスクで行うことは無効であるという見解を持つウラマーもいる。別のモスクで行う礼拝の有効性に疑念を持つゆえに、金曜礼拝の後にさらにズフルの礼拝を行うのである。ここで明らかなことは、別のモスクで金曜礼拝を行う人たちは、そこで行った礼拝の有効性に疑念を抱いており、有効性に疑いのあるイバーダートを行ってはならないということである。

一方、現在では様々な場所での金曜礼拝を許可する意見がある。その理由は、モスクにおける説教が大衆に利益をもたらさない場合があるからだ。それゆえ、上述した目的を果たすため、その時代に合った説教を行う別の金曜礼拝を行うのである。彼らの意見では、マスジド・ジャメ[金曜礼拝を行うことが認められた既存の大規模なモスク]は、金曜礼拝の宗教的要求と原則を果たしていないという。それは、我々が知るマスジド・ジャメのカティブ[金曜礼拝で説教を行う人]の説教は、たとえマレー語に訳されて我々が理解できたとしても、そのマレー語は墓に入るようなものだからである。金曜礼拝が目的と要求を果たし、利益をもたらすようになれば、彼らはズフルの礼拝を止め、別の場所での金曜礼拝を喜んで中止するつもりでいる。

端的に言うと、金曜礼拝の後にズフルの礼拝は使徒ムハンマドによって行われたことはなく、彼の教友や4人のイマームらによっても行われたことがない。つまり、この礼拝は単にウラマーの解釈や考えに従って行われたものなのである。

さて、今度は礼拝中の人の前を横切ることについて見てみよう。使徒ムハンマドのハディースによると、礼拝中の人の前を横切ることは大変な拷問であり、横切ろうとする者がいたら阻止せねばならない。もし阻止されるのを嫌がるようであれば、強硬な手段を行使してもよい。無知ゆえに礼拝中の人の前を横切ることはどこのモスクでも起こっていると言える。特に金曜礼拝後のズフルの礼拝中に非常に頻発する。なぜなら、金曜礼拝の時間が終わると、アザーンや礼拝の最中に人々がモスクから出てきて、思わずズフルの礼拝中の人の前を通過してしまうからだ。こうした事態を鑑み、そのシンガポールのウラマーは次のことを考えなければならない。すなわち、(1)このようなイバーダートを使徒ムハンマドが強く禁じたこと犯しながら続けるの

か。宗教上根拠のないイバーダートを作り上げることは、禁止事項に該当する行為とならないだろうか。

5. 国際情勢

国際情勢に関する質問内容は、この当時の時代性を色濃く反映しており、共産主義や、冷戦による東西対立、国際連合、朝鮮戦争などについても読者の関心が向けられていたことが明らかとなった。

他地域のイスラム諸国の文化

[*Qalam* 1950.11:39; 1951.1:32]

Q.22

インド、エジプト、アラブのイスラム教徒は、結婚したら男性は(我々がよくするように)義理の親と住みますか。それとも妻を自分の両親の家に連れてきますか。

A.22

どこの人であろうとその状況は同じである。それぞれの状況に応じて、持てる人たちは家族の人数が増えることをきっと好むだろうし、持たざる人たちは断念せざるを得ない。

Q.32

国土に砂漠が多く、暑い気候にもかかわらず、なぜアラブの人々はジュバ[袖や裾が長い衣装]や厚手の服を着ているのですか。

A.32

アラブの人々がジュバを着ているのは、それが彼らの衣装だからである。ジュバは強い日光による猛暑から身体を遮蔽または保護する役目がある。また、汗をかいたとき、服の内部が常に湿っていることによって身体を冷やす役目もある。さらに、アラブや他の砂漠地帯では決まって砂嵐が起こるが、その時吹き込んでくる砂から身体を守るためにも、ジュバやその知恵が多く利用されている。

国際連合 [Qalam 1951.2:41]

Q.52

国連の会議に参加する各国の代表は何人いますか。

A.52

国連に加盟する国にはそれぞれ一票の権利が与えられているため、各国の代表は一人となる。しかし、各代表には顧問と通訳の一行が随行している。

Q.53

その会議において使用される言語は何ですか。

A.53

一般に使用される言語は英語であるが、各国の代表は

自身の言語で話し、自分たちの通訳官がそれを翻訳する。

Q.54

60カ国が国連に参加しています。各加盟国は、国連軍の一員として朝鮮戦争の戦地へ兵を派遣していますか。

A.54

加盟国のなかには国連軍として朝鮮に派兵しない国やまだしていない国もある。既に兵を派遣している国はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド及びトルコである。ソ連とその友好国は派兵に反対している。

国際情勢の発信者 [Qalam 1951.6:17]

Q.112

新聞の各記事の末尾に書かれている「ロイター」という言葉はどういう意味ですか。

A.112

ロイターとは、大きく有名な通信社のことである。この通信社は世界中に代理人があり、ニュースを探し、収集し、それを支局あるいはロンドンの本社に電報で送る。そのニュースが重要であった場合、世界中の全ての支局に送信され、支局はそれを編集し、記事を書く。その後、新聞や実業家などの購読者へと配信されるのだ。

ロイターとは人の名前で、彼はドイツ人であったが後にイギリスの国籍を取得した。特に貿易に関するニュースを伝書鳩を用いていち早く届ける方法を最初に編み出したのがロイターであった。鳩の足に手紙を結び付けて放すと、鳩はまっすぐ巣へ飛んで行く。

その鳩を捕まえ、足に結んである手紙を回収する。このような伝書鳩を用いた方法により、地域の大きい町と港との間の距離が数十あるいは数百マイル離れていたとしても、両所の貿易に関するニュースをいち早く届けることができたのである。その後電話線と電信施設を使用することにより、ロイターは事業をより拡大し、より高速化することができた。ロイターという名前は、彼の死後も社名として採用され、現在まで残っている。

共産主義

Q.244

なぜ多くの人が共産主義を非難し、その思想と戦うのでしょうか。

A.244

我々イスラム教徒にとって、共産主義思想が物質主義のみにもとづくものであることは明らかである。個人の権利と能力を奪い、イスラムの教えに反するもので

ある。

物質主義だけを規範とするということは、神の力の存在を否定することを意味する。なぜなら、彼らの考えでは「宗教の思想は単なる贅辞に過ぎない」からである。彼らの考えでは、この世で起こることは全て自然現象であり、そこに神の力は存在しない。しかし、彼らは次のことを忘れていた。例えば、もし一脚の椅子を見れば、我々はすぐにそれを作った人がいることが頭に浮かぶ。同じように、我々にも創造主が存在するのである。すなわち、至高なる讃えられるべきお方アッラーである。

また、共産主義のもとでの個人の権利についていえば、個人の権利は廃止される。彼らは産業の共有化の政策を取り、防衛とともに国の権利とする。共産主義がもたらした惨劇について、ここマラヤで出版された著作から見聞きできる。そこでは、彼らは自分たちの理想を実現するため殺害や流血という暴力的手段を行使する。それにより、彼らの地域を支配し、彼らの思想を植え付けるのだ。もし、他国でこのような行動をとったならば、今後彼ら自身が権力を手中に収めたら、彼らはさらなる暴挙に出て、さらに恐ろしいことになるだろう。

また、共産主義はイスラムの教えにも反する。イスラムの教えでは、アッラーが創造したこの世界において真面目に、熱心に繁栄を追求することを人々に奨励し、怠惰な人間を厳しく非難する。しかし、人が財を成した際はザカート・ハルタの支払いが義務づけられている。それはとりわけ貧者や困窮者に、そして一般には社会福祉のために分配される。他にも、同胞を助けるために寛大にサダカを与えることを奨励している。これにより、人類の状況や性質に応じて、自身の努力によって利益を得る自由が公平に与えられる。以上が、多くの人が共産主義思想を非難する理由である。

Q.212

共産主義思想に従うイスラム教徒は宗教をもたないとは本当でしょうか。

A.212

周知の通り、共産主義の思想と行動は単に物質主義に基づいたものであり、それ以外の信仰を持たない。彼らの規則では個人の権利は認められないが、イスラム教はそれを認めている。イスラム教は神の存在を原則としているが、共産主義者は神の存在を信じない。彼らの考えによれば、神とは人間がつくったものに過ぎない。よって、共産主義の思想に真に従う者は、イスラム教徒ではなく、神の存在を否定する思想を持つ背教者である。

東西対立 [Qalam 1952.1:38]

Q.179

東西の対立のなかで、250万人いる我が民族はどのような立ち位置にいるべきでしょうか。

A.179

この質問はあまり明確ではない。何の対立について聞いているのだろうか。しかし、我々が現在直面している東西の交流と習慣における対立を意味していると解釈できる。我々の考えでは、イスラムの教えに従うことが安全かつ最善である。なぜなら、イスラム教によって政治的にも文化的にもこの世が救われることを、賢い人なら自覚できるからである。もし国家間の対立、すなわち西洋諸国の支配からの独立を要求する東洋の人たちについて質問が向けられているのなら、我々の置かれている状況からすると、風に従わざるを得ない。なぜなら、自分たちの上に立つ人間は誰かを知っているからである。要するに、様々な状況下で今我々が置かれている立場は、彼らの間で対立が起こった場合、次の諺にあるような状態にある。「象と象が喧嘩すれば、真ん中にいる子鹿は死んでしまう」。我々がいるのはまさに真ん中である。団結していないと、我々は単なる道具になってしまうだろう。

6. 「正しい」人間関係

当時、多様な差異に囲まれていた読者にとって、どのように振る舞うことが、社会を構成する一人として「異なる」隣人たちと「正しい」関係を築くことができるのかは、重要な関心事項のひとつであったことが、質問内容から伺える。

持続可能な友情 [Qalam 1950.12:9][Qalam 1952.8:27]

Q.24

人との友情を長続きさせるにはどのような方法がありますか。

A.24

人との友情の絆を強めるにあたって一番いいアドバイスは、良き振る舞い、礼儀正しさ、丁寧に話すことである。歩み寄り、譲歩し、思いやることである。

Q.245

友情を長続きさせるにはどのような方法がありますか。

A.245

友情を長続きさせる方法は、両者が多寡なく分け合うこと。相手にこびるのではなく、お互い助言し合うことである。意見の対立があった時は、自分の考えだけに従って相手に自分の意見を強要してはならない。も

し友人の考えが適切で、また宗教の命令に反する行いをもたらすことがなければ、その考えを受け入れればよい。もし友人のためにその希望に従うと背信行為を行うことになるなら、関係を続けてはならない。なぜなら、災難をもたらすからだ。よく注意して友人を選びなさいという老人たちの格言があるが、もし善良な人と友人になれば、多かれ少なかれ自分も善良になれるし、もし盗人と友人になれば、多かれ少なかれ自分も盗人になる。よって、親交を結ぶべき友人とは、よいことをもたらし、許容し合うことを知り、笑っている時でなく、苦しい時に来てくれる友人でなければならない。

年上の友達をもつこと [Qalam 1950.12:9]

Q.25

同じ歳ではない人と友達になるのはいい事ですか。

A.25

自分より年長の人と友人になることは若者にとっていいことである。なぜなら年長者の良き人生経験からメリットが得られるからだ。一方、年長者も自分の良き人生経験が若者を良い方向へと導くことができるよう、若者と友人になるのはいい。その目的以上のメリットはない。

人から尊敬されるには [Qalam 1951.1:33]

Q.39

他人に尊敬されるにはどうしたらよいですか。

A.39

他人を尊敬しなさい。そうすれば自分も人から尊敬される。人に対して礼儀正しくあれば、人も自分に対して礼儀正しくなる。

「正しい」娘/息子であるには [Qalam 1951.6:16]

Q.109

両親を喜ばせるためにはどうしたらいいですか。

A.109

両親を喜ばせる方法は、良い行いをし、礼儀正しくあり、両親や他の人に対して優しくすることである。また熱心に勉強をして、学業や学究において優秀な成績を取ることも両親を喜ばせることになる。

両親を喜ばせることは宗教、社会や慣習による使命である。なぜなら、母親のお腹にいる時から大人に至るまでの間、育ててくれた両親の恩に報いることができる子供はいないからである。わずかではあるが恩返しとしてできることは、とりわけ両親が年老いた時に喜ばせることである。両親が年老いた時、子供は両親に対する哀れみの翼を広げなくてはならない。彼らに対して怒って舌打ちをしたり、怒鳴って叱りつけたりすることは絶対にせず、優しくすることがイスラムの教えである。

おわりに

本稿が取り扱った1950年の『カラム』創刊から2年間の時期は、最も大衆誌としての特色を持ち合わせていた時期であった。この当時の「千一問」を概観すると、その質問内容に多種多様なトピックが含まれており、彼らの問題関心が多岐にわたっていたことがわかる。また、彼らに関心を向けていた範囲についても、自分という個人から、身近な家族、地域コミュニティ、マラヤ、インドネシアなどの隣国、他のイスラム地域、アメリカなどの欧米諸国と、同心円状に広がっていた。

当時、読者を取り巻く世界は、様々な問題に直面していた。西洋近代的な価値観や文化の影響力の拡大、それに伴うコミュニティの道徳心や信仰心の揺らぎ、多様な民族および宗教が混淆する近代国家としての独立、共産主義、冷戦下の東西対立など、読者が自らとの繋がりのある問題として意識し、見渡していた空間についても、広範囲に渡っていたことがわかる。自らとは「異なる」人々、文化および習慣、地域や国、思想について、どのように異なっているのかを理解し、その差異をどのように捉え、自らの立ち位置を定め、「異なるもの」との関係性を築くことが、「正しさ」を実践することになるのかについて、マレー・ムスリムの読者が模索していた姿が、当時の読者投稿から垣間見ることができたのではない。

参考文献

坪井祐司 2014 「カラムが切り取った世界——写真が語る東南アジア・ムスリムの世界観」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代V——近代マレー・ムスリムの日常生活』(CIAS Discussion Paper No. 40) 京都大学地域研究統合情報センター、pp.19-23.

金子奈央 2014 「マレー・コミュニティにおける家族・子ども・教育」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代V——近代マレー・ムスリムの日常生活』(CIAS Discussion Paper No. 40) 京都大学地域研究統合情報センター、pp.24-28.

金子奈央 2015 「読者の日常生活におけるハラル」坪井祐司・山本博之編『『カラム』の時代VI——近代マレー・ムスリムの日常生活2』(CIAS Discussion Paper No. 53)、京都大学地域研究統合情報センター、pp.32-36.

光成歩 2015 「大衆誌から宗教誌へ——広告にみる
カラム誌の立ち位置の変遷」坪井祐司・山本博
之編『『カラム』の時代Ⅵ——近代マレー・ムス
リムの日常生活2』(CIAS Discussion Paper
No. 53)、京都大学地域研究統合情報センター、
pp.28-31.

車輪を担う

山本 博之

『カラム』誌上で読者からの質問に答えるコラム「千一問」には、男女交際・家族関係や礼拝・喜捨などのイスラム教徒(ムスリム)としての生き方に関するものや、当時脱植民地化・建国の過程を歩んでいたマラヤ／シンガポールおよびそれを取り巻く世界の情勢に関するものが多いが、『カラム』の創刊号に掲載された最初の「千一問」には、やや毛色が変わった次の質問が掲載されている(Q1)。

Q1

自動車のような車は各車輪の大きさが同じですが、なぜ四輪牛車の車輪は前方二輪が小さく、後方二輪が大きいのですか[*Qalam* 1950.7-8: 24]。

「千一問」には読者から多くの質問が寄せられていたようだが、これは創刊号なので「千一問」の回答者であるチュムティ・アルファルークこと『カラム』創刊者のサイド・アブドゥッラー・アブドゥル・ハミド・アル＝エドルス(以下、エドルス)が自作した質問と回答だと考えてよいだろう。同じ号に掲載された回答は次の通りである。

A1

狭い場所では自動車だとバックしてから前進し、再びバックしてやっと方向転換できるが、四輪牛車はそのような場所でも方向転換できるようにわざと前方二輪が小さく、後方二輪が大きく作られている。

これだけ読んでも連載第1回を飾る質問と答えがなぜ牛車の車輪なのかはわかりにくいですが、同じ号の巻頭に掲載された『カラム』創刊の言葉には次のようにある。

私たちが『カラム』を刊行するのは、他人と競ったり争ったりするためではなく、マレー語論壇の進歩のための車輪を一つ付け加えたいからです。(中略) 今日、私たちが暮らすマレー世界は、社会環境、思想環境、政

治環境のいずれにおいても大きな変化に直面しています。それらの変化が私たちにとって有意義であって生活を向上させるものとなるためにも、私たちは適切な指導者や指針を必要としています[*Qalam* 1950.7-8: 3-4]。

『カラム』をマレー語論壇という車の車輪に喩えた創刊の言葉を先の「千一問」とあわせて読むならば、『カラム』はまだ規模が小さいけれど、大手のマレー語新聞と違って小回りがきく媒体としてマレー語論壇を豊かにすることに貢献したいし、しかも後輪ではなく前輪として車全体の道行きの方向付けをしていくのだという意気込みが感じられる。

カリマンタン島のバンジャルマシンでアラブ系の両親のもとに生まれたエドルスは1930年に19歳でシンガポールに渡った。アラブ系のアルサゴフ家が所有するアングロ・アジアティック出版社(後にワルタ・マラヤ出版社に改称)で写植工見習いになり、後に『ワルタ・マラヤ』紙の編集部に入った。日本軍政期後の1947年7月にはいったんウトゥサン・ムラユ出版社で職を得て『ウトゥサン・ムラユ』紙の編集に携わったが、同社を半年ほどで辞めている。『ウトゥサン・ムラユ』紙はアラブ人資本の新聞に対抗して復刊されたマレー人資本の新聞であり、アラブ系であるエドルスの居場所はなくなっていった。このためエドルスはカラム出版社を立ち上げ、1950年7・8月に月刊誌『カラム』を創刊した。『ワルタ・マラヤ』や『ウトゥサン・ムラユ』などの大手マレー語新聞の実情をよく知ったエドルスが、それに負けない媒体を作ろうという覚悟で『カラム』を創刊したことが創刊の言葉と「千一問」の初回からうかがえる。

創刊の言葉には他人と争ったり競ったりするためではないとあるが、現実には、雑誌および出版社の存続をかけて他の媒体と争ったり競ったりすることの連続だった。

『カラム』の誌面づくりは、ジャウィ(アラビア文字)

の使用と写真の多用に特徴がある。マレー語雑誌の多くは、読者層を広げるためなどの理由で、日本軍政期を境に使用文字をジャウイからローマ字に切り替えていった。これに対して『カラム』は、1960年代末までジャウイの使用を貫いた数少ないマレー語雑誌だった。この頃には雑誌の誌面に写真を掲載することが容易になり、1950年代には写真の多用を宣伝文句にするマレー語雑誌が複数登場していた。雑誌の存続の最大の要因は記事の内容にあるが、ジャウイの使用という「古さ」と写真の多用という「新しさ」の同居も、マレー語雑誌の中で『カラム』をユニークなものにしていた。

『カラム』の競合相手はマレー語雑誌だけではなく、『カラム』の刊行と同じ時期に重要性を帯びるようになった媒体に映画がある。1902年にシンガポールに紹介された映画は、1920年代には地元製作の映画が多数作られるようになった。マレー映画製作会社(1947年に映画製作を開始)をはじめとする複数の映画製作会社により多くの映画が作られた1950年代はマレー映画の黄金期と呼ばれている。

『カラム』は映画を意識していたようで、「千一間」には映画に関するものがいくつか見られる。いくつか紹介しよう。

映画館を建てることは適切か、そこで収入を得ることは適切かとの質問(Q137)に対し、映画館を建てることは禁じられていないが、上映が適切かどうかは上映される映画の内容により、メッカ巡礼を伝道する映画は推奨されるがモラルを損なう猥褻な映画は上映が認められないとした[*Qalam* 1951.9:39]。関連して、芝居を上演して料金を徴収してもよいかとの質問もあり(Q186)、映画と同様に、芝居は禁止されていないが、芝居の中で男女が交わったり異性装をしたりすることは禁じられており、そのような芝居を上映して料金を徴収してはならないとした[*Qalam* 1952.2:30-31]。

マレー映画は当初、インド、中国、フィリピン、インドネシアから招聘した監督に製作を任せており、キャストやスタッフにも外国出身者が多かった。地元出身者を多く使った映画が作られるようになるのは1950年代後半からで、1948年の『チンタ』で初出演したP.ラムリーが1955年に『ベチャ引き』で初監督を務めてからのことである。

「千一間」には、マレー映画の一部には火を崇めたり偶像崇拜したりする行為が登場するが、これは適切

なのかとの質問(Q82~84)があり、役者は意図的に偶像や火への崇拝を演じていないとしても信心深い人たちからみれば多神崇拝にあたるので避けるべきであるとしている[*Qalam* 1951.4:27-29]。1947年から1950年までに製作されたマレー映画17本の監督別製作本数の内訳は、インド人が3人14本、インドネシア人が2人2本、アメリカ人が1人1本である。火や偶像を崇拝しているのが具体的にどの作品を指しているのかは調べがついていないが、外国人監督による作品の内容への違和感があったことがうかがえる。

関連して、マラヤやインドネシアの映画スターは礼拝や断食などの宗教の教えを守っているかとの質問(Q206)に対し、大半の映画スターは宗教の教えを守っておらず、それどころか役者の仕事は男女の交際に関するイスラム法に反しているとする[*Qalam* 1952.4:16]。前半部分はどのような情報かもとになっているのかはよくわからないが、後半部分は映画の内容から判断したものと思われ、けしからんと思いつつも映画館に通っていたエドルスの様子がいまいち浮かぶ。

また、庶民の男性がトゥンクやシャリファの敬称・尊称を持つ身分の高い女性を妻とすることの妥当性を問う質問(Q97)に対して、一般人と身分の高い人の結婚は対等なものではないという議論があることや、自分たちの血統を守ろうとして娘を一般男性と結婚させることに反対する人々がいることに触れた上で、実例やコーランの内容をもとに、強制ではなく合意に基づくものであれば結婚を禁止したり違法としたりする根拠はなく、そのような結婚を認めない考え方はまるでイスラム教の中に高低があるようだと批判した[*Qalam* 1951.5:36-37]。

この質問と回答は、エドルスが『ワルタ・マラヤ』紙の所有者であるアルサゴフ家の娘と結婚した後同紙の編集者に昇格したことを想起させるとともに、P.ラムリーの監督第一作である『ベチャ引き』(1955年)も思い出させる。ベチャ(人力車)引きで生計を立てている貧しい男が身分の高い家の娘を見初め、貧富や身分の違いを超えた恋愛が成就するかというドラマである。この映画が製作されたのは「千一間」のこの質問の4年後なので両者の間に直接の関係はないだろうが、当時のマラヤ/シンガポールのムスリム社会では貧しい男と良家の娘の結婚(とりわけマレー人男性とアラブ系女性の結婚)が重要な課題の一つであったことがうかがえる。

ベチャ引きとはもっぱら自分の肉体を動力源として人や物を運ぶ仕事であり、わずかな元手でも始められるが、肉体の酷使の度合いに比べれば収入は多くない。今日のマレーシア／シンガポールのムスリムの価値観に照らせば低い評価を受けそうだが、「千一間」ではベチャ引きに低い評価を与えていない。ムスリムがヨーロッパ人の靴を磨いて生計を立てることの妥当性を問う質問(Q164)に対して「体力と努力による仕事で生計を立てるのはむしろ尊敬すべきである」[*Qalam* 1951.12: 41]と答えているのも同趣旨である。エドルスは、車輪を担うこと、すなわち自分の力で小まわりよくものごとを進めていくことに積極的な価値を見出していた。

千一問の 質問における型

亀田 堯宙

ディスカッション・ペーパー『『カラム』の時代Ⅶ——近代マレー・ムスリムの日常生活2』では「カラムデータベースにおける理解支援——展望と周辺技術」と題し、Entity Linkingやレトリック構造の抽出について述べた。そのうち、レトリック構造の分析に手を付けるにあたって、今回は、まず『カラム』のQAコーナー「1001 Masalah (千一問)」から質問の型を見つけ出すことに取り組んだ。

現在、千一問のコーナーを日本語に訳す作業が進んでいるが、データがそろっているマレー語の方を分析の対象とした。一方で、以下の分析を構想したのは日本語訳を読んでいて着想を得た部分が多い。質問の多くは、何かの行為がイスラム法的に合法か違法かを問うており(例:「ネクタイ、帽子や膝の見えるズボンを着用した場合、法的にはどうなりますか(Q.67)」[*Qalam* 1951.3:15])、他には事実知識を問うものもあれば(例:「国連会議に参加する代表は各国何人いますか(Q.52)」[*Qalam* 1951.2:41])、人生相談もある(例:「女性はいつ結婚するのが最も良いですか(Q.48)」[*Qalam* 1951.2:40])。回答のレトリックを分析する際にも、文単位でどういう役割の文かを判別しなければならないが、比較的短くタイプがはっきりしていると考えられる質問文から型を機械的に判別することに、まず取り組むことにした。

本稿の流れは以下の通りである。

- 語の並びに着目するため、前処理として質問文を正規化した語の並びに変換する
- 各語の出現頻度など統計値を取り、それに基づいて、型の骨格を成す頻出語の列を得る
- 頻出語列の部分列に対し「型らしさ」を測る指標を作り、適用することで型を探す

前処理—— 各質問文を語幹の列としてデータ化する

元のデータはエクセルで表現されており、中には日本語も特殊文字も多く含まれている。これを文字化け

させずにプログラム処理用に取り出すため、xlsx2csv¹⁾を用いてcsvに変換した。

さらに、取り出したものの中から、「東南アジア逐次刊行物総合目録データベース」²⁾の副産物として公開されている音標変換表を用いて、特殊文字を一般的なアルファベットに変換した。この中には“a”を“ā”に変換するといった規則が含まれており、多くの特殊文字を変換することができた。文字の下に記号がついている特殊文字については、元の変換表に含まれていなかったため、“ş”を“s”に変換するルールなどを追加し、対応した。

次に、アルファベットとハイフンやアポストロフィだけになった語の列に対し、語幹を取り出す作業(Stemming、これを行うツールをStemmerと呼ぶ)を行った。カラムで用いられているマレー語には、ke-、per-、-nyaといった接頭辞や接尾辞が頻繁に出現し、それらを取り除いた語幹に着目することで、似た意味の単語をまとめて扱うことができると考えたからである。具体的には、全文検索エンジンApache Luceneに実装されているプログラムを用いた。Luceneには、インドネシア語を分析するためのモジュールorg.apache.lucene.analysis.id³⁾が含まれており、この中のStemmerは[Tala 2003]⁴⁾に基づいて実装されている。本来はマレー語のStemmerを利用すべきだと考えたが、この両言語についてStemmingのレベルではほぼ違いが無く、一方でマレー語のStemmingに関する詳細を記述した論文やツールを見つけられな

1) <https://github.com/cm3/xlsx2csv> Dilshod Temirkhodjaev 氏のxlsx2csvという変換ツールの文字コードの扱いについて私が修正を施したもの。

2) <http://www.cseas.kyoto-u.ac.jp/info/db/sealib/>

3) http://lucene.apache.org/core/5_4_1/analyzers-common/org/apache/lucene/analysis/id/package-summary.html

4) Fadillah Z Tala: “A Study of Stemming Effects on Information Retrieval in Bahasa Indonesia”, 2003 <http://www.illc.uva.nl/Research/Publications/Reports/MoL-2003-02.text.pdf>

かったため、代用することにした。

ここまでで、各質問文は、語幹の列として表現することができた。

例[*Qalam* 1954, 8:5]⁵⁾

Meminta sedikit penjelasan tentang binatang sembelihan – qurbān yang biasa dikerjakan oleh orang Islam pada Hari Raya Haji.

→ [“inta”, “sedikit”, “jelas”, “tentang”, “binatang”, “sembelih”, “qurban”, “yang”, “biasa”, “kerja”, “oleh”, “orang”, “islam”, “pada”, “hari”, “raya”, “haji”]

頻出語列を得る

全質問文に対して、語幹の列を集計したところ、表1のような結果を得た。上位の多くを機能語(人称代名詞や前置詞など語彙的な意味を持たず統語的な機能のみを持つ語)が占める中、*hukum*, *islam*, *agama*といった内容語も見られ、その多くはイスラム教に関連している。今回は40回以上出現している42語を頻出語とみなし、各質問文の列から相当する部分列を抜き出した。

「型らしさ」の測定

例えば、[“apa”, “hukum”]という頻出語列は非常に「型らしい」。それ自体が60回出現するだけでなく、冒頭で述べたような人間が読んで感じる質問の型と対応するからだ(例 Q36: “Apa hukum taklik” [*Qalam* 1951.1:33]、日本語:「タックリク(taklik:婚姻の際に交わされた離婚条件などの契約)は、法的にはどうなりますか」)。

一方で出現頻度がそれなりに多くても型とは言いつらいものもある。例えば、[“yang”, “saya”]という頻出語列は12回出現するが、4回しか出現しない[“bagaimana”, “hukum”, “orang”, “yang”]という語の列に比べて、質問文を読んだときに共通点を発見しづらい。

この「型らしさ」を以下のように測定した。

文の長さは出現する語の選択に影響を与えないと仮定し、各語を目としたサイコロが複数回振られる(独立

表1 語幹の出現数 上位20

語幹	出現数
yang	452
itu	302
dan	269
di	250
ada	223
dengan	195
dalam	170
tidak	144
atau	138
hukum	135
islam	130
saya	115
orang	111
seorang	106
apa	106
pada	93
agama	86
sembahyang	85
oleh	82
daripada	82

性の仮定) ことで文の中の語が決まるというモデルを採用する。これは Latent Dirichlet Allocation⁶⁾ のような一般的なトピックモデルと共通した仮定になっている。

それぞれの頻出語 $w_i (i=1, 2, 3, \dots)$ 、および頻出語でない語 w' について出現確率 $p(w_i)$ や $p(w')$ が存在するとする。これらの確率の総和は1である。この多項分布上で文中の語数に応じた回数、独立に語が選択され、頻出語の列 $[f_1, f_2, f_3, \dots]$ が得られる。 n 語で構成される文の列内に特定の頻出語部分列、たとえば $[w_1, w_2]$ が存在する可能性 $q([w_1, w_2], n)$ は次の式で求まる。

$$q([w_1, w_2], n) = p(w_1) \cdot (1 - (1 - p(w_2))^{(n-1)}) + (1 - p(w_1)) \cdot p(w_1) \cdot (1 - (1 - p(w_2))^{(n-2)}) + (1 - p(w_1))^2 \cdot p(w_1) \cdot (1 - (1 - p(w_2))^{(n-3)}) \dots + (1 - p(w_1))^{(n-2)} \cdot p(w_1) \cdot p(w_2)$$

$[w_1, w_2, w_3]$ ならば、

$$q([w_1, w_2, w_3], n) = p(w_1) \cdot q([w_2, w_3], n-1) + (1 - p(w_1)) \cdot p(w_1) \cdot q([w_2, w_3], n-2) + (1 - p(w_1))^2 \cdot p(w_1) \cdot q([w_2, w_3], n-3) \dots + (1 - p(w_1))^{(n-3)} \cdot p(w_1) \cdot q([w_2, w_3], 2)$$

ちなみに、 $q([w_i], n)$ は

$$q([w_i], n) = p(w_i) + (1 - p(w_i)) \cdot p(w_i) + (1 - p(w_i))^2 \cdot p(w_i) \dots + (1 - p(w_i))^{n-1} \cdot p(w_i)$$

6) Blei, David M., Andrew Y. Ng, and Michael I. Jordan. “Latent dirichlet allocation.” the Journal of machine Learning research 3, 2003, pp.993-1022. で提案されている手法。

5) この例では、冒頭の Meminta の Stemming に誤りがあり、本来は minta とするべきであるが、今回は Stemmer の改善を行わなかったため、そのままの結果を示している。

$$= p(w_i) \cdot (1 - (1 - p(w_i))^n) / (1 - (1 - p(w_i)))$$

$$= 1 - (1 - p(w_i))^n$$

と簡素になる。

[w₁, w₂] と [w₁, w₂, w₃] の関係で示したように、この式は再帰的アルゴリズムとして実装することができる。この q で算出された確率は文に型などなく独立に語が出現するという仮定の下での確率であるので、実際の出現数がこの確率よりどれだけ多いかということ測定することが「型らしさ」の測定となる。そこで、文に当該の頻出語列が出現したか／しないかについての二項分布の下側累積確率を全文について求めた。

その結果、2語だと[“apa”, “hukum”], [“agama”, “islam”]といった頻出語列がほぼ100%⁷⁾型として共起しているという結果が得られ、4語の[“bagaimana”, “hukum”, “orang”, “yang”](4件)もほぼ100%という結果になった。一方で,[“yang”, “saya”](12件)は13.9%、[“hukum”, “ada”](11件)は64.1%となり、[“bagaimana”, “hukum”](12件)がほぼ100%になったことを考えても、出現件数に比して型らしさは低いと考えられる。

まとめと今後の展望

千一問の中から、質問に共通して現れる頻出語の列を見つけ出し、その型らしさを測定した。いくつかの例から、当初想定していた型を抽出することはできたが、全体の評価はまだ行っておらず、実際の例と比較しながら手法の妥当性を検討する必要がある。また、本来は、モデルの時点で共起の確率を考慮する必要がある。今回は質問文のみをデータとして用いたため、学習データの量の観点からそのような複雑なモデルを採用しなかったが、Wikipediaなどの外部データを適切に使うことで、複雑なモデルを学習することも可能だと考えられる。

既に課題として見つかっているのが,[“agama”, “islam”]のように、確かにこの質問文に特徴的な共起であるが質問の型とは言えないペアも、型として高く評価されてしまう点があり、少なくとも1つ以上の機能語を含むことを条件とすることを検討している。

7) プログラムの精度の問題で、小数点以下10桁まででは100%とみなされた。

資料編「千一問」試訳

本編は、『カラム』の第1号から第25号までに掲載された「千一問」の質問(Q)とそれに対する回答(A)を日本語訳し、掲載順に配列したものである。質問冒頭のQ.xxx(yyy-zz)という表記(x、y、zは数字)は、xが通し番号(全体のなかで掲載された順番)、yは『カラム』の号数、zはその号のなかで掲載された順番を指す。資料の出典は、号ごとにまとめて付した。

- 訳文中の()は原文に現れる表現、[]は原文にはないが日本語訳において補った表現を指す。
- 回答において聖典コーランが引用されている部分は、訳文はマレー語からの直訳として、注にコーランの日本語訳(井筒俊彦訳『コーラン(上中下)』岩波文庫、1957)の該当部分を示した。
- マレー語、アラビア語などの原語をそのまま表記する場合、必要に応じて注釈を付した。注釈は、初出の箇所のみにし、2回目以降は省略したが、その場合下線を付して前の箇所に注釈を入れたことがわかるようにした(一つの質疑応答の中でのみ複数回出てくる語は除く)。複数の質問に登場する語とその注釈は以下の通り(五十音順、最後の数字は初出箇所の質問の通し番号)。

- アウラ[露出してはいけない身体の部分、28]
- アスナフ[施しを受ける権利のある集団、2]
- アミール[喜捨を徴収する役人、35]
- イバーダート[信仰行為、42]
- イマーム[イスラム教の宗教指導者、13]
- ウドゥー[礼拝のための浄め、143]
- エッダ[待婚期間、119]
- カウル[先人たちの見解・格言、77]
- カディ[イスラム法の裁判官、10]
- グスル[大汚を落とすための全身の浄め、全身沐浴、147]
- サイド[預言者ムハンマドの子孫の尊称、152]
- サダカ[自発的な喜捨や慈善行為、2]
- ザカート・ハルタ[財産に応じた喜捨、2]
- ザカート・フィトラ[義務的な喜捨、6]
- ジェマ・アルダッワ・アルイスラミア[全マラヤ・ムスリム布教協会、2]
- ジャーヒリーヤ[イスラム以前の無明時代、157]
- ジュバ[袖や裾が長い衣装、32]
- スンナ[ムハンマドの慣例・習慣、147]
- ズィクル[神の名を唱えることで神を賛美すること、210]
- ズフルの礼拝[正午過ぎの礼拝、120]
- タラーク[夫が妻に行う離婚宣言、119]
- チナ・ブタ[盲目の華人、119]
- ハリラヤ[祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い、2]
- ビドア[逸脱、221]
- ファトワ[法学者が信徒の質問などに対して、イスラム法に基づいて判断を下す法学裁定、11]
- フィトラ[喜捨、6]
- ムハリル[合法な人、認められた人、119]
- ムフティ[ファトワと呼ばれるイスラム法の法学裁定を出すことができるイスラム法学者、10]

■『カラム』第1号 [Qalam 1950.7-8: 24]

※以下、『カラム』は省略し、号数のみ表記

Q.1 (001-01)

自動車のような車は各車輪の大きさが同じですが、なぜ四輪牛車の車輪は前方二輪が小さく、後方二輪が大きいのですか。

A.1

狭い場所では自動車だとバックしてから前進し、再びバックしてやっと方向転換できるが、四輪牛車はそのような場所でも方向転換できるようにわざと前方二輪が小さく、後方二輪が大きく作られている。インド

ネシアの中部ジャワ、とりわけジョグジャカルタとスラカルタ地方では、アンドン(Andung)と呼ばれる前輪が小さく、後輪が大きい四輪馬車がある。二輪馬車はデルマン(Delman)とアムコ(Amko)と名付けられている。

■第2号 [Qalam 1950.9: 31-33]

Q.2 (002-01)

この間シンガポールのセラングーン通りの「アルラビタ・アルアラビヤ」にて行われたハリラヤ[祝祭、断食明けの祝祭を指すことが多い]の集会にて、アルサイ

ド・イブラヒム・ビン・オマル・アルサゴフ氏が以下の意味の発言をされていました。「私の理解によれば、ハナフィー学派では、裕福なイスラム教徒はザカート・ハルタ[財産に応じた喜捨]を払う必要はない。なぜならば、彼らは既に所得税を課されており、所得税は社会福祉局に納められるからである。それは、その税による利益が貧しい人にも還元されることを意味する」。発言は概ねこのような主旨でした。そこでこの問題について、真のイスラムの教えに基づいたご説明を頂ければと思います。なぜならば、私が知る限り、八つのアスナフ[施しを受ける権利のある集団]はおろか、貧しいイスラム教徒の1%しか社会福祉局からの恩恵にあずかっていないからです。

A.2

この質問に答える前に、まずアルサイド・イブラヒム・ビン・オマル・アルサゴフについて紹介しなければならない。彼はジェマ・アルダツワ・アルイスラミア[the All-Malaya Muslim Missionary Society: 全マラヤ・ムスリム布教協会]の会長を結成時から昨年までの数年間務めており、政府のムスリム諮問委員会の議長にも就任している。彼は有名な資産家であり、またイスラムに関する高い知識を持つと見なされている。彼はハーフィズ[コーランを暗唱できる者]であり、子供のころメッカでも宗教教育を受けたという。

質問についてであるが、この問題は度々放置され、現在はその目的についてあまり注目されていないため、それがたびたびザカートの支払い義務、とりわけザカート・ハルタに関してその責任から逃げるための口実となってしまうている。

この質問者の述べていることが正しいとすれば、アルサイド・イブラヒムはおそらく以下のハナフィー学派の例をもとにしたのではないと思われる。「残忍な(イスラム教徒の)王が金持ちの人に対し、過剰で重い税を課するという残忍な行為を行ったとき、抑圧や虐待を受けた者は、その際払うはめになった財産をザカートの支払いとして見なすよう求めることができる」。

我々のこの推測が正しいとすれば、アルサイド・イブラヒムは責任を免れるためにシンガポール政府の徴収する所得税を残忍な方策と解釈したのだろうか。ここで言う残忍とは非イスラム政府においても一般的なのだろうか。この二つの質問に対しアルサイド・イブラヒム自身もちろん簡単に答えられるだろう。しかし我々の考えでは、彼の発言は的外れなものであ

る。なぜならば今日施行されている所得税法において、イスラム教徒はザカート・ハルタを支払い、そのザカート・ハルタの支払いを固定の経費、つまり必要経費として計算することが認められているからである。贈与ではなく、そこに所得税が課されるものでもないということだ。

自分がとても大事にしているものは、その心に逆らえず、人にあげたくないと思うのが人間ならば当然であり、それが命令の執行としてなされるのならばなおさらである。しかし一部には、命じられたわけではなく、ただ自分の満足のために、サダカ[自発的な喜捨や慈善行為]とも、ましてザカートとも見なされないにも関わらず、食事のふるまいに多額の出費を惜しまない人たちもいる。

加えて、所得税は純利益、すなわち全ての資本金及び所有物を引いた額を元に徴収されるもので、一年分の十分な蓄えがあるかどうかという資産状況によって判断されるザカート・ハルタとは異なる。ザカートは、資産の純利益を計算されずに課される。従って、アルサイド・イブラヒムが語った考えを裏付ける理由がひとつもないことは明白である。宗教の事柄について高い知識を持つ人物として、公の会議の場で、とりわけ裕福なアラブ人達が参列する前で意見を述べたということは、まるでその集団にザカートの義務を軽視するよう奨励するかのようだ。ザカートの一部しか払っていない彼らに、所得税を払ったということを根拠に、今度は全く払わなくてもいいと促すかのごとくである。このことは、もし自分自身だけで行うのであれば話題にされることはなかっただろう。しかし公の会議の場で話をしたのであり、宗教の原則とザカートに関して望ましいとされる事実と反する問題を打ち出したと見なすことができる。

ザカートは支払う者にとっては義務であり、受け取る者も定められている。ザカートは、とりわけ極貧者を対象に、イスラム教徒の社会の向上を目的としている。使徒ムハンマドが神の啓示を受けた後、ヒジュラ暦2年にザカートの徴収が始まったが、当初は極貧者と貧者のみに分配されていた。しばらくはこのような形で行われていたが、コーランの「アル・タウバ(悔悛)」の章の第60節が記されたヒジュラ暦9年、知られているような8つの集団にザカートの分配先が決まった。しかし、その章が記された後も、完全に8つの集団に分けられたわけではなく、使徒ムハンマドはザカートの受け取りがより不可欠と見なされる集団に最優先

で分配した。ウラマーの大部分が、極貧者の状況が救済されるまでの間はザカート・ハルタを他の者よりもまず先に彼らにのみ与えるのがよいと強く求めるのはこうした理由による。

マレー半島のいくつかの州政府がザカートの徴収を施行しているが、極貧者にザカートを分配することに重きを置いた使徒ムハンマドの措置を重視するよう、我々は州政府の注意を喚起したい。それは、将来ザカートを彼らを援助するため支出するよう促すためである。このため、ザカートの支給は63歳までの彼らの負担を軽減することが望ましい。従って、彼らの一部に20か30セン与えるという現行の分配方法は、とくに八つのアスナフに含まれない孤児などの子供たちに全体として分配する場合、明らかに先ほどの規定に違反している。

一部の人間は、経済的困窮よりも教育の貧困の方がより深刻な状況だとして、ザカートは教育の整備などに使い、その後資金の一部をモスクやその他の事に使うと決定した。しかしながら、前述のように使徒ムハンマドが生きていた時代には貧困者が一切忘れられることはなかったことを忘れてはならない。それぞれの貧困者が救済された時、それが社会の助けとなり、イスラム教徒の経済的な弱さも防ぐことが期待できる。過去と同じように貧困者を援助するのは、貧困という名から彼らを解放するということである。よって、現代の状況に合わせ、産業を興してイスラム教徒を解放し、その経済的な弱さに対処することは当然なのである。

実のところザカートの問題に関して言及すべきことは沢山ある。しかし、それに関わる時間がなくなってしまったので、近い将来この責任の問題に関して近々より深い議論をしたいと思う。ここでは、自ら規範となり、望ましいザカートの義務の遂行を奨励すべき資産家のイスラム教徒が、なぜ逆に当然の義務であるザカートからの「逃げ口実」を探し、そこに友人を誘い入れるかのような発言をしたのかという問題についてのみ扱った。

■第3号 [Qalam 1950.10: 32-34]

Q.3(003-01)

手を使って射精したら法的にはどうなりますか。

A.3

これはやましく卑しい行為である。この行為を男性が行った場合はジャラカまたはヤラッド・アミラ[男性の自慰]と呼ばれ、女性の場合アル・タフ[女性の自慰]と

言う。このような行為は、成人した若者や独身者によりしばしば行われる。衛生上の観点からすると、このような状況は性交渉の増加よりも危険である。なぜなら、この行為により四肢、脳、血管、関節を痛めてしまうからだ。行為に及んだ者はしばしば痙攣を起し、また精神異常をきたす可能性がある。こうした危険性を鑑み、預言者ムハンマドがこの行為を禁止事項として定めたのは当然のことであった。

イマーム・シャーフィイーは、アッラーの以下のお告げに依りこれを禁止と定めた。「配偶者と彼らの奴隷に対して以外自分の陰部を守る者は幸福である。配偶者や奴隷との行為により咎められることはないが、誰であれそれ以外の方法を為す者は境界線を越えることになる(コーラン「信仰者」章の第5節～第8節)¹⁾。

イマーム・シャーフィイーの考えによると、この節は配偶者や女性の奴隷以外との行為による射精の禁止を意味する。なぜならその行為はアッラーが定めた境界線を越えることになるからだ。アナス・ビン・マリクが伝える預言者ムハンマドのハディース[預言者の言行録]の中にこの行為に及んだ人間に対する警告では、上記の説明がさらに強調されている。預言者ムハンマドは以下のようにおっしゃった。「最後の審判の日、アッラーが見たくない者、悔やむことをせず、慈善を行う者たちと共に召集もされない7人の人間は、悔い改めた者以外地獄に落ちる。アッラーは悔い改める者には誰にでも許しを与える。彼らとはすなわち、自慰を行う者、男性同士で行為を行う者、いつも酒を飲む者、助けを叫ばれるほど自分の両親を殴りつける者、そして呪われるほど隣人を迫害する者、隣人の妻と姦通する者である」。

ここから明らかなように、手であろうと何であろうとそれを使って射精する行為は禁止されているだけでなく健康にも害を及ぼすものであり、この卑しい行為は将来病気をもたらす自分自身を危険にさらすことになる。

Q.4(003-02)

UMNOやその支部のような協会の組織において、委員会の中に反対派を組織するべきでしょうか。

A.4

各協会もしくは団体における委員会の中に反対派を

1) 「自分の性器はこれを抑え、己が妻や、右手の所有にかかるものを相手にするときだけに使う。この方は何も悪いことはない、ただむやみにそれ以上のことをしたがる(神の掟に)そむくことになる」(井筒俊彦訳「コーラン」(中)第23章「信仰者」第5節～第7節)。

組織することは必須ではないと考える。なぜなら、協会または団体の政策目的は同じであり、委員は協会または団体の政策や目的を共有した会員や成員から選ばれ、任命されるためである。

委員はその協会または団体の会員の一部、またはその一派だけを代表しているのではなく、協会やその会員全てを代表する。したがって、徒党を組む必要はなく、協会やその会員にとってよろしいと思われる如何なる事も提案・支持できるし、また非合理的でよろしくないと思った事に対して反対することができる。

Q.5 (003-03)

英国議会における「野党」はどのような状況か、ご意見を下さい。

A.5

英国議会の野党は、与党と異なる政策や政治目的を持つ人たちが構成されている。現在は労働党が政権を握っており、長老派(保守党)が野党となっている。すなわち、保守党の政策目的は与党である労働党とは異なるのだ。

Q.6 (003-04)

なぜハリラヤのお祈りの前に、フィトラ[喜捨]が義務づけられているのですか。

A.6

ハリラヤのお祈りに義務付けられたフィトラの施しは、隠れた祝福と崇高な目的に満ちている。周知の通り、ザカート・フィトラ[義務的な喜捨]を受けとることができる人びとは、以下の8種類である。

1. 極貧者
2. 貧者
3. ザカートとフィトラの徴収に従事する者
4. イスラム教に改宗した者
5. 奴隷を解放するため
6. 債務を支払うため
7. アッラーの道のため
8. 旅人

上記の人たちは、援助を必要としている人で貧しい人たちでもある。彼らやその家族のための買い物や必要としているときにはなおさらのこと、彼らに援助や支援を届けることで共に祝い、共に崇高なハリラヤを迎えることができるからだ。

これにより、同じイスラムの全ての階層と社会集団が等しく愛を受け取れるのである。

Q.7 (003-05)

黒、白、黄色など、なぜ人間の肌の色は違うのですか。

A.7

人間の肌の色が互いに違うのは、空気と気候が異なる地域に住んでいるからだ。空気と気候の違いは肌の色に影響する。

Q.8 (003-06)

インドネシアの名前の由来は何ですか。

A.8

インドネシアとは、かつてオランダ領東インドと呼ばれたマレー諸島全域を指す名称として定められた。

Q.9 (003-07)

誰が初めにその名前を付けたのですか。

A.9

インドネシアという言葉はドイツ語に由来する。INDUSとNESOSという2つの語から成り立っていて、INDUSはインド洋へと流れるインドの川のこと、NESOSは島々を意味する。つまり、インドネシアという単語の起源は、インダス川の河口に広がった島々という意味である。

この名前が全インドネシア民族の統一にとって合理的かつ相応しいと考えられたため、インドネシアの指導者たちは、その名を引き継ぎ受け入れ、インドネシア政府のもとに入った島々を指す公式な名称とした。

Q.10 (003-08)

シンガポールの主席カディ[イスラム法の裁判官。シンガポールでは婚姻登録官の下でムスリムの婚姻や離婚の登録を行うために任命される役職だった]は政府によって任命されるのでしょうか。それとも民衆によってですか。

A.10

主席カディは政府によって任命されるわけではなく、またこの国の公式な役職ではない。この役職について第57章のムスリム 条例では全く言及されていない。ここにはカディ以外の役職としてあるのはムフティ[ファトワと呼ばれるイスラム法の法学裁定を出すことができるイスラム法学者。シンガポールでは官職として任命規定が設けられていた]のみである。しかし、今日までムフティの役職は埋まっていない。また、任命について官報で公示されたことはない。

Q.11 (003-09)

この[主席カディの] 役職は政府の官報で公示されますか。

A.11

このため、我々の意見では、正式な公示がないため、法律または公式のファトワ[法学者が信徒の質問などに対して、イスラム法に基づいて判断を下す法学裁定]により定められる事案において、主席カディの名で下されたいかなる判決も使用することはできない。

Q.12 (003-10)

主席カディの称号はどこで授与されるのですか。

A.12

我々が知る限り、彼らの仲間内だけで集まりその内の一人を主席カディに任命する。公式なものではないので、回答できるのはここまでである。

■第4号 [Qalam 1950.11: 38-40]**Q.13 (004-01)**

サファール月[ヒジュラ暦2月]が近づきました。多くの人がサファールの日がくるのを待っています。この日には多くの男女が混じってサファールの沐浴やピクニックをします。このサファールの沐浴は法的にはどうなりますか。

A.13

サファールの沐浴は、サファール月の最終水曜日、都市でも海岸や浜辺における郊外のピクニックでも、よく行われている。この日彼らは厄よけを意味する言葉が書かれているお椀や水に浸した紙、あるいは葉っぱで水を飲む。一部の場所ではお祭りや余興が行われ、またこの日は家に閉じ籠っていた娘が外に出て、若者同士知り合いになる機会が与えられる。この件について、以下2つに分けて回答する。

1) このようなサファールの沐浴は使徒ムハンマドによって行われたことはなく、命令または許可されたこともない。彼の教友たちも行ったことがなく、高名な4人のイマーム[イスラム教の宗教指導者]のような、イスラム法学者であるウラマーたちも皆行ったことがない。この簡単な説明からも、サファールの沐浴は罪深い行為であることが分かる。この罪深くやましい行為は全く行うべきではない。この事柄については以前新聞に多く取り上げられ、議論がなされた。

2) マラッカやクランタン州のパンタイ・ブラヒのような場所では、とりわけ禁じられた背教行為が行われ、

明らかな罪悪がもたらされている。したがって、もしあなたがアッラーの法を畏れるならばこのような行動を避けなさい。

Q.14 (004-02)

慣習は宗教より大きな意味を持ちますか。

A.14

慣習は宗教より大きな意味を持たないが、良き慣習で宗教的要求に反しないものは歓迎される。過去の時代の社会には広くて大きな意味を持つ慣習が多くあり、メッカ巡礼のようにイスラム教の善行となったものもある。

Q.15 (004-03)

イスラムの相続権という観点からすると、アダット・プルパティ[母系制の慣習]はイスラム教に反するものですか。

A.15

母系制の慣習の中には社会にとって良い事柄が多くあるが、相続権という観点や分野からするとイスラム法に反する。

Q.16 (004-04)

もし反するものであるとすれば、その慣習法を適用するウラマーたちはそれが違反だと知っているのではありませんか。彼らは法的にはどうなりますか。

A.16

ウラマーたちであればもちろんこの事情について知っているだろうが、誤解してはいけないのは、母系制慣習に則り娘が遺産を受け継ぐという習慣は、ヌグリ・スンビラン州の州法になっているということだ。

Q.17 (004-05)

非イスラムの政府がイスラムに関する統治を行うことはできますか。

A.17

その施策がイスラムの法と規則に則っている限り、イスラムの国を治める非イスラムの政府が宗教に関する統治を行うことができる。

Q.18 (004-06)

イスラムでない国で婚姻締結の儀式をするイスラム教徒がいない場合、イスラム教徒が非イスラム教徒の女性と結婚するにはどのような方法がありますか。

A.18

そのイスラム教徒は、女性をイスラム教に改宗させ、その後その国の慣習や規則に従って結婚すればよい。イスラム教徒でない人たちにも彼らの規則ややり方に則った結婚というものがある。

Q.19 (004-07)

「ニカ・ガントン(nikah gantung)」とは、どのようなのですか。

A.19

「ニカ・ガントン」とは、婚約後に両者の取り決めに従い、夫婦が一緒になる時期をある一定期間延期することを言う。1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月、一年もしくはそれ以上となることもある。

Q.20 (004-08)

「ニカ・ガントン」という呼称は誰がつけたのですか。

A.20

「ニカ・ガントン」という言葉を誰が使い始めたかは定かではないが、尊敬する我が預言者ムハンマドがアーイシャと結婚する時にこの取り決めが初めてなされたと言われている。その時アーイシャは7歳になったばかりで、その後数年経ってから一緒になった。

Q.21 (004-09)

既婚者で自分の家庭を持っていない男性にとって、どちらがいいと思いますか。1)男性が義理の親と住む、2)妻を夫の両親と住ませる。

A.21

この事に関して、「胸をたたき願望を尋ねる」という諺がある。すなわち、自分の頭を使って自答せよという意味で、もし義理の親の家に住んでいて心地よく感じるならそこに住めばいいし、そうでないなら妻を自分の親の家に連れてくればいい。しかし、妻の気持ちも考えなければならない。義理の親と住む彼女の気持ちも尋ねる方がよい。最善の道は、あつちは駄目こっちも駄目とお互い避け合うのではなく、両者の友情の絆をより強めることである。

Q.22 (004-10)

インド、エジプト、アラブのイスラム教徒は、結婚したら男性は(我々がよくするように)義理の親と住みますか。それとも妻を自分の両親の家に連れてきますか。

A.22

どこの人であろうとその状況は同じである。それぞれの状況に応じて、持てる人たちは家族の人数が増えることをきっと好むだろうし、持たざる人たちは断念せざるを得ない。

Q.23 (004-11)

イスラム教徒の間の「離婚」件数を減らすためのイスラム法に則った手段はありますか。

A.23

夫婦間の離婚を防ぐため、イスラム教は信者に様々な規則や導きを与えている。

イスラムは我々に対立を引き起こすような事柄に対し譲歩の姿勢を取ることを説いている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても良き態度を取ることを教えている。イスラムはいかなることやいかなる人に対しても公平であるよう命じている。イスラムは妻に対して善い行いをし、また彼女らを尊敬し、逆に妻は夫を尊敬し忠実であるよう説いている。もしこれら全ての教えに真面目に従えば、離婚件数は確実に減少するだろう。

■第5号 [Qalam 1950.12: 9-10]**Q.24 (005-01)**

人との友情を長続きさせるにはどのような方法がありますか。

A.24

人との友情の絆を強めるにあたって一番いいアドバイスは、良き振る舞い、礼儀正しさ、丁寧話すことである。歩み寄り、譲歩し、思いやることである。

Q.25 (005-02)

同じ歳ではない人と友達になるのはいい事ですか。

A.25

自分より年長の人と友人になることは若者にとっていいことである。なぜなら年長者の良き人生経験からメリットが得られるからだ。一方、年長者も自分の良き人生経験が若者を良い方向へと導くことができるよう、若者と友人になるのはいい。その目的以上のメリットはない。

Q.26 (005-03)

アフマドはカマリアという華人の養子を育てました。充分な年齢に達したカマリアはアフマドの息子と結

婚しましたが、その際にワリ・ハキム〔花嫁の婚姻を締結する父、祖父などの男性の身内が花嫁側にいない時に、イスラム法で定められた法定代理人〕が婚姻を締結しました。これは法的にはどうなりますか。

A.26

コーランの「女」の章第23節によると、結婚することが禁じられている相手が13例挙げられている。すなわち、1. 父親の元妻(父親の未亡人)、2. 生みの母親、3. 自分の子供、4. 自分の兄妹、5. 母親の兄妹(母方のおじ・おば)、6. 父親の兄妹(父方のおじ・おば)、7. 兄弟の息子(姪)、8. 姉妹の娘(姪)、9. 授乳をしてくれた女性(乳母)、12. 自分の息子の妻(義理の娘)、13. まだ妻と関係を持っている場合に限り、妻の姉妹(義理の姉妹)。

このように、この養子の結婚は上記の禁止項目に含まれていないので、その結婚は許されていることはあなたも理解できるだろう。ワリ・ハキムについては、このような養子の場合にはよくあることだ。なぜなら、そうした女性は自身の結婚のための代理人をたてられるからである。

Q.27(005-04)

1. ラマダン〔断食〕月の日中に姦通をすると法的にはどうなりますか。 2. このような場合罰が科せられますか。

A.27

ここではこの質問に対して一つにまとめて回答する。姦通者は宗教上厳格に禁止された行為に及んでいる。これを為す者はアッラーにより悲しい報いを受ける。この姦通が断食月に為された場合、更なる重大な違反、すなわち姦通の禁止及び断食中の性交渉の禁止という二つの禁止を破ることになる。断食中に性交渉に及んだ者に与えられる罰は、三ヶ月間連続の断食である。このような罪深い行動を避けなさい。そして、禁止された行為を避けることでアッラーに対して敬虔でありなさい。

Q.28(005-05)

出産の際、女性が目の前で裸になった状態でドゥクン〔呪術医〕あるいは近親者でない男性の医師にお赤ちゃんを取り上げてもらうと法的にはどうなりますか。

A.28

回答する前に、ここではコーランの「光り」の章の中の一節について説明したい。この節の主旨は次の通りで

ある。すなわち、女性は近親者でない男性に視線を向けてはならない。そして、彼女たちは名誉を守り、また通常外から見える部分、つまり顔と手首までの両手を除いては自分の身体を見せてはならない。以上はコーランの解釈にあたる学者の解釈であるが、その節の内容は次の通りである。「イスラム教徒の女性に視線を下げるよう伝えなさい。また名誉を守り、外から明らかに見える部分を除いては身体を見られないようにしなさい」²⁾。

以上のことは、使徒ムハンマドの言行によって次のように強調されている。「女兒が十分な年齢に達したら、顔と手首までの両手以外見られてはならない。」これはアブー・ダウードによって伝えられた文言である。このハディースは脆弱かもしれないが、コーランのこの節の中でははっきりしなかった境界線について説明するため取り上げた。さらに、使徒は次のようにおっしゃった。「男性は男性のアウラ〔露出してはいけない身体の部分〕を見てはならない。女性は女性のアウラを見てはならない」。これはムスリムによって伝えられた真正なハディースである。以上の説明から次のように判断できる。

すなわち、女性のアウラは他の男性に見せてはならないだけでなく、女性同士でも見せ合ってはならないのである。同様に男性同士も禁止されている。このような禁止事項はやむを得ない場合を例外としている。なぜなら、アッラーは次のようなお告げをされているからだ。「やむを得ない如何なる者、故意に望むわけではなく、または境界を越えなければ彼らに罪はない」³⁾。

さて、上記の質問に関しては出産する女性の状況を考えることが重要であり、ドゥクンがきちんと取り扱うことが不可欠である。秩序正しさとは、次の通りである。1. 夫婦間にはアウラがないと言われているので、女性は自分の夫に面倒をみてもらうのがよい。2. 夫がドゥクンもしくは医師ではない場合、女性のドゥクンや女医を探することができる。女性のドゥクンや女医は、必須でない限り女性のアウラを開いてはならない、3. もし女性のドゥクンや女医がいない場合、もしくは女性のドゥクンや女医がいても仕事ができ

2)「それから女の信仰者にも言っておやり、慎みぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう」井筒俊彦訳『コーラン』(中)第24章「光り」第31節)。

3)「それとでも、自分から食い気を起こしたり、わざと(神命に)そむこうとの心からではなくて、やむなく(食べた)場合には、別に罪にはなりはせぬ」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第2章「牝牛」第173節)。

ない場合は、男性のドゥクンや男性医師を呼ぶことができる。

どうしても必要な時のみを除いて、ドゥクンや医師は女性のアウラを開かないこと。このやり方は、注意を喚起し、男女共に全く同じ意味を持つはずのアウラを、男同士または女同士ならば互いに見せてもいいと思うことを防ぐ、最善の策なのだ。

■第6号 [Qalam 1951.1: 32-33]

Q.29 (006-01)

ゲリラ活動のニュース報道に関して、新聞やラジオ・マラヤの放送では、なぜ以前のように事件の起こった場所を明らかにせず、今は州の名前しか報道しなくなったのですか。

A.29

それらのニュースは、その問題を管轄する政府当局によって発表されている。彼らの処置には、人々利益にかかわる問題が含まれているはずである。政府は民衆の利益や福祉のためにならないような事は行わない。

Q.30 (006-02)

2、3ヶ月のニカ・ガントンの期間中、一緒になる前の二人が抱き合ったり愛し合ったりしてもいいのでしょうか。

A.30

もしニカ・ガントンの期間中に二人が抱き合ったり愛し合ったりしてもいいのなら、それはもはやニカ・ガントンと呼べる状態ではない。もしその様な事をしたのなら、直ぐに結婚してしまう方がよい。そうすれば、もはや誰も心配しなくて済む！

Q.31 (006-03)

口頭または書面をもって、現世と来世における兄弟関係を断つと法的にはどうなりますか。

A.31

兄弟関係(宗教上の兄弟関係もしくは血縁関係)を断つということ、すなわちムスリムという兄弟の間柄、もしくは親族関係を否認するということは、イスラムの教義上好ましくない。なぜなら、イスラムは我々皆が兄弟であり、アッラー(コーラン)との絆を遵守するよう求めており、各々がばらばらに別れることのないよう望んでいるからだ。したがって、口頭や文書によって兄弟関係を断つということは、イスラムの教えに反することになる。

Q.32 (006-04)

国土に砂漠が多く、暑い気候にもかかわらず、なぜアラブの人々はジュバ[袖や裾が長い衣装]や厚手の服を着ているのですか。

A.32

アラブの人々がジュバを着ているのは、それが彼らの衣装だからである。ジュバは強い日光による猛暑から身体を遮蔽または保護する役目がある。また、汗をかいたとき、服の内部が常に湿っていることによって身体を冷やす役目もある。さらに、アラブや他の砂漠地帯では決まって砂嵐が起こるが、その時吹き込んでくる砂から身体を守るためにも、ジュバやその知恵が多く利用されている。

Q.33 (006-05)

雨季や大雨の日は沢山のカエルが喜んで跳ね回っていますが、乾季になったらカエルはどこへ行くのでしょうか。

A.33

カエルはとても雨や水を好む。乾季になると、カエルは水のある場所を求めて行き、そこに住みつく。

Q.34 (006-06)

ある女性が男性との姦通によって妊娠が確認され、恥を隠すためその後に彼らが結婚した場合、その結婚は合法ですか。

A.34

その結婚は合法である。

Q.35 (006-07)

フィトラをアミール[喜捨を徴収する役人]が集めるのと、受け取る人に自分自身で渡すのでは、どちらがよいですか。

A.35

集められるフィトラをイスラム法が求めるやり方に従って運営するならば、アミールによって収集される方がよりよい。

Q.36 (006-08)

タッリーク(taklik: 婚姻の際に交わされた離婚条件などの契約)は、法的にはどうなりますか。

A.36

れたことはない。また彼の教友や昔のウラマーたちによっても行われていない。それは後世になってから現

れた方法である。

Q.37 (006-09)

ザカートを政府に支払うのと、極貧者に施すのでは、どちらがより有益ですか。

A.37

ザカートは、受け取る権利のある8種の人々に与えられるのが望ましい。この種類については既刊の『カラム』の中で言及した。

Q.38 (006-10)

カーバ神殿はいつ建造されたのですか。

A.38

カーバ神殿は神がこの世を創られる以前から存在していたとも、この世と同時に創られたとも言われている。コーランの中では、カーバ神殿は当初人間が住む家として建てられと記されている。

Q.39 (006-11)

他人に尊敬されるにはどうしたらよいですか。

A.39

他人を尊敬しなさい。そうすれば自分も人から尊敬される。人に対して礼儀正しくあれば、人も自分に対して礼儀正しくなる。

Q.40 (006-12)

女性が高度な知識を学ぶ意義は何ですか。

A.40

知識の探究は男性だけに限られたものではない。知識の探究は男女共に義務付けられている。女性が高度な知識を学ぶことが義務付けられているのは、礼節を重んじる母親となり、その子供がまた礼儀正しくなるよう教育するためである。

■ 第7号 [Qalam 1951.2: 39-42]

Q.41 (007-01)

イスラム教徒がネクタイを着用することは宗教の観点からすると正しいですか。

A.41

イスラム教は平和で幸福な宗教であり、革新的で崇高な宗教である。イスラム教は、信徒の肉体と精神を、善良さ、モラルの高さ、さらに志と感情の清らかさへと形作る宗教である。心身に纏うものが、モラルの高さや清らかな志と感情をもたらし、あるいはそれを

損なわないものであれば禁じられていない。

Q.42 (007-02)

イスラム教徒はモスクに入るのに事前に許可を取る必要がありますか。

A.42

モスクはイバーダート[信仰行為]のための施設であり、イバーダートのためにモスクに入る者は皆許可を取る必要はない。

Q.43 (007-03)

霊魂とはどのような意味で、生きている間と死んだ後はどこに存在しているのですか。

A.43

霊魂とは命であり、体内にあるが、人が生きている間、どこに存在するのかは特定できない。ある時、使徒ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)は霊魂について尋ねられ、それに対し次のようなアッラーの啓示が降りた。「(ムハンマドよ)言ってやりなさい。霊魂は主によって与えられたもので、おまえたちが授けられた知識はわずかなものにすぎない」⁴⁾。人の死後、霊魂はバルザク、すなわち死者の霊魂が集まる場所に集まる。

Q.44 (007-04)

洗濯業者はどのように各人の服を見分けているのですか。

A.44

洗濯業者は人が持ち込んだ洗濯物に特別な印やマークを付けている。

Q.45 (007-05)

スラニ(Serani)とは誰のことで、どこの国の人ですか。

A.45

スラニという語はアラビア語のナスラニ(Nasrani)から由来していて、キリスト教徒のことを指す。しかし、現在のマレー人の用法に従えば、ユーラシアン、すなわち父親がヨーロッパ人で母親がアジア人、もしくは母親がヨーロッパ人で父親がアジア人であり、キリスト教を信仰する人々を意味する。

Q.46 (007-06)

なぜ月は、月暦の2、3、4日に三日月の形になり、14、

4)「こう言ってやるがよい、「霊は主の御言から(生ずる)もの。お前たちが元来授かっておる知識はまことに些少なものと」(井筒俊彦訳『コーラン』(中)第17章「夜の旅」85節)。

15、16日は満月になるのですか。

A.46

月は地球、太陽、星などと同じ世界にあり、太陽は強い光を放つが、月は放たない。月は鏡のような状態にある。太陽から光を受け、地球に反射している。周知の通り、地球は動き、太陽の周りを回っており、それゆえ地球には昼と夜、季節が巡るのである。月も動いており、太陽もまた動いていると言う人もいる。

太陽の周囲をまわっている過程で月の光は遮られる。なぜならば、まわる過程で太陽と月のまさに真中を通過するからである。月の闇の部分には地球の影である。

Q.47 (007-07)

潮が引くと海水はどこへ移動するのですか。

A.47

潮が引くと海水は別の場所、すなわち潮が満ちる場所へ移動する。このように行ったり来たりの状態となる。

Q.48 (007-08)

女性はいつ結婚するのが最も良いですか。

A.48

イスラム法では、女性は成人した時、すなわち十分な年齢に達した時、結婚してもいいとされている。女性が月経を迎えた時、それが成人した証である。私の意見としては、女性が妻としての義務を十分理解するようになってから結婚するのが、一番望ましい。

Q.49 (007-09)

ジェマ・アルダツワ・アルイスラミアの政策と目的を教えてください。

A.49

ジェマ・アルダツワ・アルイスラミアとは、イスラム布教協会という意味である。知る限り、その政策と目的は、イスラムの布教やイスラム教の事情の理解、イスラム教徒の利益のために尽力することであり、その目的は非常に崇高なものである。この組織は約20年前にサヒーブ・アルファディラ・マウラナ・アブドゥル・アリム・アズシディキによって設立され、自らの建物を有する当地で一番大きなイスラム協会と言える。その大きな目的は人々の注目的になっているが、その政策を実現するための事業が成功するかどうかは、協会自体の努力にかかっている。

Q.50 (007-10)

子供をとっても欲しがっている女性が夫の同意を得た上で、夫でない男性の精子をその女性の子宮内に注入し、その結果子供が出来た場合、法的にはどうなりますか。

A.50

まず、本質的に精子一方だけでは子供はできない。夫婦の卵子と精子の両者が交わる必要がある。ゆえに、男性の精子を女性の子宮内に注入しただけで女性の卵子が排出されなければなにも生まれない。

Q.51 (007-11)

そのようなやり方[Q.50参照]で生まれた子供は法的にはどうなりますか。

A.51

それは法的には姦通行為であり、そのような方法で子供が生まれたと知れば、その子供も姦通児である。

Q.52 (007-12)

国連の会議に参加する各国の代表は何人いますか。

A.52

国連に加盟する国にはそれぞれ一票の権利が与えられているため、各国の代表は一人となる。しかし、各代表には顧問と通訳の一行が随行している。

Q.53 (007-13)

その会議において使用される言語は何ですか。

A.53

一般に使用される言語は英語であるが、各国の代表は自身の言語で話し、自分たちの通訳官がそれを翻訳する。

Q.54 (007-14)

60カ国が国連に参加しています。各加盟国は、国連軍の一員として朝鮮戦争の戦地へ兵を派遣していますか。

A.54

加盟国のなかには国連軍として朝鮮に派兵しない国やまだしていない国もある。既に兵を派遣している国はアメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド及びトルコである。ソ連とその友好国は派兵に反対している。

Q.55 (007-15)

毒を飲んで死亡したイスラム教徒は法的にはどうなりますか。

A.55

毒を飲んで死亡したイスラム教徒は、法的には来世では殉教として扱われる。すなわち、殉教者と同じようにあの世で報われることになる。現世においては通常の死者として扱われる。すなわち、遺体のお清めをし、布で包み、祈りを捧げる。

Q.56 (007-16)

毒を与えた者は法的にはどうなりますか。

A.56

毒を与えた者には殺人罪が適用される。

Q.57 (007-17)

夫婦が冗談を言い合っているとき、ふざけた夫が気まぐれに妻の胸部を触りました。これは法的にはどうなりますか。

A.57

法的には何でもない。

Q.58 (007-18)

ある男性が美しい女性を見かけ、帰宅してからもまだその女性の姿が頭に浮かんできました。彼は妻との性交渉を持ちましたが、そのとき先ほどの美人女性との性交を妄想しながら事に及んでいました。これは法的にはどうなりますか。

A.58

それはイスラム法によって禁止されている。なぜなら、そのような行為は性交渉のマナーに触れるか、破ることになるからだ。

Q.59 (007-19)

女性が生理中のため礼拝の義務が果たせなくても、後から行うようにとは命じられていませんが、断食の義務は後から行うよう命じられています。その理由と正当性は何ですか。

A.59

お祈りは頻繁に行うもの、つまり一日5回行うイバードであり、断食は年に一回行うイバードである。女性が生理中に断食を免れたとしても、まだ先一年あるわけだから、後から行うよう命じられているのである。

Q.60 (007-20)

イスラム教の四法学派はどのようにして発祥したの

ですか。

A.60

四法学派とは、シャーフイー派、ハナフィー派、マールク派、ハンバル派のことである。

四法学派ともその起源は一つ、すなわちコーランと預言者のハディースである。その起源は、4人のムジュタヒド[イジュティハードの資格のある法学者]がそれぞれのイジュティハード[コーランなどに明文化されていない問題に関して、法の範囲内で独自に法規範を発見する「努力」と解釈に従って預言者の教友たちの伝承を選択したことにあるが、彼らはお互いのイジュティハードと解釈を否定しているわけではない。四法学派はヒジュラ暦2世紀に端を発し、最初の学派はハナフィー派であった。その半世紀後、シャーフイー派、マールク派、ハンバル派が現れ、こうしてスンナ派の四法学派が誕生した。

Q.61 (007-21)

ニカ・バティン[nikah batin:「隠れた結婚」。通常は、婚姻を締結する女性側の後見人と証人の立ち合いが必要だが、その法に従わず新郎・新婦の二人だけで隠れて行うこと]とはどのようなものですか。

A.61

ニカ・バティンはイスラム法には存在しない。諸条件や諸原則に則っていない結婚は違法である。結婚の諸条件や諸原則とは、明らかな事項であり、隠れたものは存在しない。

Q.62 (007-22)

ムハンマド以外の預言者たちは、神の預言者アダム、神の預言者モーセ、神の預言者イエスなどのように「神の預言者」と呼ばれているのに、なぜ預言者ムハンマドは「神の預言者ムハンマド」と呼ばれないのですか。

A.62

預言者たちは皆等しく同じであるが、その地位はそれぞれ異なる。他の預言者たちは皆遠い昔の人たちであるため神の預言者とよばれるが、預言者ムハンマドは新しい預言者であり、彼によって我々が崇拝する宗教がもたらされた。ゆえに、我々が崇拝する名称として彼の事を単に預言者ムハンマドと呼ぶのである。

Q.63 (007-23)

至高の神アッラーは、イスラム教徒が礼拝、断食、喜捨

などを行う際には「アッラー」と唱えることを命じていませんが、メッカ巡礼に先立っては「アッラーの御ため」(「この聖殿への巡礼は、そこに旅する能力のあるかぎり、人々にとって義務である」と唱えるよう命じています。その理由と正当性はなんですか。

A.63

メッカ巡礼は、条件、すなわちいくつかの決まり事にもとづく人の能力と義務に則って行うよう命じられている。

■第8号 [Qalam 1951.3: 15-18]

Q.64 (008-01)

宗教書から学んだ善行やイバーダートを、著者や指導者からの許可を得ずに実践することは合法、もしくは認められていますか。

A.64

商務に関する書物であれば合法である。

Q.65 (008-02)

礼拝の推奨行為を行わずに礼拝の義務を行うことは合法、もしくは認められていますか。

A.65

合法である。

Q.66 (008-03)

シンガポールの墓所はなぜビダダリと呼ばれているのですか。

A.66

聞いたところでは、ビダダリという地域は昔、ジョホール州のスルタン故アブ・バカルの王宮があった場所だった。王妃スランゴンもそこに住われていた。スランゴン王妃の物語によると、当時彼女は絶世の美女であった。そこで地元の人々が彼女のことを「ビダダリ(天女)」と称するようになり、それが由来で今日にいたるまでその地域のことをビダダリと呼んでいる。

Q.67 (008-04)

ネクタイ、帽子や膝の見えるズボンを着用した場合、法的にはどうなりますか。

A.67

ネクタイ、帽子やズボンを着用することは違法ではない。しかし、膝の見えるズボンを履くことは、アウラを見せることになるため間違っている。膝から臍までが男性のアウラである。

Q.68 (008-05)

「人の真似(tashabbaha)をする人はそれらの一部となる」という言葉はハディース[預言者の言行録]ですか。“tashabbaha”とはどういう意味ですか。

A.68

「人の真似をする人はそれらの一部となる」という言葉や、それと類似の句は預言者ムハンマドのハディースである。“tashabbaha”とは模倣を意味し、ここでは衣服ではなく、イバーダートの実践上のことを意味している。しかし、現在一部のウラマーは、模倣という言葉やイバーダートのうえだけでなく、一般的な観念と理解している。その理解によれば、例えば西洋の衣服を着ると今までとは違った感覚を抱き、一方イスラム教徒の普段の衣装を着れば自身にその感覚をもたらす。詳細に調べると、このようにして模倣という観念が生じるのである。以上のことは世俗に関することであるが、イバーダートにおいても一般的に言えるだろう。

Q.69 (008-06)

キリスト教徒の男性がイスラム教徒の女性を妻とし、各人自分たちの宗教を信仰していました。もし子供ができた場合、その子はどちらの信徒として見なされるのでしょうか。

A.69

アッラーは次のような啓示をなされた。「啓典を授けられた人たち(ユダヤ教徒とキリスト教徒)の食べ物は汝らにも許されており、汝らの食べ物も彼らに許されている。アッラーを信仰する貞節な女も、汝らより以前に啓典を授けられた人々の中の貞節な女も(汝らの妻として許されている)⁵⁾。上記の啓示に従うと、ユダヤ教徒やキリスト教徒の女性がイスラム教に改宗しなくても、イスラム教徒の男性は実際その女性と結婚していいことになる。預言者の教友の一人、フザイファ・ビン・アルヤマーンはユダヤ教徒の女性と結婚した。その結婚は使徒も誰も禁じなかったが、現代人の考え方によれば、現代の啓典の民の信徒たちはかつてのような宗教心を持っておらず、彼らの信心がすでに変わってしまったのだから、そのような結婚は合

5)「また聖典を戴いた人たち(ユダヤ教徒とキリスト教徒)の食物は汝らにも許されており、汝らの食物も彼らに許されている。また(嫁取りについても同様で)、回教信者の操正しい女も、汝らが(『コーラン』の啓示を受ける)以前に聖典を戴いた人たち(ユダヤ人とキリスト教徒)の中の操正しい女も(全く同資格で汝らの妻にしてよろしい)。(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第5章「食卓」第7(5)節)。

法とは見なされない。イスラム教徒の女性が異教徒の男性と結婚することに関しては、コーランの中にそれを許可する文言はなく、ハディースにおいても言及されておらず、預言者ムハンマドの教友たちも経験したことがない。したがって、その状態で生まれた子は、イスラム法に照らして違法な子であるのは明らかだ。

Q.70(008-07)

姦通によって生まれた子供が大きくなり、敬虔な信徒となりました。その敬虔な行いによりその人は来世での成功が得られますか。

A.70

「人は他人の罪を背負うことはない」。姦通を犯しているのは両親であり、その姦通によってその子供は生まれた。姦通の罪はそれを犯した者自身が背負うものであり、自分が背負うものではない。子供はそのことで罰せられることはない。何を徳るかは自分自身の努力次第である。邪悪であれば邪悪な報いを受けるし、善い行いをすれば善き報いを受ける。なぜなら、アッラーは次のような啓示をされているからだ。「神は男女の善き行いを本当に無視されたりしない」⁶⁾。

Q.71(008-08)

礼拝中に別のことに気を取られず、集中して行うにはどうしたらいいですか。

A.71

気が散り、注意力が散漫になることは、ムスリムにとってひとつの試練である。我々が崇拝する預言者ムハンマドは例外で、彼はそのような散漫さに陥ることはなかった。ハディースの中で次のようにおっしゃっている。「あたかも目の前に見えるかのように神を崇めなさい。たとえ汝が神を見なくても、神は必ず汝を見るであろう。」

神を目の前にしているかのような状態であれば、気持ちがあちこち散ることはなく、一心に神と向き合うだろう。ひとつの事を為す時も同様に無我夢中で打ち込むだろう。神を畏れるがゆえに、我々は行動に専念できる。

このような散漫さを超越した精神世界は、預言者や使徒たちだけが達する場所である。

6)「汝らの中の働きの者(信仰にもとづいて善を為す者の意)がなしとげたことをわしは決して無にしたりはしない。男も女も分けへだてはしない」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第3章「イムラーン一家」第193(195)節)。

Q.72(008-09)

男性は自分より年上の女性と結婚してもいいでしょうか。

A.72

自分より年上または年下の女性を妻にするかどうかは、各人の気持ち次第である。しかし、妻となる人物として一番理想的な女性とは、心は信仰心で溢れ、体は尊い礼儀正しさと溢れた態度、すなわち称賛すべき態度と、すばらしい礼節を持ち合わせた女性である。

Q.73(008-10)

夫が妻の母乳を飲んだり、目薬に使用したりした場合、法的にはどうなりますか。

A.73

それは違反ではない。ただし、母乳は、2歳になるまでの乳幼児に一日少なくとも5回、満腹になるよう摂取させるためのものである。

Q.74(008-11)

義理の母親を妻にするのは合法ですか。別の言い方をすると、義理の親と結婚することはできますか。

A.74

絶対にしてはならない。それは永久に禁止されている。

Q.75(008-12)

イスラム教徒がタウケ[華人の店主]の経営する質屋で給与をもらって働いた場合、法的にはどうなりますか。

A.75

生計を立てるためにそれは許されている。

Q.76(008-13)

快楽を得るため、または欲望を高めるために、男性が男性に、または女性が女性にキスすることは罪ですか。

A.76

もしそのキスが性欲を伴ったものであれば違法行為である。アラブの人々の通常の習慣として、彼らは生活の中で男性同士または女性同士の友人に会った時、愛情表現としてそれぞれの頬にキスをすることがあるが、これは上記の違法事項には含まれない。

Q.77(008-14)

ある女性の夫が死に、別の男性と結婚しました。女性が死んだら、来世で彼女はどちらの夫に付き従うのですか。

A.77

その女性は、死んだ時に一緒だった夫に付き従うことになる。最初の夫は、アッラーによって彼女とそっくりな女性があてがわれる。これは、最終的なカウル[先人たちの見解・格言]による。

Q.78 (008-15)

妻や夫がいまま死んだ人はどのような状況になりますか。来世は誰が伴侶になるのですか。

A.78

来世での伴侶は、現世で行われた慈善の功績によって決まる。

Q.79 (008-16)

薬などを使って故意にお腹の子供をおろすした場合、法的にはどうなりますか。

A.79

大きな罪である。通常子宮内に魂が宿るとされる妊娠5ヶ月目以降に墮胎したのなら、それは命ある者を殺すことと同じ禁止行為である。

Q.80 (008-17)

イスラム教の四法学派はどこで発祥したのですか。

A.80

法学派は既に預言者ムハンマドの教友たちの時代から存在していた。預言者のハディースのある部分について一部の教友たちには知られていても、他の教友たちには知られていなかったことがあったからである。これが法学派、すなわち見解や解釈の相違を生んだ。

スンナ派が承認し、実践する四法学派はここから起こった。この者たちは法学意見を書き記すことはしなかった。しかし、彼らの考えはムジュタヒドの法学者らによって体系化され、四法学派(シャーフイー派、ハナフィー派、マーリク派、ハンバル派)が起こった。そしてイスラム法学者が認めるスンナ派の法学派となったのである。タウヒード論[神の唯一性を論理的に証明し、一神教の概念を説明する神学理論の中心部分]についての法学派は二派のみで、アブ・ハサン・アシャーリー派とアブ・マンスール・マトゥリディー派である。

もしより詳しく知りたいならば、イスラム法の歴史に関する本を調べてみるといい。

Q.81 (008-18)

ラジオ・マラーヤのオスマンさんはなぜ私の質問に答

てくれないのですか。彼は地位をみて、つまり有名人の質問に対してしか回答しないのですか。

A.81

私はオスマンさんに会いに行き、この質問について回答を求めた。彼はただ微笑み、なぜ子供たちの質問に答えないのかという抗議の手紙が自分の元に沢山届いていると語った。彼のもとに寄せられた手紙を彼は見せてくれた。手紙は全て整理され、100通ずつ一つに束ねて縛ってあった。また、それらは全て届いた日付が記されていた。現在回答している質問は6ヶ月前に届いたものだと彼は語った。届いた質問の中には、以前回答したことのあるものや、混乱しすぎてラジオ放送上ふさわしくないものもあると言う。毎日少なくとも20通、1週間で120通の手紙が彼に届く。その内回答できるのは14通から16通である。残りの104通は回答を先延ばしにしている状態となっており、毎週ごとにその数は増えている。回答が遅れているのはこのような理由による。身分や社会的地位を見て回答をしているわけではない。スランゴール州のスルタンの王子トゥンク・アズマンの質問に対しても最近になってやっと回答したが、その手紙がオスマンさんに届いたのは去る1950年5月である。オスマンさんのこのような経験は、同じくこの「1001問」においても共通している。私に寄せられる手紙の数は日に日に増えているが、多くの質問者が自分への回答を見る機会を与えられるようにしているため、このコラムの枠が足りなくなっている。次号からは各質問者につきひとつの質問にのみ答えることにする。

■第9号 [Qalam 1951.4: 27-29]**Q.82 (009-01)**

一部のマレー映画に出てくる火を崇める行為は法的にはどうなりますか。

Q.83 (009-02)

一部の「マレー」映画の中で偶像を崇拜する行為が演じられていますが、法的にはどうなりますか。

Q.84 (009-03)

「マレー」映画の中で役者が演じている偶像崇拜などの行為は法的にはどうなりますか。背教行為と見なされますか。

A.82-84

この問題に関するコーランやハディースの句についてきちんと答える前に、アッラーに対する信仰の条件について上記3人の質問者に説明をしたい。その条件

とは三つ、心の内なる信仰を認め、言葉を唱え、そして勤めを行うことである。この三つを果たさなければ、アッラーに対するイーマーンは完璧ではない。ここで明らかなのは、役者たちは意図的に偶像や火への崇拜を演じたわけではないとしても、彼らの言動は信心深い人たちからみれば多神崇拜であるということだ。なぜなら、アッラーは明らかに御自分以外を崇拜することを禁じておられるからだ。

預言者らや使徒ムハンマドが現れる以前、アードの民とサムードの民、そしてイスラム以前の民は単なる媒介として偶像もしくは火を崇拜していた。しかし、これはアッラーが禁止されている事項に該当する多神教を信仰する行為であり、次の通り明記されている。「アッラーは御自分以外の神を崇拜してはならないと義務付けている」。アッラー以外の神への崇拜を禁止するような句は他にも沢山ある。

アッラーを他の偶像と一緒にするような行為は、たとえ意図せずしたことであっても、イスラムの視点から言えば大罪である。アッラーと並べて他の神を同等に崇めるといふ罪は、それを捨て去らない(悔い改めない)限り、アッラーはお赦しにならない。このことは、コーランの「女」の章第49節の中ではっきりと述べられている。「アッラーはご自身が他の偶像と併置されることを赦したまわらない。これ以外のことであれば、御心にかなう者を赦したもう。アッラーに仲間を認める者は誰でも、大罪を犯したことになる」⁷⁾。

以上の説明から分かるように、上記の映画における行為は多神崇拜にあたり、そのような行為は避けなければならない。多神崇拜はイバーダート上大きな違反であり、そうした人びとはハディースの中で預言者ムハンマドが述べておられるような(イバーダートにおいて)他の集団の一員になると見なされる。

そのハディースの節とは次の通りである。「人の真似をする人はそれらの一部となる」。

Q.85 (009-04)

私は英語学校に通いたいと思っているのですが、例えば、預言者イエスの母マリアなどの黄金像を毎朝拝まなければ先生に受け入れてもらえません。もし心の中では信仰せず、表向きに拝むとしたら法的にはどうな

7)「アッラーは、御自身が他の(偶像と)一緒にならべられたら絶対にお赦しにはならない。だがそれより手前のことなら気のお向きになった者には赦して下さりましょう。アッラーに仲間を認めるような者はまことに恐るべき罪を犯したことになるぞ」(井筒俊彦訳「コーラン」(上)第4章「女」第51(48)節)。

りますか。もしイスラム法に違反するならば、背教行為を犯さずに英語を学べるような方法はありますか。

A.85

アッラー以外を崇拜することに関しては先ほど[A82-84参照]回答した。別の場所で英語を学ぶ工夫をするようあなたに助言したい。なぜなら、イスラム法により知識を求めるのは人の義務となっているが、そのような多神崇拜的行為は宗教の原則を損なうからだ。多神崇拜するような事態から自分を救うためにも、英語を学ぶ別の場所を探すがいい。このような多神崇拜を避けるようにしよう！

Q.86 (009-05)

亡くなった人の礼拝や断食のフィドヤは、法的にはどうなりますか。

A.86

シャーフイー派の法によれば、死亡した者のための断食のフィドヤも認められている。その条件は、その者が生前衰弱していたためフィドヤを払うことができない、または後から日を改めて断食を行うことができない場合である。意図的に断食を怠った者に関しては、遺言を残したとしても認められていない。死者の礼拝のフィドヤに関しては全く言及がない。

通常、フィドヤとは年老いて断食する力がない者、子供に授乳中あるいは妊娠中の者、病気の者、または過去に断食を行うことで重篤な病気になってしまった者などが、条件に従って貧しい人に一日の食事を与えることである。

一方で、死者のフィドヤに対して異議を唱えるカウルがある。それによると、死んでしまったらフィドヤをすることはできない。なぜなら、人が死んだ時、それまでの行為は中断されるからだ。例外は、サダカ、彼らのために祈る品行方正な子供、役に立つ知識、すなわち彼ら自身の努力による賜物である。また、「人は自分が努力したこと以外、何も得ることはない」⁸⁾というコーランの章句もこの見解を補強している。

Q.87 (009-06)

血縁者と結婚した場合、後に出来た子供は愚かになると言われることについてどう思われますか。

A.87

それは憶測に過ぎず、事実ではない。愚かか利口かは

8)「人間はそれぞれ自分の努めた分だけが点になる」(井筒俊彦訳「コーラン」(下)第53章「星」第39(38)節)。

子供の性格次第である。

Q.88 (009-07)

トゥアंक(マウラナ)の称号を持つ人や盲目の人にザカートを施すことは合法ですか。

A.88

サラワクの方では、トゥアंकという言葉は預言者ムハンマドの血を引く人々、すなわちサイドの称号で知られている血統の人々に対して使われる。正当なザカートの受け取り手とは、1)極貧者、2)貧者、3)ザカートの徴収に従事する者、4)イスラム教に改宗した者、5)奴隷の解放、6)債務者、7)アッラーの道への奉仕、8)旅費の尽きた旅人である。これはウラマーの解釈に従った分類である。ザカートを8つの分類に含まれる人びとにそれぞれ均等に分け与えるべきだと考える人もいれば、8つの集団の内1つに与えればよいと考えるウラマーもいる。また、ザカートは必要を満たすために使われるべきというウラマーもいる。この意見によれば、必要不可欠な人々がまず最優先的にザカートが施されることになる。

昔、預言者ムハンマドの家族はザカートをもらっていなかった。なぜならば、彼らはバイトゥルマル[慈善基金]から分け前を貰っていたからである。しかし、現在はバイトゥルマルが存在しないため、上記のザカートを必要とせざるを得ない8つの集団に含まれる人たちは、それを受け取ってもよいとなっている。考慮すべきは、預言者ムハンマドとその教友らは極貧者と貧者の権利を優先したことである。このため、もし自身が上記の集団に含まれていないなら、それを拒否することが望ましい。また、盲目であったとしても、財産を持っているならばザカートを受け取ることができない。

Q.89 (009-08)

土地を肥沃にするために、あるいは稲が鼠に食われたり、病気になったりしないよう霊にお供えするために水牛の頭を埋めた場合、法的にはどうなりますか。

A.89

その水牛が崇拝行為として、あるいはお供えとして屠殺されたことは明らかである。アッラーのために行ったことではない以上、それは禁止にあたる。アッラー以外のために動物を屠殺することは禁止であり、アッラー以外のものを崇拝するのは多神崇拝にあたる。

Q.90 (009-09)

もし水が無い広い砂漠にいたとして、喉の渇きに耐えるための薬をもっていたとします。ある夜、居眠りをしながら性交する夢を見て夢精しました。このような時、水で清める決まりとなっていますが、水がない場合はどうしたらいいですか。

A.90

イスラム教は全ての場所や時間に適応した宗教である。洗浄は水でのみするものではなく、水のない場所ではタヤンムム[礼拝のために水の代わりに土で浄化すること]が可能である。タヤンムムの条件についてはイスラム法学書を勉強してたしかめるといい。

Q.91 (009-10)

あるイスラム教徒が、5回の礼拝は自分にとって義務ではないと信じていると言っていました。この人は死後、罰せられますか。

A.91

礼拝が義務であることに疑いの余地はない。これは、コーランの中にアッラーの啓示として記されており、重要なイスラムの勤行となっている。アッラーの聖典を信じない、あるいはコーランの中に記されたアッラーが定められた法を疑うのならば、その人は背教者と見なされる。

Q.92 (009-11)

四法学派の内一つの学派の判断にタクリードする[信徒がウラマーの見解に従う]ことを義務付けたのは誰ですか。アッラーですか、使徒ムハンマドですか、もしくはイマームら自身ですか。

A.92

タクリードとは元来「模倣」を意味し、宗教指導者が使っている意味としては、コーランやハディースの意味を理解しないまま、宗教に関してある人物の言葉や行動に従うことを言う。

我々が知る限り、タクリードはアッラーや預言者ムハンマドによって義務付けられておらず、教友らの時代にも行われたことがない。四法学派のイマームたち、とりわけイマーム・ハンバルは次のように述べている。「私やマーリク、シャーフィイーの判断に従ってはならない。そうではなく、彼らの引用源である宗教から引用しなさい。」引用源とはコーランやハディースのことである。

この件に関して二者の対立が起こった。タクリード

を(義務ではないが)許可している側は、イマームたちは膨大な量の調査を行い、幅広い知識をもつと見なされているのだから、彼らに従ってもよいと考えている。タクリードを禁止する人々は、この意見に反対している。すなわち、タクリードは、実際には(彼らが提示している)コーランやハディースにより禁じられているだけでなく、イマーム・シャーフィイーが「私の意見がコーランやハディースに反していると思ったなら、それを捨てよ」と述べたように、イマームら自身によっても禁止されている。この問題はより長い説明を必要とする大きな問題である。しかし、両者の解釈をコーランやハディースの節と合わせてより深く、より明らかに説明できないのが残念である。今のところはまずこれで説明が足りることを願いたい。

Q.93(009-12)

ある男性がある娘と結婚し、7ヶ月間一緒に暮らしていました。そしてその娘は子供を一人生みました。この子供は姦通によって出来た子供となってしまうのでしょうか、または夫自身の子供でしょうか。なぜなら、子供が生まれるまでの期間は通常9ヶ月だからです。

A.93

子供が生まれるまでに9ヶ月かかるとは限らない。妊娠7ヶ月目で出産することもよくある。それどころか、4ヶ月目で出産する人もいる。よって、もしその女性が夫と結婚する前に悪い行いをしていなければ、おそらく夫の子供だろう。

■第10号 [Qalam 1951.5: 36-38]

Q.94(010-01)

ラマダン月の夜明け前に妻と性交した者が、沐浴が遅くなり昼間になってしまった場合、その断食は有効ですか。

A.94

ラマダン月の夜に妻と性交した者は、大汚[性交の後、月経や産後の出血が終わった後など、全身の浄めを義務とする状態]の状態朝を迎えるが、その者の断食は無効ではない。コーランの「牝牛」の章第183節の中に次のようなアッラーの啓示が記されている。「断食の夜に妻と交わることは許されている」⁹⁾。

また、ウンム・サラマは次のように伝えている。「使徒ムハンマドは、夢精ではなく性交による不浄の状態

9)「断食の夜、汝らが妻と交わることは許してやろうぞ」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第2章「牝牛」第182(187)節)。

で朝を迎えられましても、断食をなさいました。その断食を他の日に行くこともなさいませんでした」(ブハーリーとムスリムによる伝承)。

沐浴の時間に関しては、宗教上制限されていない。夜もしくは夜明け前の早朝であればいつ沐浴してもよい。また、起きるのがたまたま夜明け後になってしまった場合は、夜明け後に沐浴しても問題はないが、急いで洗浄を行うことが最も重要である。

Q.95(010-02)

一夜に2、3回続けて妻と性交した者が1回しか沐浴をしなかった場合、法的にはどうなりますか。

A.95

この場合も、上述[A.94参照]した決まりに従って沐浴をすればよい。また、性交の度に毎回沐浴するようにとは命じられていない。

(警告: おそらく一部の人はこのような質問を扱ったことを非難するだろう。しかし、時々人々はこうした問題に関して無知であるにも関わらず、大半の人が遠慮してこのような事を教師に質問できずにいる。したがって、宗教の問題に無知な人々にとって有益であることを願い、とりわけこのような繊細な問題に関する質問に応じることにしたのである)。

Q.96(010-05)

もしある人物の収入が自分の妻子を養うのに十分ではなく、退職や昇給を願いでることもできない場合、その人物はどうしたらいいですか。

A.96

自分の生活は自分の収入で賄わなければならない。アッラーの救いを祈願しつつ、あなた自身が努力すれば、あなた方夫妻は欠乏を補うための他の工夫がきっとあるはずである。それぞれの不足分は工夫すれば補うことができるが、妻に対する責任を放棄してはならない。妻に対する責任は義務となっており、その義務によってあなたは物事に責任を持つことを教えられている。もしあなたが責任を持つとしないなら、より重大な問題に対しても責任を持ってないだろう。

Q.97(010-06)

庶民がトゥンク[マレー人王族の称号]やシャリファ[ムハンマドの子孫の女性の尊称]を妻に娶った場合、法的にはどうなりますか。

A.97

これは「カファー〔婚姻における対等性〕」の問題である。シャーフィイー派では、一般人と身分の高い人の結婚は対等ではないという議論がある（このカファーの問題について詳しくはシャーフィイー派の法学書を調べるとよい）が、この見解は別の学派から反論されている。その根拠は、そのような行為は同じイスラム教徒の分裂もたらし、使徒ムハンマド（彼に神の祝福と平安あれ）やイスラム教によって先導された連帯の原則を崩すからである。それは、イスラム教はタクワ〔神への崇敬〕以外、信徒の間に格差はないというものである。

加えて、歴史上には、サイーディナ・ビラールとザイド・ビン・ハリサがいる。二人はクライシュ族でないどころか奴隷であったが、クライシュ族出身者と結婚して解放された。コーランの「女」の章の第22、23節に、結婚が禁止されている相手として14種の相手が挙げられているが、その中にはトゥンクやシャリファなど血統に由来する階層は含まれておらず、それどころか節の最後は次のように続いている。「これ以外の者との結婚は合法である」¹⁰⁾。こうしたことから、彼らは次のように考えた。強制ではなく合意にもとづくものならば、結婚を禁止したり、違法とする根拠は存在しない。

上記のような問題は、大論争を引き起こしたことに触れておくべきだろう。血統を維持したい者たちは譲ろうとせず、真実を追究しようとしないうし、自分たちの理屈を意地でも固守し、イスラム同胞間の絆を強めるといふ宗教のより広い目的について関心を払おうとしないうし。このため、まるでイスラム教のなかに高低があるようだ。

Q.98 (010-07)

宝くじで得たお金をハラルにするにはどのような方法がありますか。

A.98

禁止なものはあくまでも禁止であり、それをハラルにする口実はない。例外は食糧や薬であり、緊急事態でやむを得ない場合、その場をしのぐ分だけ許される。宝くじの禁止については、本号（1951年5月、10号）でエドルス氏が論じているので、より詳しくはその記事を見るよう勧めたい。

10) 日本語版に該当箇所なし。

Q.99 (010-08)

宗学校で勉強している時や会議などの集会の際に、男性が女性と交わることは可能ですか。

A.99

この問題は詳しく説明すべき問題であるが、本誌の女性に関するコラムを担当しているウム・ムフシン氏がコラムで書き始めたようなので、この問題に関するより詳しい議論はそちらを見てもらえればと思う。

Q.100 (010-09)

女性の生んだ子供が父親似の時もあれば、母親似の時もあるのはなぜですか。

A.100

私が知る限り、子供がどちらに似るかは夫婦の間での血統と欲求の強さに左右される。もし夫の血統や欲求が強い場合は、父親似の容姿になる。これは自然なことである。

Q.101 (010-10)

年齢が40歳以上で、既に閉経している女性との結婚あるいは離婚は合法ですか。

A.101

合法である。

Q.102 (010-11)

許されないやり方、つまり姦通によってできた子供は法的にはどうなりますか。

A.102

その子供は、両親の姦通の結果出来た姦通児である。したがって、姦通の罪は両親が背負うものだが、侮辱の重荷はその不幸な子供に降りかかることになるだろう。

Q.103 (010-12)

「塵より低く」または「靴より低く」とはどういう意味ですか。また、ニックやワン〔Nik, Wan:主にクランタン地域のマレー人貴族の称号〕、あるいはエンチック〔Encik:一般成人男性への敬称〕という単語はどういう意味からきているのですか。

A.103

「塵より低く」とは、足下より低くという意味、「靴より低く」とは、寝床より低くという意味で、これらの言葉は自らをへりくだる言葉である。ニックやワンあるいはエンチックはある一族の階級を区別する言葉であ

る。例えば、彼はニックの家系出身、ワンの家系出身、またはエンチックの家系出身である、といったように使われる。

Q.104(010-13)

4人の公正な証人がいなくても、写真を証拠として姦通した者を法のもとにおくことはできますか。

A.104

法律上は4人の公正な証人がいなくてはならず、そこで初めて某氏が姦通したと主張できる。写真についてはその後である。写真はねつ造や偽造ができるため、混乱を引き起こしかねないものもある。例えば、メルールさんの写真を取り、彼女と体格がまるで同じ別人が裸になっている等々の写真を用意する。次に、メルールさんの首元の部分の写真をきれいに切り取り、別の女性の写真も同じように首のところで切り取る。そしてメルールさんの頭の写真と別の女性の身体の写真を繋ぎ合わせ、写真のブロックを作る。鋭く見ない限り、メルールさんがあたかも裸になっている等々の写真に見えるのだ。

このような理由により、証拠となるのは、現像前のネガの状態の写真である。

Q.105(010-14)

宗教とは何ですか。また、アッラーのみもとの宗教は何ですか。

A.105

簡潔に言うと、宗教とは生活上の規則や法であり、それに従えば、現世と来世で平穏無事な生活を送ることができる。

アッラー（至高なる讃えられるべきお方）のみもとの宗教は、啓示されているようにイスラム教である。「アッラーのみもとの宗教はただ一つ、イスラムである」¹¹⁾。

Q.106(010-15)

ムハンマドは、オスマンによろしく伝えるよう頼みました。オマルがムハンマドの挨拶をオスマンに伝えた際、オスマンは「ワライコム・アルサラーム(wa‘alaykumu al-salām: あなたに平安あれ)」と返事しました。この返事は正しいですか。

11)「アッラーの御目よりすれば、真の宗教はただ一つイスラム（神に対する絶対無条件的服従を意味する）あるのみ」(『コーラン』上第3章「イムラーン一家」第17(19)節)。

A.106

オスマンはまず、オスマンの挨拶を伝えた者に返事をし、その後に挨拶を頼んだ者に対する返事をするべきである。返事の仕方は次の通りである。「ワライカ・ワライ・アルサラーム(Wa‘alayka wa‘alayhi al-salam)」または「ワライコム・ワライ・アルサラーム(Wa‘alaykum wa‘alayhi al-salam: あなたと彼に平穏あれ)」。

Q.107(010-16)

金曜の礼拝や祝祭の際に、この地のウラマーが裾のとても長いジュバを着て、きつく張ったターバンを巻いていたことに驚きました。インドネシアのウラマーは単なる普段着を着ており、一部の人はネクタイを絞めています。ジュバとターバンを着用した方が、より礼拝のご利益がありますか。

A.107

宗教は、あれやこれやの服装を着させたり、命じたりしていない。服装とは、アウラを隠し、清潔さを保つためのものである。このため、ジュバやきつく張ったターバンを着用して礼拝したからといってより多くのご利益があるわけではない。考慮に入れるべきは、真剣に、また誠実に神と向き合うことである。

■第11号 [Qalam 1951.6: 16-18]

Q.108(011-01)

男性はいつ妻を娶ることが望ましいですか。

A.108

復活、運、生死、出会いと縁は誰にも分からない。よって、男性がいつ女性と結婚すればいいのか判断するのは難しい。しかし、社会的見地からすると、二十歳の境を過ぎたくらいがいいだろう。25歳以上がより望ましいが、もう一人扶養するだけの力が既になければならない。

もし扶養能力がまだないとすると、慣習的には結婚は少し難しいが、宗教的には神から金運がもたらされる。しかし、もし能力があり、精力的で、沢山の努力をすれば、多いか少ないかに関係なく、必ずや金運は得られるだろう。

Q.109(011-02)

両親を喜ばせるためにはどうしたらいいですか。

A.109

両親を喜ばせる方法は、良い行いをし、礼儀正しくあり、両親や他の人に対して優しくすることである。ま

た熱心に勉強をして、学業や学究において優秀な成績を取ることも両親を喜ばせることになる。

両親を喜ばせることは宗教、社会や慣習による使命である。なぜなら、母親のお腹にいる時から大人に至るまでの間、育ててくれた両親の恩に報いることができる子供はいないからである。わずかではあるが恩返しとしてできることは、とりわけ両親が年老いた時に喜ばせることである。両親が年老いた時、子供は両親に対する哀れみの翼を広げなくてはならない。彼らに対して怒って舌打ちをしたり、怒鳴って叱りつけたりすることは絶対にせず、優しくすることがイスラムの教えである。

Q.110(011-03)

ザカートを紙幣で払うことは義務ですか。

A.110

ザカートを払うことは義務である。紙幣は金や銀の貨幣よりも優勢である。発行量の点からすると、紙幣と同等の値段的価値がある金や銀の貨幣と比べて、紙幣の方が優勢なのである。

Q.111(011-04)

郵便で手紙を送るという手法を最初に始めたのは誰ですか。

A.111

郵便で手紙を送るという手法は、昔からあった。昔のイスラム帝国の時代における手紙を送る方法は、賃金や報酬を貰った人が数マイルの距離を走り、人から人へと引き継ぎを繰り返しながら目的地に手紙を届けるというものであった。リレー競争と同じ状況である。

その後、より早い方法、すなわち馬に乗る手法が編み出された。馬から馬へと引き継ぎながら手紙を届けるのだ。

その後、切手を貼る方法がイギリスのウィリアム・フィル、後のサー・ウィリアム・フィルにより生み出された。切手が考案された理由は次のような経緯による。当初、手紙の郵送代は手紙を出した人ではなく、受け取った人が払うことになっていた。手紙が長い場合郵送料は高くなり、短ければ安く、もし手紙に何も書かれていなければ郵送料は無料であった。このようなシステムにより、多くの人が策を弄するようになった。自分が元気な場合には白紙の手紙を送ることを事前に示し合わせておくというようなことである。

このような酷い行為が多発し、郵便局に損害を与えていた。この状況の中、サー・ウィリアム・フィルは切手を考案したのである。現在のように、手紙を送りたい人は切手を買って封筒に貼らなくてはならなくなった。つまり、希望の届け先までの送料は、送り手が払うことになったのである。

Q.112(011-05)

新聞の各記事の末尾に書かれている「ロイター」という言葉はどのような意味ですか。

A.112

ロイターとは、大きく有名な通信社のことである。この通信社は世界中に代理人がおり、ニュースを探し、収集し、それを支局あるいはロンドンの本社に電報で送る。そのニュースが重要であった場合、世界中の全ての支局に送信され、支局はそれを編集し、記事を書く。その後、新聞や実業家などの購読者へと配信されるのだ。

ロイターとは人の名前前で、彼はドイツ人であったが後にイギリスの国籍を取得した。特に貿易に関するニュースを伝書鳩を用いていち早く届ける方法を最初に編み出したのがロイターであった。鳩の足に手紙を結び付けて放すと、鳩はまっすぐ巣へ飛んで行く。

その鳩を捕まえ、足に結んである手紙を回収する。このような伝書鳩を用いた方法により、地域の大きい町と港との間の距離が数十あるいは数百マイル離れていたとしても、両所の貿易に関するニュースをいち早く届けることができたのである。その後電話線と電信施設を使用することにより、ロイターは事業をより拡大し、より高速化することができた。ロイターという名前は、彼の死後も社名として採用され、現在まで残っている。

Q.113(011-06)

人から愛される主催者あるいは指導者になるにはどうしたらいいですか。

A.113

イスラム教であれ他であれ、何かしらの歴史書を読めば、主催者あるいは指導者が誠実に主催あるいは指導したとしても、彼らは愛されもするし憎まれもするのが世の常であることがきっと理解できるだろう。多くの人に好かれ、愛される人は、それと同じくらい人から憎まれ、嫌悪されることは明らかである。

あなたもご存知だと思うが、具体的な例を挙げる

と、我らが崇拜する預言者ムハンマド(彼に神の祝福と平安あれ)は、罪がなく、信頼でき、正直で公正なる御方で、23年間イスラムの光を世界中に拡大した方である。しかし、彼にも敵がいれば、嫌う者もいた。

したがって、もしあなたが主催者や指導者になりたいならば、人からの侮辱、中傷や裏切りは一つの試練として見なすべきである。さらに、正直で信頼でき、忍耐強く聡明でなければならない。この性質こそが主催者あるいは指導者の条件であり、生きている間に名声を得ることができなくても、神の御心ならば、あなたの死後、きっと世界のあちこちで名が知られることだろう。

Q.114(011-07)

命ある限りにおいて、永遠に愛される女性の美しさとは何ですか。

A.114

人間には二つの系統、すなわち心と身体がある。心の美しさは永続しうる。心の美しさとは、モラルの高さ、礼儀正しさ、尊敬すべき振る舞い、優しい言葉遣いである。このような女性を愛したなら、その愛がともなう心の美しさは不滅である。逆に、身体の美しさは年老いると衰え、枯れてしまう。よって、見た目の美しさに惚れた人は、その愛もいずれ衰え、枯れてしまうだろう。見た目が良く、美しい人が他にいたならなおさらである。しかし、心の美しさは特別であり、作ったり、取り繕ったり、真似たりできるものではない。見た目の美しさはそれが可能である。

したがって、あなたは心の美しさを愛すべきである。そうすれば、あなたはいつも安心と喜びを得ることができる。

Q.115(011-08)

イスラム教徒が酔わない程度にほどほどにビールを飲むのは合法ですか。

A.115

量に関係なく、たとえ酔わなかったとしても、酔いをもたらす液体を飲むことは明らかに禁止である。一般に、ビールを初めて飲んだ者は、少し飲んだだけでも酔っばらう。ウラマーもビールは禁止だと合意している。したがって、酔うかどうかに関わらず、ビールを飲むことは禁止である。

Q.116(011-09)

預言者ムハンマドの教友らは、コーランの章句または

さまざまな絵をお守りにしたことがありますか。

A.116

お守りにしたことはない。それどころか、お守りを持つことは禁止されている。

Q.117(011-10)

鶏は卵から生まれ、卵は鶏から生まれます。では、どちらが先に生まれたのですか。

A.117

どちらが先でどちらが後かを特定できる人は誰もいない。なぜなら、それはアッラーの力を指し示すものだからだ。

Q.118(011-11)

もし妻の祖母に触ったら、礼拝前の水による洗浄は無効ですか。

A.118

無効ではない。

Q.119(011-12)

チナ・ブタ[cina buta: 盲目の華人]という言葉の語源はなんですか。その意味はどのようなものですか。そのような名前と呼ばれているのは誰ですか。

A.119

チナ・ブタという呼び名は、ムハリル[muhallil: 合法な人、認められた人]というアラビア語からきている。それは3回の離婚、もしくはいわゆる3度のタラク[夫が妻に行う離婚宣言]により夫から離婚された女性とその夜のうちに離婚するという条件で結婚してお金をもらう男性のことを指す。大抵その男性は障害者である。一部の場所でよくあることだが、結婚立会人、あるいはカディが彼らを家で預かり、特別な部屋を一室用意する。チナ・ブタとの婚姻を望む女性が来ると、カディは家に預かっている男性に報酬を払い、その女性と婚姻させる。その後、用意された一室にふたり一緒に入る。しばらくしてからふたりは部屋から出て来て、一緒になったと認める。次に、チナ・ブタとなった男性に女性と離婚するよう命じる。その後女性は3ヶ月のエッジ[待婚期間]を待ち、最初の夫と再婚する。このような方法は、いくつかの場所で行われている。

質問者はこの婚姻に関する法について尋ねてはいないが、重要だと思うので説明したい。このような行為は法律上明らかに違法である。なぜなら、彼らが結婚というものを弄んでいるように見えるからだ。アッ

ラーはこのようなムハリルの行為を呪い、その職業は厳しく非難される。

■第12号 [Qalam 1951.7: 29-30, 64-65]

Q.120 (012-01)

シンガポールに来たばかりのインドネシア人の友人が、金曜の集団礼拝を終えてマスジド・スルタンから出てきた時、人々が金曜の集団礼拝の後にズフルの礼拝[正午過ぎの礼拝]も行っており、ズフルの礼拝をしている人たちの目の前を多くの人たちが横切っているのを目にして驚きました。そこで、次のような質問をしたいと思います。

礼拝中の人の目の前を横切るとは禁止されていますか。もしそうなら、金曜の集団礼拝の後にズフルの礼拝を行うことは、人々にモスクで罪を犯すことを促すことになりませんか。

A.120

シンガポールの多くのモスクでは、シャーフィイー学派に従って礼拝を行っている。シャーフィイー学派の判断では、金曜の集団礼拝を行うモスクはひとつの国の中に一カ所のみ認められている。しかし、この考え方に反対する教友らもいる。都市部の住民にとって、金曜の集団礼拝のモスクが一カ所だけだと、通うのが難しいからだ。

このような意見を受け、一部では複数の場所で金曜の集団礼拝を行うことを認めたが、彼らも金曜の集団礼拝の目的をないがしろにしている。その目的とは、みんなで考え、議論すべき重要な出来事に関して助言を聞くために、イスラム教徒たちが集まるということである。それゆえ、ひとつの地域に金曜の集団礼拝を行うモスクが多数存在することを「複数の金曜礼拝」と言う。こうした礼拝を使徒ムハンマドは行ったことがない(但し禁止はされていない)。既存の指定された一カ所のみが金曜礼拝のモスクとして有効であり、その他のモスクで行うことは無効であるという見解を持つウラマーもいる。別のモスクで行う礼拝の有効性に疑念を持つゆえに、金曜礼拝の後にさらにズフルの礼拝を行うのである。ここで明らかなことは、別のモスクで金曜礼拝を行う人たちは、そこで行った礼拝の有効性に疑念を抱いており、有効性に疑いのあるイバーダートを行ってはならないということである。

一方、現在では様々な場所での金曜礼拝を許可する意見がある。その理由は、モスクにおける説教が大衆に利益をもたらさない場合があるからだ。それゆえ、

上述した目的を果たすため、その時代に合った説教を行う別の金曜礼拝を行うのである。彼らの意見では、マスジド・ジャメ[金曜礼拝を行うことが認められた既存の大規模なモスク]は、金曜礼拝の宗教的要求と原則を果たしていないという。それは、我々が知るマスジド・ジャメのカティブ[金曜礼拝で説教を行う人]の説教は、たとえマレー語に訳されて我々が理解できたとしても、そのマレー語は墓に入るようなものだからである。金曜礼拝が目的と要求を果たし、利益をもたらすようになれば、彼らはズフルの礼拝を止め、別の場所での金曜礼拝を喜んで中止するつもりでいる。

端的に言うと、金曜礼拝の後にズフルの礼拝は使徒ムハンマドによって行われたことはなく、彼の教友や4人のイマームらによっても行われたことがない。つまり、この礼拝は単にウラマーの解釈や考えに従って行われたものなのである。

さて、今度は礼拝中の人の前を横切ることについて見てみよう。使徒ムハンマドのハディースによると、礼拝中の人の前を横切るとは大変な拷問であり、横切ろうとする者がいたら阻止せねばならない。もし阻止されるのを嫌がるようであれば、強硬な手段を行使してもよい。無知ゆえに礼拝中の人の前を横切るとはどこのモスクでも起こっていると言える。特に金曜礼拝後のズフルの礼拝中に非常に頻発する。なぜなら、金曜礼拝の時間が終わると、アザーンや礼拝の最中に人々がモスクから出てきて、思わずズフルの礼拝中の人の前を通ってしまうからだ。こうした事態を鑑み、そのシンガポールのウラマーは次のことを考えなければならぬ。すなわち、(1)このようなイバーダートを使徒ムハンマドが強く禁じたこと犯しながら続けるのか。宗教上根拠のないイバーダートを作り上げることは、禁止事項に該当する行為とならないだろうか。

Q.121 (012-02)

あるハジ[メッカ巡礼をした男性]が載せた新聞広告を見ました。その広告は、何百人もの人が助けをもらったなどと、彼お手製のお守りがいかに効能があるかを唱っていて、そのお守りを是非注文するよう人々を促していました。お守りをつけることで宗教上のご利益はありますか。

A.121

お守りをつけることは宗教によって禁止されている。お守りによってご利益を得たり、災難から解放されたりするなど信じている人たちは、明らかに多神教徒

である。

使徒ムハンマドは以下のようにおっしゃった。「護符を下げる者は誰でも多神教徒になる」。アーマッドの伝承によるハディース。

お守りを使うことを禁止するハディースはまだ数多くあり、我々の考えでは、そのような行いは、例えハジであろうと誰であろうと、人を多神崇拝の道へ導くことになる。

Q.122(012-03)

私はいつも老人たちに、ハリラヤ、とりわけハリラヤ・ハジ[巡礼祭、犠牲祭]の夜は夫婦が交わってはいけないと説かれます。この禁止事項についての説明はどのようなものですか。

A.122

この事について分析している宗教学者によると、ハリラヤの夜に夫婦が交わることを禁止とするコーランあるいはハディースの説明はひとつもない。そのように言っているウラマーも誰一人いない。これに対する禁止はひとつも見当たらないので、おそらく老人たちの説明は、推測からきているものだろう。

Q.123(012-04)

女性がカツラをつけたら法的にはどうなりますか。

A.123

カツラとは、髪の毛あるいは髪の毛に似たようなもので、髪が無かったり少なかったりする女性が添えたり、または髪に付けることで髪の毛をより多く見せるためのものである。現代では、カツラは輪状に作られていて、外から見て髪が丸い束に見えるようになっている。

この件に関して、禁止するハディースが数多くある。その内のひとつは次の通りである。「アッラーは、カツラを添える、または添えることを望む女性、あるいは刺青を入れる女性、または入れたいと願う女性を呪う」。刺青とは、手に針を刺して絵を入れることである。

ハディースをもうひとつ挙げる。「アーイシャは伝えている。アンサール[メッカからの移住者を受け入れ、聖遷後に改宗したメディナのイスラム教徒]の若い女性が結婚後、病気を患って髪が抜け落ちてしまった。(近親者たちは)彼女の頭にカツラを添えようとした。そこで、このことを使徒ムハンマドに尋ねた。すると使徒は次のようにおっしゃった。「アッラーは、カツラを添える、または添えることを望む女性を呪う」。

前述したように、この件に関するハディースは数多

くあり、禁止であることは実際明らかであるが、これに関してはウラマーによって様々な解釈の差がある。その解釈は次の通りである。

- 1) たとえカツラの毛が女性あるいは男性のもの、または近親者あるいは夫のものなどであったとしても、人間の髪でできたカツラをつけることは禁止である。なぜなら、ハディースの中で一般に禁止されているからである。
- 2) 不浄の動物の毛、すなわち死体の毛、食してはならない動物の毛でできたカツラをつけることは違法である。また、礼拝やその他のことに故意に不浄を持ち込むことになるため、男性であろうが、既婚あるいは未婚の女性であろうが、カツラを添えることは禁止である。
- 3) 未婚の女性が不浄の動物の毛でできたカツラをつけることは禁止である。
- 4) 清浄な動物の毛でできたカツラを女性がつけることは、それが夫の許可を得ていれば禁止ではない。
- 5) マーリクやサブラニなど何人かのイマームたちは、頭髪や体毛、あるいは布や糸でできたものであっても、カツラをつけることは禁止だと述べている。
- 6) イマーム・イリアスは、頭髪でできたカツラは禁止だが、体毛、布または糸でできたカツラは構わないと述べている。
- 7) イマーム・アルマディーは、毛あるいは羊の毛でできたカツラを女性がつけることは禁止ではないと述べている。
- 8) ハドウィーヤ学派の学者は、女性が近親者の頭髪からできたカツラをつけることは違法ではないと述べている。

上記八つの中でも、ハディースによって許されているという説明はひとつもなく、さらにイマーム・マーリクやイマーム・サブラニなど何人かのイマームたちは、頭髪や体毛、あるいは布や糸でできたものであってもカツラをつけることは禁止だと明確に述べている。それゆえ、ハディースの説明を根拠に、若いか年配か、結婚しているか否かに関わらず、全ての女性にとってカツラをつけることは禁止であると判断できる。イスラム教に従ったアウラに関する法に則れば、人々にとってカツラをつけることは重要ではない。なぜなら、イスラム教は髪の毛を女性のアウラとしており、女性は髪を隠しており長いか短いかは分からないはずだからである。カツラが欲しくてたまらない女性

は、コーランの「女」の章の中ではっきりと述べられているアウラを定めた法を犯しており、アッラーによる禁止事項に該当しているのだ。

Q.124 (012-05)

多くの女性が、ヤシの葉のように眉毛を細くしていることに私は目を引かれました。これは宗教上許されていますか。

A.124

イブン・マスードは伝えている。「私は、使徒ムハンマドが女性が眉毛を抜いたり、歯と歯の間を開けたりするのを禁じると言ったのを聞いた」。すなわち眉毛を抜いたり、また歯と歯の間を人為的に開けるというアッラーにより生み出されたものを変えてしまう女性の行為を呪うハディースの記述はいくつかある。こうした行為は明らかに禁止であり、使徒ムハンマドによって禁止され、呪われる。それゆえ、将来社会の一員となる「女学生」が、眉毛を抜く、または整えるといった明らかな禁止事項を行わないことを願う。

Q.125 (012-06)

マラヤにおける州参事会の長は誰ですか。

A.125

マレー諸州の州立法参事会の長は州首相であり、海峡植民地の各地では常駐弁務官が長を務める。また連邦参事会の長は高等弁務官である。マレー統治者立法参事会はスルタンの内一人が輪番制で長を務める。シンガポール立法参事会は知事が長となる。

Q.126 (012-07)

メッカ巡礼の義務を果たした人がハジを称さなくてもいいですか。

A.126

メッカ巡礼の義務を果たした人がハジを称さなければならないと命じる人は誰もいない。また、称してはならないと禁止する人も誰一人いない。

■ 第13号 [Qalam 1951.8: 39-40]

Q.127 (013-01)

マレー人が商業を発展させるにはどのようにしたらいいですか。

A.127

他の人たちが発展したのと同じように、信念、信頼、誠実さ、忍耐強さ、勤勉さ、努力があればマレー人も商業

を発展させることができる。また、コンセンサス、相互扶助、相互理解と儉約が必要である。その他にも、多少の商売の知識があり、既に発展を成し得た人たちの努力をいつも注意深く観察することが必要である。

マレー人が商業を発展させることができると私は信じている。我々が事業を始めるべき場所は村落である。村落には多くのマレー人が住んでおり、まずはここで商売や事業を起すべきである。独りで立ち上げるのが難しい場合は集団で行い、会社のやり方に従い、すべての売買を行わなくてはならない。なぜなら、他の人をあてにして自分たちの商業や事業を発展させることはできないからである。我々自身の力で発展させなければならない。

村落での事業が成功し発展したら、今度は町で、全員で会社を作り、事業経営を試みる。村落の商業や事業の店舗は、その全ての目的と意志を、今度は町の会社店舗に集中するのである。

この方法に従えば、今度は都市部で事業を拡大することができる。そして都市部から今度は海外へと事業の翼を広げることができるだろう。

このような事業を行うことは簡単ではないが、コンセンサス、相互協力と相互扶助をもってすれば、急速で安定した成功を得ることが可能だと信じている。

有力者から地位のある人、大衆、そして特に宗教教師に至るまで、我が民族の各階層が常に協力の精神をもち、相互協力、相互扶助を我々の心に落とし込めばよい。

我々マレー人の商業や事業の発展の秘訣はここに隠されている。

Q.128 (013-02)

ペナン島は当初英語で何と呼ばれていましたか。また、初めてその島に上陸したイギリス人は誰ですか。

A.128

名前は「Prince of Wales island」であり、中心都市はジョージ・タウンである。初めて島に上陸したイギリス人はフランシス・ライト船長である。

Q.129 (013-03)

なぜ大都市に住むマレー人児童はあまり成績がよくないのですか。

A.129

都市部に住む全てのマレー人児童の成績が悪いわけ

ではない。しかし、8年生や9年生に進級する頃、大部分の児童は勉強があまり進まなくなると言える。専門家の意見によると、その理由は、都市部のマレー人児童たちが学校教育や勉強に対する責務を疎かにする、あるいは迷わすような様々な試練に出くわすからである。

その試練は過度の放任状態により生じており、一部には両親からの管理を受けていない児童もいる。試練があまりに多いため、学童としての責務を強く自覚している子供を除き、学校に通うよう管理しなければ逸脱する子供はなくなるらない。

Q.130(013-04)

ハリラヤの間、多くの女性がお墓参りをします。その際花束を持って来ることが習慣となっていますが、これは法的にどうなりますか。

A.130

墓参りは男女にとっての推奨行為である。なぜなら、ブハーリーとムスリムのサヒーフ集で伝承されたハディースの中で、男女の墓参りは推奨行為として示されているからである。しかし、墓参りの目的は、次のようなことではないと理解しなければならない。すなわち、埋葬者に願い事をするため、あるいは自分の希望をアッラーに届けてもらえるよう埋葬者にお願いするためではない。また神の「祝福」を得るためでもない。また、墓地に花をたむけ、安息香を焚くためでもなく、「タウケ・クブール」の霊に賽銭するなどといったためでもない。人々がイスラム教徒の墓に参る目的は、埋葬者がアッラーの祝福と罪の赦しを得られるよう祈るためである。くわえて、来世について考え、人は死後どこへ行くのか認識し、ありとあらゆる邪悪を避け、親切な行いや神の命令を喜んで実行するよう自覚するためである。

Q.131(013-05)

シンガポールのモスクでは金曜の礼拝の後にズフルの礼拝を行っていますが、これはアッラーや使徒ムハンマドの命令に従ったものではないのですか。

A.131

この問題に関しては、私は以前マスジド・スルタンに関する質問の中で回答した。金曜の礼拝後にズフルの礼拝を行うことを許可するはっきりした説明はない。その上、イマーム・シャーフィイーはこの礼拝を行ったことがなく、ましてや使徒ムハンマドやその教友ら

も行ったことがない。

Q.132(013-06)

イスラム教徒の女性がパーマをかけたら法的にはどうなりますか。

A.132

昔はパーマをかけるという方法は存在しなかったため、それは単に化粧のひとつとして見なすことができる。しかし、パーマをかける理由が人に見せるため、つまり、より美しくなったことを人前にさらすためであれば、それは明らかにイスラム教が禁じた行為である。なぜならば、髪の毛は女性のアウラであり、近親者以外の人に見せたり見られたりしてはならないからである。

Q.133(013-07)

家に掛かっている天馬ブラークの絵は祝福をもたらすのでしょうか。また、実際に絵のような姿をしていたのでしょうか。

A.133

絵は単なる人間の創作であり、何も祝福をもたらさない。それどころか、報いから逃れるために助けになるものは自分の力や努力以外は何一つないことは覚えておかねばならない。

Q.134(013-08)

以前の号で護符に関して回答したところ、コーランの節や小型のコーランをお守りにするのは合法ですかという質問が多数寄せられた。

A.134

アッラーによってもたらされた聖典コーランはお守りではなく、現世と来世に幸福をもたらすための導きである。使徒ムハンマド自身、戦場で怪我をして血を流したことがある。もしコーランが護符となるならば、使徒ムハンマドは不死身の人間となり、武器を食らうことはなかっただろう。使徒ムハンマドの時代のイスラム軍は、ウフドや「フナイン」の戦いで苦杯をなめた。もしコーランがお守りになるならば、彼らは戦いに負けることはなく、各戦場でずっと勝利し続けただろう。

■第14号 [Qalam 1951.9: 39-40]

Q.135(014-01)

学校で同じクラス的女子を見つめたら、法的にはどうなりますか。イスラム法では顔と両手首以外、男女が

見つめ合うことは禁止されていますが、英語学校では多くのイスラム教徒の男女が、半裸と見なされるような服装をしています。

A.135

イスラム法は、成人した男女のアウラを定めており、男女が交際することや見つめ合うことを禁止していることは明らかである。なぜなら、たとえ両者がアウラを隠していても、中傷を引き起こすからである。この禁止の結果について、我々自身が災難を見てきており、どのようにしてその不幸な出来事が起こったか、ひとつひとつ言及する必要はないだろう。

Q.136 (014-02)

もし華人の娘がマレー人の若い男性と恋に落ちて、その娘が自分はイスラム教徒だと認めたら、マレー人男性は彼女と結婚できますか。

A.136

結婚できる。異教徒の女性がイスラム教に改宗し、自身の家族との関係を断ち、またその結婚に同意したならば、イスラム教徒の男性と結婚するにあたって何も支障はない。しかし、小さい頃から自分を育ててくれた両親の苦勞に敬意を表して、まず両親の同意を得る方法を模索することが和解のためには大変望ましいだろう。

Q.137 (014-03)

普通の映画を上映する映画館を建てることは法的にはどうなりますか。その映画館で得た収益はハラルですか、禁止でしょうか。

A.137

映画館を建てることは、家を建てるのと同じように法的には何も禁止されていない。許されるかどうかは、上映する映画の種類による。例えば、メッカ巡礼を伝道する映画は法律として許可されているだけでなく、メッカ巡礼のイバーダートを奨励するため、むしろ求められている。また、歴史に基づく映画など、モラルを損なうようなシーンがなければ、全て許される。モラルを損なうような猥褻な映画の上映に関しては禁止であり、そこから得た収益も同様である。

Q.138 (014-04)

ある人物が大きくなったら妻とする目的で華人の女児を買いました。結婚契約を執り行わなかった場合、将来の結婚は合法ですか。

A.138

結婚は、女性自身の同意を求めて契約を結ばねばならない。もし女性が同意しなければ、その契約は無効であり、ましてや契約をしないのは明らかに禁止である。

Q.139 (014-05)

なぜマレー人の王たちの中で、五行の一つであるメッカ巡礼の義務を果たした人がいないのですか。それは義務ではないのですか。

A.139

メッカ巡礼は、それを果たせる年齢に達した者にとって義務である。巡礼を果たす能力のあるムスリムがそれを怠ったら、誰でも罪を負うことになる。巡礼に行くかどうかは、その人物の信仰と宗教に対する熱心さにかかっている。宗教に熱心な王であれば、メッカ巡礼の義務を果たすはずである。私の知る限りでは、この20年以上の間、統治者であるマレー人の王のなかでメッカ巡礼を果たしたのはただ一人、ブルネイのスルタンである。彼はイスラム教に大変熱心な暮らしを送っている。

Q.140 (014-06)

男性の女装、あるいは女性の男装は法的にはどうなりますか。

A.140

禁止である。

Q.141 (014-07)

病気などの理由で血液が足りなくなった妻に輸血するため、夫が献血することは法的にはどうなりますか。可能でしょうか。

A.141

可能である。輸血は自分の妻や家族だけに許されたものではない。輸血が不可欠な状況で、かつ自分自身に危険が及ばないなら、命を救うためイスラム教徒でない人たちにも自分の血をあげるべきである。医学上、ある状況下において血液は救助の上でとても重要となる。十分健康な人に対し、いつも各国で献血が呼びかけられているのはこうした理由による。その血液は保存され、事故または病気などにより輸血が必要な人々を救うために使われる。

エジプトのアズハル大学の学長シェイク・アブドゥル・マジッド・サリムは、次のように助言している。すなわち、緊急事態により異教徒を助けるため血液が必

要不可欠となった場合、その血液が異教徒のものであろうとイスラム教徒のものであろうと、彼らのために使われるべきである。

Q.142(014-08)

なぜ現在のイスラム教は遅れをとってしまったのですか。

A.142

昔から現在まで、イスラム教の教えはずっと変わらない。後退しているのは信徒である。昔であれば、イスラム教徒は幸運を祈った。彼らはただ座って手をひろげるだけでなく、その願い事が叶うように努力や工夫をした。もしムスリムが、各々パレスチナの解放を祈り、その土地を守る抜く努力をしていれば、ユダヤの手に落ちることはなかっただろう。衰退が起こった理由は、他でもなく信徒が、イスラム教の教えの目的を理解していないからである。その目的とは、ひとりひとりが現世の発展を模索し、来世の平穩をもたらすための努力をすることである。

■ 第15号 [Qalam 1951.10: 38-40]

Q.143(015-01)

丘の上に小さな水路があり、そこから小さな井戸を作り、2つの水槽にしました。水路から水を引くことになるわけですが、その水を使って手足などを清めるウドゥー[礼拝のための浄め]を行うことは合法ですか。

A.143

合法である。清めのための水の条件は、味、色、匂いの3つである。この3つに変化がなければ、その水は清浄である。

Q.144(015-02)

村落に住む人々は、金曜の夜に死者の霊や天使が家に訪れると信じ、その日の夜、釜に米を少量残しておく習慣があります。彼らの想像や信仰は正しいでしょうか。

A.144

それは単なる迷信である。コーランやハディースの章句は存在せず、教友たちもしくは4人のイマームや有名なウラマーたちも行ったことがない。我々の考えでは、そのような習慣はヒンドゥー教や仏教の慣習に従ったものである。

Q.145(015-03)

ある人物が公判で、コーランを片手に次のような宣誓

をしましたが、これは法的にはどうなりますか。

「私、フラン・ビン・フランは、この審理において供述したことは全て真実であることを誓って認めます。真実以外何もありません」。

もし彼がこの誓いに反する証言をしたとすれば、神への誓いを破ることになりますか。

A.145

宗教で認められている神への誓いは、アッラーの御名の下に行われたものだけである。例えば、「私はアッラーに誓って真実を述べます」と認め、もし彼がそれに反したり、真実でないことを言ったならば、それは違反行為になる。コーランを手に宣誓することはイスラムにおいて行われたことはない。これは後に追加されたものである。イスラム教徒は言葉によって自らの名誉を守り、供述に対する承認や誓約を遵守せねばならない。

Q.146(015-04)

姦通によって生まれた子供がその後イスラム法に忠実に実践していたとしたら、法的にはどうなりますか。

A.146

その人物が実践した善行に左右される。出生に対する責任は、自身ではなく世に生まれる原因を作った者にある。この質問に対するより明確な回答は、『カラム』第8号のコラムを読んで頂きたい。

Q.147(015-05)

大汚[性交の後、月経や産後の出血が終わった後など]の状態にあるイスラム教徒の女性が、沐浴の際、水泡で髪型が崩れるないように一本たりとも髪の毛を濡らさなかったとしたら、法的にはどうなりますか。

A.147

大汚を清めるための沐浴で水を被らないことは違法である。髪を洗うことに関しては、イスラム法学者の間で二つのグループに分かれている。第一のグループは、大汚の状態の女性は髪の毛を一本も残さず水で濡らすべきとしている。第二のグループは、髪の毛全てを濡らす義務はないとしている。ただ頭に三回水を掛けるだけでよく、束ねた髪を解く必要もないとしている。

一つ目のグループは、月経や出産後の出血などといった大汚の状態を清める沐浴の際には髪の毛を濡らさなくてはならないとしているが、それはアブー・ダウードとイブン・マージャの伝承による次のような預言者

ムハンマドのハディースを根拠としている。

「アリー・ビン・アブー・ターリブは伝えている。私は使徒ムハンマドが次のようにおっしゃったのを聞きました。『大汚の状態では髪の毛を一本も水で濡らさないでいる者は皆、アッラーによって地獄で拷問にかけられる』そこでアリーは言った。『だから私は髪を切りました』」

もうひとつハディースを挙げる。

「アブー・フライラは伝えている。使徒ムハンマドはおっしゃった。『髪の毛は全て大汚の状態にある。ゆえに、髪を濡らし、肌を清めなさい』」

これら二つのハディースはイスラム教徒の男女に、大汚の沐浴をする時は髪の毛を一本も残さず水で濡らさなければならないと命じている。そうすれば、初めに挙げたハディースで言われるようなアッラーの脅威から助かることができる。女性に関しては、結った髪を解き、髪を濡らさなければならない。アル＝ダクトニとバイハキによって伝承された次のハディースを見てみよう。

「アナスは伝えている。使徒ムハンマドはおっしゃった。『月経の女性が沐浴をする際は束ねた髪を全て解き、カトミやイシュナン[石けんの代わりに頭や体を洗うための植物]で洗わなければならない』」

上記の見解に異論を唱える第二のグループは、上記に挙げたハディースにおけるスナナ[ムハンマドの慣行・慣習]は純粹ではないと主張する。第二のグループが論拠としているハディースがいくつかあるが、その内のひとつはムスリムの伝承による真正ハディースである。

「ウンム・サラマは使徒ムハンマドに質問をした。『私は髪を結っております。グスル[大汚を落とすための全身の浄め]をする際は髪を解かなければならないでしょうか』使徒はおっしゃった。『その必要はない。頭に3回水を掛けるだけで十分である。それであなたは清浄になれる』」

もう一つ、アーマッドとムスリムの伝承による真正ハディースを挙げる。

「ウバイド・ビン・ウマイルはこう伝えている。アブドッラー・ビン・ウマルが女性の束ねた髪を解くよう女性たちに命じたことがアーイシャに伝えられた。アーイシャはこれに関し、『イブン・ウマルが女性たちに沐浴の際、髪を解くよう命ずるとは奇妙なことです。(それほど言うなら)どうして彼は、彼女たちに髪を剃ってしまうよう命じないのでしょうか。私と神の

御使いは一つのたらいで沐浴しましたが、私はただ頭に三杯の水を掛けるだけで、それ以上何もしなくてよかったです』と語った」

他にも第二のグループの根拠を強固にする文言は数多くあるが、そうした論拠の中でも髪を濡らさなくてよいとするものはない。第二のグループの見解は、大浄の際は三杯の水を頭に掛けるだけでよいと言っているに過ぎず、したがって水で髪を濡らさないことは禁止されていることは明らかである。

Q.148(015-06)

もし両親の言動に過ちがあった場合、我々はどう行動することが望ましいですか。子供は親の過ちに対して異議を唱えたり、それを厳しく禁じたりしてもいいでしょうか。もしそのような行動を子供がとった場合、それは宗教に反した行為になりませんか。

A.148

両親が過ちを犯した場合、子供はその過ちを物柔らかに指摘することが望ましい。イスラム教は、子供が両親に対して怒鳴ったり叱責したり、さらには両親を殴るような暴力行為を厳しく禁止している。両親を敬うことは義務である。両親がいなければ我々はこの世に存在せず、両親は重大な責任を担いながら小さい頃から我々を育ててくれた。ゆえに、我々は両親に対して乱暴を働いてはならない。もし両親が乱暴な言葉を吐いたり、あるいは逆上したりする状況に遭遇したら、彼らの怒りが落ち着くまでの少しの間、その場を離れるのがよい。これにより両親を裏切るような行動を回避することができる。獰猛な虎でも自分の子供は食わない。これを認識することである。

Q.149(015-07)

甥や姪が叔父・叔母にフィトラを与えたり、逆に叔父・叔母が甥・姪に与えたりすることは合法ですか、それとも罪になりますか。

A.149

ブハーリーとムスリムやイブン・マージャなどの伝承による真正ハディースに次のような言及がある。

「アブドッラーの妻ザイナブは伝えている。私はアッラーの使徒ムハンマドに、夫や面倒を見ている孤児に施しを与えることは合法かどうか尋ねました。すると使徒ムハンマドは次のようにお答えになりました。『そのような行いをした女性は二つの報酬が得られる。サダカの報酬と家族を助けた報酬である』」

また、預言者ムハンマドはイブン・マスードの妻ザイナブに次のようにおっしゃった。

「あなたの夫と子供にまずあなたの装飾品を施さない」

他にも、施しを家族に与えることは、義務や推奨ではないが、禁止でもないことを示す文言がある。しかし、宗教が定めた境界を越えないことが条件であり、施しを受け取る者ことができる者とは、貧者、困窮者、喜捨の徴収・管理者、改宗者、奴隷(解放のための身代金など)、負債者、アッラーの道に奉仕する者、旅費の尽きた旅行者である。もし受け取る家族が裕福であれば、それは上記の条件に反することになる。よって、この件に関してはより理解を深める必要がある。

■第16号 [Qalam 1951.11: 35-37]

Q.150(016-01)

私の給与は月に200ドルしかありません。時々それより多かたり少なかりします。私には16人もの扶養家族がおり、借家に住み、学校に通う子供たちもいます。日々の出費は最低でも600ドル、たまにそれ以上かかることがあります。これは衣料費を含めない額です。物価が何もかも高い中で、出費を最低限に抑えるようにしています。この悲惨な状況から逃れる方法について何か助言を頂けますでしょうか。

A.150

最善かつ賢明な策は、収入に出費をつりあわせることである。忍耐強くそのような状況に対処しつつ、願わくはアッラーから豪勢な金運や恵みがもたらされるよう祈り、祈りながら努力を怠らないようにすることである。なぜなら、努力なしに願いは叶えられないからである。その努力から得られる収入についてはアッラーに委ねなさい。神の御心ならば、努力することでその苦難の状況から抜け出せることだろう。

Q.151(016-02)

ブカム[頭部や身体の一部を切り、カップ状のものを逆さにして汚い血を吸い出す施術]をする人は法的にはどうなりますか。

A.151

ブカムが推奨行為かどうかについては真正ハディースの中で言及がない。4人のイマームらもそのようなスナについて言及したことがない。ゆえに、単なる慣習に過ぎないだろう。医師の見解では、身体から血を吸い出す施術はイスラム法に依拠したものではないという。

Q.152(016-03)

集会で挨拶や講演をするのにあがり症を克服するための手段はありますか。集会にはトゥンク、サイイド[預言者ムハンマドの子孫の尊称]、トゥアン[目上の人への敬称]などの称号を持つ偉い人たちが参列するからです。何か適切なアドバイスを頂けますでしょうか。

A.152

ここでのあがり症とは、大勢の人の前で話す経験がないゆえ、言葉や考えが口から出てこなくなってしまうからである。あがり症の人がそのような状況に立たされた時は、話す前に、目の前にいる人たちも自分と同じ状況にあり、彼らができることは自分にもできないはずがないと心に念じればよい。これを心に1、2回念じて、怯んでしまう気持ちはまだ治まらないだろうが、念じることを止めてはならない。そうすれば、震える気持ちはやがて自然に収まってくるだろう。「毒が負けた、習慣になっていたので(困難なことも慣れてしまえばこなせるようになる)」と諺にあるように。

Q.153(016-04)

ある女性がグスルをした後で、陰部から再び何かが出てきた場合、再度沐浴をする必要はありますか。

A.153

男性も女性も、性交後は沐浴するよう命じられている。命じられた通り沐浴を行ったならば、義務は果たしたと言える。もしグスルの後にまた液などが陰部から出てきた場合、沐浴を再度やり直す必要はない。なぜなら、そのような指示は存在しないからである。明確に命じられていることは、夢精や精液、月経や出産時の血液を洗いながすことにくわえて、その女性が陰部や肛門の二か所から出てくるもののためにウドゥーを行うということだけである。これらは「小汚」と見なされる。小汚の状態にある者が身を清めるにはウドゥーを行う必要がある。

我々の見解としては、質問にあるような状況の女性(また男性)にとって沐浴は義務ではなく、ただウドゥーを行えばよい。この件に関する明確な説明は存在しないが、ハディースがひとつだけある。このスナナは純粹ではないが、タブラニが以下に伝承しているように、この状況の説明としてふさわしいものである。「ハキム・ビン・ウマルは伝えている。使徒ムハンマドはおっしゃった。『沐浴した後に誤って陰部から何かが出てきてしまった場合、その者はウドゥーをしなくてはならない』」

Q.154(016-05)

知識人たちは、この混沌とした状況にある我々民族と祖国をいつになったら率いることができますか。

A.154

それは各々の心情や憂慮する気持ちにかかっている。勉学によってではなく、各々の精神と心によって自覚は生じるのである。自分の民族が嘆かわしい状況にあるのを目の当たりにして初めて、自らの享楽や贅沢を全て犠牲にする覚悟ができるのである。「非道は自覚の基盤である」というマウラナ・アブドゥル・カラム・アズハドが語った言葉に間違いはない。我々は抑圧されない限り認識や自覚をすることはない。なぜなら、あらゆる欲望の原因となる目先の享楽や贅沢に皆我を失ってしまうからである。

Q.155(016-06)

一般人が州の有力者やサイイドの家系、あるいは宗教指導者らなどと握手する際に、彼らの手に口づけをしたら、法的にはどうなりますか。

A.155

これは単に慣習として行われているに過ぎない。我々だけでなく、西欧の人たちも、とりわけキリスト教の聖職者たちも握手する際、手に口づけをする習慣がある。しかし、これにはよくない影響がある。なぜなら、そのような敬意の表し方は度を越したものであり、また人間同士の優劣感情を生じさせるからである。アッラーの創造物である人間は皆平等であり、格差は存在しないのである。一部の人間の中には、握手する際持っていた香水をわざと手に塗り付け、まだ握手していない人の鼻先に自分の手を近づける者もいる。敬意の表し方にも限度があるということを覚えておかななくてはならない。

Q.156(016-07)

社会の発展と宗教の発展、どちらがより重要ですか。

A.156

もしあなたが宗教(イスラム教)を重視すれば、あなたは社会にも責任を持つことになるだろう。なぜなら、イスラム教とは、個人や家庭など日々の生活全般を網羅する宗教だからである。イスラムの教えでは、各人はまず自らに対して責任を持ち、次に妻や家族に対して責任を持つ。続いて自分の村落社会に、そして初めて一般社会に対し責任を持つのである。よって、もし社会に属する個人個人が完璧でなかったとしたら、あ

なたを取り巻く環境で生じた各々の責任は、あなたがアッラーに対して負うことになる。それこそが社会というものだ。したがってあなたにとって一番重要なのは宗教である。なぜなら、信仰においてあなた自身が社会に対して義務を負っており、それはイスラム教徒にとって無視できない義務だからである。

Q.157(016-08)

ここマレー半島はマレー人のもので権利を持っており、イスラムを宗教とする国で、非イスラム政府の保護下にあります。ある集団が混合した一つの民族のもとでマラヤの政治、社会、経済的な権利を平等化しようとした場合、それは(イスラム法からみて)合法ですか。

A.157

イスラム法にしたがえば、民族をつくることは禁じられている。預言者ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「人々に部族意識を煽る者は我が共同体の一員ではない」(アブー・ダウードによる伝承)

ムスリムによって伝承された真正ハディースにも次のように記されている。

「部族意識を煽り、またはそれを支持して無分別な集団の下で戦って殺された者は、ジャーヒリーヤ[イスラム以前の無明時代]の死に方をしたのである」

これら二つのハディースから分かるように、マラヤにおいて混合した民族をつくることは禁止である。なぜなら、イスラムの教えでは、非イスラム教徒に対して敬意を示しつつ、同じイスラム教徒同士の団結や兄弟関係を築くべきとされているからである。したがって、そうした集団をつくるというそのやり方は明らかに宗教により禁じられている(より詳しくは『カラム』第15号の「イスラム、政治、民族主義」を読んで頂きたい)。

Q.158(016-09)

今我々は何をすべきでしょうか。独立のための知識の追求か、あるいは敬虔な善行を実践するための知識の追求でしょうか。

A.158

敬虔な善行とは、一部の人間が思っているような、単にイバーダートを行い、昼夜アッラーへの称赞文句を座って唱えることだけを言うのではない。敬虔な善行とは、アッラーの命令や使徒ムハンマドのスンナを忠実に守り、罪深きことや禁止事項をあまねく避けることを言う。善行の中には、イスラム教徒たちをまとめ、

指導する責任も含まれる。もしあなたが敬虔な善行を追求し、それを実践したなら、あなた自身は独立することができる。あなたが母親のお腹から自由に生まれ出たのと同じように、誰かに支配されることはなく、ただアッラーの命令に服従するのみである。あなたの行うべき敬虔な善行とはこのようなものである。

Q.159(016-10)

結婚していたとしても、自分の妻の肌に触れるとウドゥーが無効になるのはなぜですか。

A.159

シャーフィー学派の判断では、妻に触れたら礼拝前のお浄めは無効となる。しかし、一部のウラマーは以下のシティー・アーイシャに伝承された使徒ムハンマドのハディースを根拠として無効ではないとしている。「シティー・アーイシャは伝えている。『預言者ムハンマドは妻に口づけした後で礼拝をされましたが、再度ウドゥーをなさりませんでした』(アブー・ダワードによる伝承)

このハディースは弱いかもしれないが、ハディースを研究するウラマーが言うには、このようなシティー・アーイシャの伝承がいくつかあるため、その弱さは解消できるという。ハフィーズ・ビン・ハジャールが言うには、そうした上流階級のハディースの伝承は10種類あるという。

ハディースの伝承をもう一つ挙げる。

「アーイシャは次のように伝えている。『私はある夜、神の御使いが寝床からいなくなっていることに気づきました。そこで手探りで御使いを捜したところ、私の手が彼の足の裏に触れました。その時彼は平伏礼の最中で、二つの足の裏は直立していました』(ムスリムの伝承による真正ハディース)

このハディースの内容と同じようなハディースは他にもいくつかある。

この問題には意見の対立があるが、我々の意見としては、夫婦同士が触ってしまってもウドゥーは無効ではない。

■第17号 [Qalam 1951.12: 39-41]

Q.160(017-01)

私には12人近く子供がいます。これ以上増えない方法を模索するつもりです。「産児制限」または「家族計画」の勧めや知識に従うことはできますか。

A.160

この質問に答える前に、まずは産児制限あるいは家族計画の目的について考えたい。我々が目にした報道によると、行政がこの計画を奨励する一番の意図は次の通りである。すなわち、特にここシンガポールのような大都市では、人口はどんどん増加しており、人口増加に伴い、より広大で快適な土地が必要となり、また食料の供給量も増やす必要がある。このため、いくつかの宗教による強い反対がない限り、人びとにこの目的を実行させるための法律が制定されることになるに違いない。もう一つの目的は、子供の人数が多いと当然子供の教育に対する親の負担は大きくなり、もしその子供らが教育を受けることができなければ、将来社会の役に立つ人間として成長するができないということに関心をひくことである。それゆえ、行政の意見としては子供は少ない方がよく、完全な教育を施すには夫婦一組につき子供二人が望ましいとしている。

宗教関係者らの意見によれば、子供はアッラーからの授かり物で、人間が創造できるものではない。時折、どうしても子供が欲しくてたまらない人が、子供欲しさにあれやこれやの呪術医に助けを乞うといった多神教的行為に及んでしまうことがある。一方、毎年一人ずつ子供が生まれ、しまいには子供が数十人に膨れ上がり、育てるのが大変でうんざりしている人たちもいる。それゆえ、イスラム教関係者の中で二つの見解が生じた。一つ目は、信徒の数が増えるという意見、二つ目は、無益なうわべだけのイスラム教徒ならば、その数を増やすメリットはないという意見である。

一つ目の見解では、子供は全能の神アッラーの授かり物であるとする。お恵みを与えて下さり、子供を見守って下さるのはアッラーであり、両親は単なる仲介人として子供の利益のために力を尽くす存在とする。

二つ目の見解では、全ての物事を与えて下さるのはアッラーであるが、そのために尽力する役目を担うのは父母であり、よって抑制しなければならないとする。つまり、この後者の問題は、まだ胎児が完全な形になる前の状態、すなわち女性の子宮にダメージを与えない状態であれば、産児制限を行うことを認めていることである。しかし、このような行為はアッラーの決定を拒絶するものであり、お恵みを人間に与えて下さるアッラー(至高なる讃えられるべきお方)の意思をあたかも信じないかのような行為だとして異議が唱えられている。

我々の見解では、産児制限のやり方は宗教上禁止

されていることに疑いの余地はない。もし産児制限をしたいならば、アラブの国に住むベドウィンの人々が行っているような、子供が2歳になるまでは妻と交わらないとするなど、妻に対する思いやりを持てば良いのである。この方法で欲望や性欲をコントロールし、アッラーの創造物を壊すことのないようにすべきである。

Q.161 (017-02)

「チナ・ブタ」の言葉の由来は何ですか。また、そのような呼称は使徒ムハンマドの時代から存在していましたか。

A.161

「チナ・ブタ」という言葉の由来は不明だが、それは「ムハリル」というアラビア語の意味からきている。おそらくこれは、改宗した華人が、イスラム法に関する理解がないゆえに進んで結婚を弄ぶ道具にされてしまうことを喩えた言葉だろう。この言葉は使徒ムハンマドの時代には存在しなかった。

Q.162 (017-03)

SEA銀行に預金をし、1リンギットにつき年3パーセントの金利を得ることは許されますか、許されませんか。

A.162

禁止である。利子を得ることは宗教で禁止されている。

Q.163 (017-04)

イスラム教徒に育てられた華人の子供が3歳に満たずして死亡した場合、イスラム教徒の墓地に埋葬することはできますか。

A.163

その子供はイスラム式に埋葬し、管理してもよい。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「子供はそれぞれ本然の姿をもって生まれてくる。その両親が子供をユダヤ教徒やゾロアスター教徒にしてしまうのである」(アルタブラニとバイハキの伝承による真正ハディース)。

このハディースが言わんとしていることは、ムスリムであろうと異教徒であろうと、子供は各々フイトラ、すなわち神聖で汚れない状態で生まれてくるが、両親が誤った方向へと導くということである。両親は子供が成人になるまで彼らをユダヤ教、キリスト教あるいはゾロアスター教の信者にすることはできない。イスラム教徒に引き取られた子供は、イスラム教徒か

ら生まれた、イスラム教徒の子供という扱いになる。

預言者ムハンマドの時代には、アリー、イブン・ザイド、ザイド・ビン・ハリサなど、成人前にイスラム教に帰依した異教徒の子供がたくさんいた。また、間違いがなければ、イスラム教徒に引き取られた、あるいは育てられた異教徒の子供が成人前に死亡してイスラム式に埋葬された事例はなかったが、上記のような人が預言者とともにあって成人前に死亡した場合、異教徒により埋葬されるか、イスラム教徒の墓地に埋葬することが許されないか、使徒ムハンマドの判断に委ねただろうか。

預言者の時代、イスラム教徒に育てられた異教徒の子供が死んだら異教徒に管理と埋葬を任せようか。我々はそういった事実を聞いたことがない。したがって、その子供はイスラム式に管理されるべきだと考える。

Q.164 (017-05)

イスラム教徒がヨーロッパ人の靴を磨いて生計を立てることとどうなりますか。

A.164

それは認められている。許された手段、すなわち体力と努力による仕事で生計を立てるのはむしろ尊敬すべきである。宗教上卑しいとされることは、窃盗、詐欺、虐待そして人の権利の剥奪である。

Q.165 (017-06)

もし病気に罹った時、聖者廟、神木や蟻塚に願掛けすることは許されるでしょうか。

A.165

死者や神木、あるいは蟻塚はなにもすることができないものであり、そのような願掛けは全く無意味な行為であるどころか、多神崇拝につながる信仰となるので、避けなければならない。教友らの時代の祈誓について耳にしたことがあるが、それは断食やサダカなどの際に直接アッラーに助けを乞うものであった。なぜなら、神の創造物と神の間を媒介するものは何一つ存在しないからである。

Q.166 (017-07)

初めての妊娠をした女性が、「マンディ・ティアン (mandi tian: 妊娠の沐浴)」を行うのは何故ですか。また、もしそれを行わなかったらどのような結果になりますか。

Q.170(018-03)

なぜマラヤには宗教教育の高等学校がないのでしょうか。

A.170

高等学校(イスラム・カレッジ)を設立する計画は既に進められていて、そのための寄付金も集められている。なぜなら、時代の状況に適したイスラムの高等学校を持つ必要性が感じられているからである。しかし残念なことに、この計画は進展しておらず、集まった寄付金はその目的を達成するためにはあまりにも不十分である。

宗教の高等教育を行う一方、より関心を向けるべき重要なことがある。マラヤ全土の宗教局が宗教教育の方法を統一し、同一化、整備を行うことである。現在地方で教育方法自体が各学校によってばらばらで、さらに各州の間においても統一が取れていない。これを統一することが不可欠であり、そこから各州により高い段階として高等学校が設置されるだろう。この目的を達成するには、高等学校の設立よりも重要なことがある。それは、普通学校の教師が同一の教育知識を持つよう、師範教育を実施することである。現在一部の場所ではそのようなになっていない。教育の専門ではない人間が審査しただけで、宗教局は簡単に教師の資格を与えている。

Q.171(018-04)

アリーの息子たちにあたるムハンマド・アリー・ハナフィー、ハサン、フサインの中で誰が一番年上ですか。

A.171

一番年長なのはハサンで次にフサイン、その次にムハンマド・アリー・ハナフィーである。「ムハンマド・ハナフィー」と呼ばれる理由は、母がハニーファ族出身だからである。

Q.172(018-05)

バトミントン、ホッケー、フットボールの競技は禁止ですか。

A.172

それらの競技は禁止ではない。それらは運動のひとつである。禁止なのは、そういった競技の中でアウラを露出すること、また男女の交際である。

Q.173(018-06)

女性がエッダの間に二番目の夫とつき合うと法的に

はどうなりますか。

A.173

アッラーは次のような啓示をされている。

「離婚された女は、そのまま3回月経を見るまで(独身のままで)待たなければならない」¹⁵⁾(コーラン「牝牛」の章第227節)。

このコーランの節及びさらにいくつかのハディースから明らかなことは、夫から離婚された妻は3回の月経の後でなければ再婚してはならず、月経がこなかったとしても3ヶ月と10日、つまり月経期間に相当する日数を待たなければならない。イッダが終了する前に男性と交際したら、それは姦通罪にあたる。学者によると、3回の月経期間をおく理由は、前夫の子供の種を体内に宿していないと確認するためであり、もしその前に子供ができたならば、誰の子供を妊娠したか断定できるのである。

Q.174(018-07)

宗教学校の教師などイスラム教に関する役職につき、イスラム教に関する利益を得ると法的にはどうなりますか。

A.174

それは認められている。彼らは天使ではないのだから飲食が必要であり、その活動から利益を得られなければ仕事を続けることができない。その活動から利潤を得ても、とりわけ貧者や困窮者などといった特定の人々の権利である生徒からのフィトラやザカート・ハルタを遠慮なく受け取りながら裕福で稲田を数多く所有している教師やルバイ[モスクの職員]とは違って、人々の権利を奪うことにはならない。そのような行為は上記の人びとの権利を奪うことになる。それは禁じられているが、学校の教師が生活のために教育を行い、給与を得るぶんには違反していない。

Q.175(018-08)

村落に住むマレー人の多くは宗教の教えを知りません。そういった彼らが屠殺した肉を食べることはできますか(ハラルですか)。

A.175

屠殺の条件は、アッラーの名のもとに鋭利な刃物で喉元の筋を切り落とすことである。この方法に従えば、その肉はハラルである。

15)「さて離婚された女の方では、三回だけ月経を見るまでは独身のままで待たねばならぬ」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第2章「牝牛」第228節)。

Q.176(018-09)

妻がモダン・ジョゲット[ポルトガル起源の軽快なリズムのマレー舞踊。男女で踊る]を踊り、夫がチケットを売ったら法的にはどうなりますか。

A.176

周知の通り、一般的にジョゲットは教えに対する背信行為と見なされ禁じられている。妻は背信行為を行っているが、夫については妻の禁止行為を見過ごす責任を除けば、法的にはあいまいである。

Q.177(018-10)

ハラルな鳥を射ち落とし、屠殺前に死んでしまった場合、法的にはどうなりますか。

A.177

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「あなたがミアラード(矢のような狩りの道具)を投げて、それが獲物に突き刺さったなら、それを食してもよい。もし突き刺さなかった場合は、それを食してはならない」(ブハーリーとムスリムの伝承による真正ハディース)

このハディースの意味は、動物を狩る時に投げたミアラードの先端が動物に命中したなら、それを食べることが許される。しかし、まずミアラードの本体が当たって倒れ、その後獲物が死んだなら、それを食べることは違法である(ミアラードとは、先端が尖り、真ん中が太くなっている、杖のような棒のことである。物に向かって投げれば、多くの場合先端が命中する)。

使徒ムハンマドは次のようにもおっしゃった。

「『アッラーの御名において』と唱えながら狩り道具を投げて獲物を倒すことができたなら、それを食べてもよい。もし倒すことができなければ、それを食してはならない。そして、ミアラードを投げて倒した獲物は、屠殺しない限りこれを食してはならない。また、固い石を投げて倒した獲物は、屠殺しない限りこれを食してはならない」(アーマッドの伝承によるハディース)

この二つのハディースから、以下のことが分かる。それは、いかなる狩猟道具であろうと、自分の道具で射止めて死んだのであれば、ハラルの動物を食すことは許される。また、先端が尖った道具を使った場合、その先端で獲物を倒すことができなければ、死んでしまう前にこれを屠殺できない限り食してはならない。

弾丸を撃って倒した獲物を食すことはハラルと言える。これは上記のハディースから教訓を得た学者の判断である。その根拠は、弾丸は先端が鋭利な武器で、

その先端で獲物を倒し、血を抜くことができるからである。

Q.178(018-11)

なぜ月食・日食は毎月起こらないのでしょうか。

A.178

常識では、太陽と月と公転が出会った時に「食」は起こる。しかし、月・地球の公転周期はそれぞれ異なるため、たまたま重なった時を除き、毎月起こることはない。「食」がいつ起こるかは、学者の計算によって予測ができる。

Q.179(018-12)

東西の対立のなかで、250万人いる我が民族はどのような立ち位置にいるべきでしょうか。

A.179

この質問はあまり明確ではない。何の対立について聞いているのだろうか。しかし、我々が現在直面している東西の交流と習慣における対立を意味していると解釈できる。我々の考えでは、イスラムの教えに従うことが安全かつ最善である。なぜなら、イスラム教によって政治的にも文化的にもこの世が救われることを、賢い人なら自覚できるからである。もし国家間の対立、すなわち西洋諸国の支配からの独立を要求する東洋の人たちについて質問が向けられているのなら、我々の置かれている状況からすると、風に従わざるを得ない。なぜなら、自分たちの上に立つ人間は誰かを知っているからである。要するに、様々な状況下で今我々が置かれている立場は、彼らの中で対立が起こった場合、次の諺にあるような状態にある。「象と象が喧嘩すれば、真ん中にいる子鹿は死んでしまう」。我々がいるのはまさに真ん中である。団結していないと、我々は単なる道具となってしまうだろう。

Q.180(018-13)

結婚式でよく行われているブルサンディン[新郎新婦が台座に並んで座り、お披露目する]は、法的にはどうなりますか。

A.180

本誌の「女性の権利と自由」のコラムの中で、近親ではない男女同士の交遊に関する法について何度も取り上げている。比べてみると、これは確実に禁止事項に触れるものである。ブルサンディンのように深く根付いた慣習のなかには、しばしばヒンドゥーの慣習を模

範としたものがあり、それらはイスラムの教えには存在しない。

Q.181 (018-14)

結婚前に名誉を傷つけたり[処女を喪失したり]、妊娠したりするイギリス人の娘や西欧の都市部にいる新婦がいるとすれば、その数はどれ位いますか。その原因はなんですか。

A.181

結婚前に名誉を傷つけたり、妊娠したりする娘や新婦の数は、記録がないため断定できない。そのような事態の要因は、他でもなく男女の交際の自由にある。イスラムの教えではそのような男女交際は禁止されており、近親者が同伴しない限り、近親でない男女が会うことは禁止されている。なぜなら、中傷を引き起こす恐れがあるからだ。互いに惹かれ合った男女の否定することのできない自然な欲望から中傷が起り、そのようなことを引き起こす。こうした交際が日を増すごとに危険になり、大事にしていなかった彼らの名誉を傷つけてしまっても驚くべきことではない。

Q.182 (018-15)

ザカートを紙幣で払うことは末代にいたるまで義務ですか。

A.182

紙幣は金貨の代わりであり、各紙幣は額面にしるされている金銀の価値に等しいと保証している。

■第19号 [Qalam 1952.2: 30-32]

Q.183 (019-01)

宗教を軽視したがるイスラム教徒のマレー民族の指導者は、法的にはどうなりますか。

A.183

とりわけ宗教を無視したり軽視したりする者は、誰であれ宗教の法に違反することになり、その人物は背教者に数えられる。

Q.184 (019-02)

イスラム教に入信した実の兄弟たち全員に、イスラムの真の教えに従うよう促すにはどのような方法がありますか。

A.184

真のイスラムの教えとは、正常で聡明な人が受容できるような合理的かつ明瞭な説明を十分に備えてい

る教えである。最も重要なことは、明白な根拠をもとに、真のイスラムの導きや教え一つ一つを彼らに明確に理解させることである。それがうまくいかなかったとしたら、あなたの責任は放棄したことになり、それどころか彼らとの兄弟関係も絶たれることになる。なぜなら、預言者ノアは、自分の子供と一緒に箱舟に乗るまで世界が沈んでしまうことを待ってもらおうようアッラーに乞うたが、アッラーは「あれは汝の子供ではない」とおっしゃったではないか。あなたが責任を放棄し、兄弟関係を絶つ決断をする前に、宗教とは訓示であることを思い起こしながら、兄弟に対し明確かつ誠実に教え諭さなければならない。

Q.185 (019-03)

私は雇用労働者で、朝出勤し、午後に帰宅します。周知の通り雇われの身なので、礼拝ができないことが時々あります。仕事のせいで礼拝をする時間が取れないからです。

A.185

ここシンガポールという忙しい都市で雇用労働者として働いている人々が、礼拝の時間が取れない状況というは皆同じである。しかし、忠実に義務を果たす人々は、どの時間帯の礼拝も余す事なく果たす。昼食をとるため外出した際も、食前あるいは食後だろうとズフルの礼拝を行い、退勤後にアサールの礼拝[物の影が本体と同じ長さになった時から日没までに行う礼拝]をする。礼拝は必ずしもモスクで行う必要はなく、職場でもどこでも行うことに問題はない。また、非イスラム教徒の雇い主は、普通相手の宗教に対する信心深さを尊重する。この質問に関しては、その人自身が置かれている状況にもよるだろうが、たとえ時間的余裕がなかったとしても礼拝は5分とかかからないのだから、時間を作ることができるはずである。

Q.186 (019-04)

芝居を上演し、その芝居の料金を徴収したら、法的にはどうなりますか。

A.186

芝居自体は禁止ではない。禁止なのは、よく芝居の中で見受けられるように、芝居のなかで信仰を持つ者たちがいつも男女で交わり、また女性が男装をし、男性が女装をし、それを大勢の観客に見られることである。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「アッラーと来世を信じる者(男)は誰であれ、近親者

が同伴していない女と二人きりになってはならない。そこには3人目として悪魔がくる」(アーマッドの伝承による真正ハディース)

アッラーは次のような啓示をされている。

「男の信者に(女性から)目を伏せて陰部を守るように言ってやりなさい。女の信者にも言ってやりなさい。(男性から)目を伏せて陰部を守り、露出している部分の他は、体を見せてはならないと」¹⁶⁾。

これに関する文言は他にもいくつかあり、芝居の状況を見ると次のことが言える。芝居では美しい女性を目にしてしまうことは避けられず、演じている信者たちは近親者ではない。よって、コーランやハディースに明記された禁止事項に抵触することになる。そこから得た金は、反逆によって得た収入、すなわち禁止された行為によって得た収入である。

Q.187(019-05)

マレー語の書き言葉として雑誌や新聞の中で使われるジャウィ文字の綴り方が統一されていないのはなぜですか。

A.187

昔のマレー語の書き言葉の綴りは大抵同じだった。なぜなら、書く時に符号として線を付していたからである。しかし、その後現在のような方法に変化し、人々が各々符号の文字を足すようになったが、それらはまちまちであった。綴りを統一できないもう一つの大きな要因は、ここマレー半島において綴りの教え方が統一されておらず、学ぶ人たちにそれが広がったからである。綴り方の本を出版する学者らもいたが、そうした人びとの精を込めた仕事は関心を持たれなかった。

Q.188(019-06)

(事前に示し合わせて)人々がフィトラを互いに施し合うことは合法ですか。

A.188

友人にフィトラを払い、その友人が今度は自分に払う、ということは往々にして起こることだと言われている。彼らはザカートの受け取りが許される人々ではな

い。コーランの「改悛」の章第60節¹⁷⁾に、神が定めたザカートを受け取ることが許される人々について記されている。それは、1)貧者、2)困窮者、3)喜捨を徴収して管理する者、4)改宗者、5)奴隷(解放のための身代金など)、6)負債者、7)アッラーの道に奉仕する者、8)旅行者である。

イブン・マージャの伝承によるハディースや、その他数多くのハディースの中で使徒ムハンマドは貧困者にザカートを最優先で与えると記されており、したがって、もしフィトラを受け取る人が上記の分類に含まれていないならば、そのザカートは違法である。加えて、人がフィトラを施す際に、受取手が与え手に返し返すことを約束する行為は当然違法であり、それはイスラムの教えを弄ぶ行為と見なすことができる。

Q.189(019-07)

スランゴール州のマス・カウイン[mas kahwin:結婚に際して、新郎が新婦に支払う婚資]の慣習では、初婚の花嫁に対しては44ドルで、未亡人に対しては22ドルですが、これは他の州でも同じですか。

A.189

婚資金に決まったレートがあるわけではない。使徒ムハンマドは、婚資金の代わりとして妻にコーランを教えるよう命じたことがあった。婚資金について、額を定める文言はない。よって、他の場所では事情が異なると思われる。

Q.190(019-08)

近頃は銃で鳥を撃つ人がとても多すぎるようですが、銃で撃ち落とした鳥がまだ生きている(羽をばたつかせている)うちに屠殺できた場合、それを食したら法的にはどうなりますか。

A.190

もし銃で撃ち落とした鳥がハラルの動物で、まだ生きている内に屠殺できたら、食してもよい。ウラマーらは次のような判断をしている。銃で鳥を射ち落とすことは、鋭利な武器で倒したと見なされ、「アッラーの御名において」と唱えながら撃ったならば、撃ち落とした鳥を食すことは許される。なぜなら、それは狩りの獲物と同じだからだ。

16)「お前(マホメット)男の信仰者たちに言っておやり、慎みぶかく目を下げて(女をじろじろ眺めない)、陰部は大事に守って置くよう(不倫な関係に使わぬよう)、と。[中略]それから女の信仰者にも言っておやり、慎みぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分はしかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう」(井筒俊彦訳『コーラン』(中)第24章「光り」第20節、第21節)。

17)「(集まった)喜捨の用途は、まず貧者に困窮者、それを徴収して廻る人、心を強調させた人、奴隷の身受け、負債で困っている人、それにアッラーの道(回教の伝播活動)、旅人、これだけに限る」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第9章「改悛」第60節)。

Q.191 (019-09)

コーランの中には「ミッラ」と「ディーン」のふたつの言葉が出てきますが、その違いは何ですか。

A.191

「ミッラ」と「ディーン」は両方とも「宗教」を意味する言葉である。しかし、わずかな違いがある。「ディーン(アル=ディーン)」の方はより広い意味を持ち、慣習、法、道、統治、信心深さ、報いなどの意味がある。

Q.192 (019-10)

「あたかも永遠に生きるかの如くこの世は存在し、あたかも明日死ぬかの如く来世はやってくる」というハディースの意味は何ですか。

A.192

このハディースの意味と目的は以下の通りである。イスラムの教えでは信者に死ぬよう命じること是一切ないことは明白である。イスラムの教えは各々の信者に、一切手を抜いたり怠ることなく必死に現世の幸福を追求するよう命じている。なぜなら、現世での位の高さや収入は来世にも幸福をもたらすことになるからである。まるでゴールを目指すランニングのようである。最後の場所へと至るために、その道程で利益を追求しなければならない。すなわち、アッラーが創造したこの世界で、アッラーが与えし富を追求するために一生懸命働き、努力するのである。そしてその富によって同胞に善行を施し、来世の蓄えのために、来世まで恩恵が与えられる善行を手広く施さなければならない。それは来世においても永遠に救いをもたらす善行ある。アッラーから恵みを受け取ったら、明日にも死ぬかもしれぬことを自覚し、それによってアッラーを恐れなければならない。現世における努力によって得た収入は皆、単なる借り物に過ぎず、もし善行を施せば、その人物に利益がもたらされ、もし悪い行いをすれば、その人物に破壊がもたらされる。アッラーを除いては人間がいつ死ぬかは誰も知る由がない。ゆえに人はアッラーの僕となり、命令に忠実に従い、進んで善行を誠実に積んで恩恵を願うのである。なぜなら、死は今にも、あるいは明日にでも訪れる。いつか死ぬかは誰にも分からない。

Q.193 (019-11)

預言者のハディースでは、終末に預言者イエスが降臨するとされていますが、その後どうなるのでしょうか。コーランには、預言者ムハンマドが最後の預言者であ

り、その後続く預言者または使徒は誰もいないと記されているからです。

A.193

彼の預言者や使徒としての地位は変わらないが、その時彼は自身の宗教をもたらすのではなく、単にイスラム教に帰依するだけである。聖なるコーランに記されているように、預言者ムハンマドの後に続く預言者や使徒は存在しない。これまでに、新しい宗教をもたらしたのは預言者や使徒らであるが、その高い位はアッラーによって任命された。

時折耳にするように、預言者ムハンマドの時代後に預言者を自認する者が現れる。彼らは皆サタンによって任命された者たちである。なぜなら、彼らは悪魔と同族だからである。

■第20号 [Qalam 1952.3: 39-40]

Q.194 (020-01)

異教徒の霊の冥福を祈ることは法的にどうなりますか。

A.194

アッラーは次のように啓示された。

「彼らのうち誰が死のうと、決して祈ってやってはならない。またその墓に佇んではならない。なぜなら、異教徒はアッラーと使徒に背き、不信者として死んだのだから」(コーラン「改悛」の章第84節)¹⁸⁾。

この節から、上記のことは禁止に他ならないことが分かる。

Q.195 (020-02)

なぜ礼拝の捧げ方は、直立して、両手を膝に置き、前かがみの姿勢になり、そして座ってひれ伏すのですか。

A.195

そのような礼拝を捧げる動作は、天使ガブリエルが使徒ムハンマドに教えられた方法である。それはひとつのイバーダートであり、教えられたものから追加したり減じたりしてはならない。これに関していくつかの見解がある。こうした動作はアッラーがこの世界で創造し給うた人間の自然の姿に則った方法である。そして人間は完璧であるゆえ、礼拝を捧げる動作はその完璧さに従って行わなければならない、というものである。しかし、これはひとつの意見に過ぎない。礼拝の捧げ方を変更したり疑問を呈したりすることなく、使徒ム

18)「また、あの者どもの誰が死のうと、決してその冥福を祈ったりしてはならぬ。その者の墓に足を止めてもならぬ。彼らはアッラーと使徒に背き、不信心者として死んだのだから」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第9章「改悛」第85節)。

ハンマドが教わった通りに行わなければならない。このようなことは他の世俗に関する事柄と一致しない。

Q.196 (020-03)

なぜ我々マレー人は商売に対して意欲を持ってないのでしょうか。

A.196

大きな要因は、おそらく仕事を楽に行おうとするからである。彼らはあまり努力しようとせず、多くの人は自分の力と努力を信じようとしないし、意志が弱く自分の力に自信を持ってない。

Q.197 (020-04)

マレー人の女性がガウンを着たら法的にはどうなりますか。

A.197

イスラム教では着衣の種類や形に関する定めはない。しかし、イスラム教は時や場所に依拠して見せてもいい、あるいは隠すべきアウラを定めている。より詳しくは、『カラム』第10及び11号のコラム「女性の権利と自由」を読んで頂きたい。その中でより明確な回答を得られるだろう。

Q.198 (020-05)

ハラルの素材から作ったものとしても、酒がイスラム法で禁止されているのはなぜですか。

A.198

なぜ酒が禁止されているかという、酔いを引き起こし、それによって人は常識を失い、人間の性質を動物的に変えてしまうからである。人は抑えがきかなくなり、悪行に至るかもしれないと考えられる。それゆえ酒は全ての悪行の源と言われるのである。ハラルの材料から作られたとしてもその状態が変化するゆえ、禁止となるのである。

Q.199 (020-06)

金曜日にモスクで安息香やそれに似たようなものを焚くことは、使徒ムハンマドあるいは教友らの時代に行われていましたか。

A.199

我々が知る限りそのようなことは行われたことがない。金曜日に命じられていることは、礼拝の義務を果たすために清潔な服装にし、例えば玉ねぎのような食すと身体が臭くなる物を食べないことである。悪臭

は、金曜の礼拝を共に行っている仲間やモスクに集まる人たちに不快感を与えるからである。

Q.200 (020-07)

“Yang Maha Mulia” (最も高貴な) という言葉よりもっと高貴さを表す言葉はありますか。

A.200

“Yang Maha Mulia” という言葉は、とても高貴な、あるいは最も高貴な、という意味であり、最上級の言葉で、それより高貴な人はいないことを意味する。ゆえに、他にもないアッラー (至高なる讃えられるべきお方) に対してのみ使われるべき言葉だとする意見もある。一方で、英語で “Highest Highness” に相当する、王に対して使われる言葉と捉える意見もある。我々の意見では、“Yang Maha Mulia” よりもっと高貴さを表す言葉はない。しかし、イスラムの教えからすると、信心深さの優劣を除き、アッラーの前では信者の中に「より高貴な人」は存在しない。

Q.201 (020-08)

「サイイド」一族とは、どのような出自の人々ですか。

A.201

一般的に知られるところでは、昔はサイイドとはアリー・ビン・アブ・タリブの子孫で、その内使徒ムハンマドの娘ファティマとの間にできた子供の子孫のことであった。この家系は、一般的には現在まで途絶えることなく続く直系の系譜を持ち、したがってアラブの国の地域では、サイディーナ・アリーの子孫であるアルハサンとアルフサインの子孫として知られている。しかしその後、元々の単語の意味に従って「主人」という意味として使われるようになった。このため、とりわけインドネシアにおいて論争が巻き起こった。預言者ムハンマドの子孫ではない人たちが名前のサイイドの称号を使い始めたことで、サイイドをひとつの家系を示す言葉として位置づけることができなくなったのである。しかし、アリー・ビン・アブ・タリブの子孫であろうと人々の間に差別はない。なぜなら、イスラムは同胞関係を基礎としており、その関係性は平等を原則としている。よって、出自による「カースト」(優劣) は存在しない。神の前では、信心深さの度合いで人の優位性は決まる。信心深さとは、現世であれ来世であれ、アッラーの道への奉仕を意味する。高貴な血統の出身だとしても、悪行をなし、背信行為を行えば、他の人たちと変わらない罰がくだされる。逆もま

た然りである。

Q.202 (020-09)

カディなどの証人が不在の状態、異教徒が二つの信仰告白の言葉を唱える〔改宗する〕ことはイスラム的に合法ですか。

A.202

合法である。あなたのところへひとりの異教徒がやって来てイスラム教に入信したいと言ってきたら、あなたはそれを知った時点ですぐさまその人物に二つの信仰告白の言葉を唱えるよう教えなければならない。それにより、その人物は直ちにあなたの同胞となり、あなたの保護のもとに入る。あなたの新しい同胞が真のイスラム教徒になるよう、その人物にイスラムの教えを授けることはあなたの義務である。

■第21号 [Qalam 1952.4: 15-18]

Q.203 (021-01)

礼拝などのアッラーの命令を実行しない人に対してサダカを施すことは法的にはどうなりますか。

A.203

イスラム教徒にとって望ましいサダカとは、貧しい人や困っている人たちに施すことである。それにより、困窮者の生活に余裕ができ、楽しく喜ばしい生活を送れるようになる。イバーダートを行おうとかならうと、どのような一族に対しても分け隔てなく、必要としている人たちにサダカを施すようイスラム教は命じている。いくつかのコーランの節やハディースの中で、我々信徒がサダカを施し、寛大な心を持つよう奨励しているが、イバーダートを行わない人に対するサダカを禁止するような文言はひとつもない。それを受け取ることで彼らがアッラーの有り難さを理解し、最終的にはアッラーへの命令に従って残された勤めを果たすよう心を動かすことを期待してのことである。

明らかに我々の敵になると思われる異教徒に対してもサダカを施すことは許されている。これに関して次のような伝承がある。

「預言者の幾人かの教友らが質問した。『我々と同じ宗教を信じない者に対してもサダカを施すことは許されますか』その時、次のようなアッラーの啓示が降りた。『彼らを(正道に)導くことは汝(使徒)の責任ではない。だが、アッラーは御心にかなう者を導き給う。汝らが施す良きものは自分のためになる。汝らが施しをするのは、アッラーのお喜びを願うからである。汝らが

施したものは、完全に報いられる。決して不当に扱われることはない』(コーラン「牝牛」の章第272節)¹⁹⁾。

この節から分かるように、異教徒を導くことは我々の義務ではない。なぜなら、それは我々の仕事ではないからだ。アッラーはただ、異教徒にアッラーの命令と禁止を伝えるよう命じているだけである。人に施しを与えるのは、我々自身の報いのためである。アッラーからの報酬を得るため以外は、施しをしてはならない。そうすれば、やがてイスラムに改宗することを期待して異教徒に施すサダカであろうと、どんな施しに対してもアッラーは当たり前のように報いて下さるだろう。

こうしたことから、ウラマーらは次のような解釈をしている。異教徒に対するサダカは推奨されるサダカであり、ザカート・フィトラやザカート・ハルタのような義務的なサダカではない。しかし、このウラマーの解釈の根拠となる明白な宗教上の文言はない。その上、イマーム・ハナフィーはザカート・フィトラを異教徒に施してはならないとしている。しかし、異教徒に対するサダカを明確に禁じる定めはない。だからといって、異教徒に対するサダカの方がより重要というわけではない。それは全く違う。我々は以下のことを自覚しなければならない。我々は貧しく、あらゆる点において欠乏している状況にある。世界に誇れるような発展をしておらず、それはイスラムの遅れを示している。他の誰かが自分を助けてくれるわけではない。よって、他の誰よりもまず先に我々に対してサダカを施すべきである。

Q.204 (021-02)

インドネシアやエジプトなどのイスラム諸国では、外国から使節が訪れた時、たいいていウェルカムドリンクを提供します。その際、どのような飲み物が出されますか。また、イスラム教においては法的にはどうなりますか。

A.204

外国人であろうと、来賓をもてなすことが望ましい。イスラム教徒にとって訪問者に敬意を表すことは義

19)「何もお前(マホメット)がー々みんなの手を引いてやることはない。アッラーが御心の向いたものを自由に導いて行き給う。とにかく汝ら(一般の信徒に向い)大切なものをひとに恵んでやれば、結局は自分の身のためになる。アッラーの(嘉し給う)御顔が見たいばかりに施しをするのであってみれば。そして汝らが自分の大切なものをひとに恵んでやれば、それだけ充分にお返しが来る。決してひどい目にあうようなことになりはしない」(井筒俊彦訳『コーラン』(上) 第2章「牝牛」第274(272)節)。

務である。使徒ムハンマド自身もユダヤ人が訪問した際、座っていた場所から立ち上がり、彼らを歓迎した。現在におけるイスラム教にもとづく諸国とは、おそらくパキスタン、サウジアラビア、そしてイエメンである。我々の知る限り、パキスタンでは外国人をもてなす飲み物として酒を出すことはない。インドネシアとエジプトは、その住民のほとんどがイスラム教徒であるが、イスラム教に基づいた政治を行っているわけではない。そのため、なにかが起ったとしても、イスラム国家の位置づけとしてそれを判断することはできない。

Q.205 (021-03)

アリは、もし自分の子供の病気がよくなったら、聖母マリアの家に一皿のプルット・クニン[黄色く色付けた糯米]と一羽の鶏を供えるつもりでいると言っていました。例えばもしそれを行う前に子供の病気が突然治ったとしたら、そう彼が信じていたことは法的にはどうなりますか。

A.205

アッラーは次のような啓示をされている。

「人々の中には、アッラーをさしおいて色々な偶像などを神として崇め、まるでアッラーにでも対するかのような愛を注ぐ者がいる。しかし、本当の信仰をもつ人たちのアッラーに対する愛は、はるかに熱烈である」(コーラン「牝牛」の章第165節)²⁰。

コーランを解釈する学者によると、偶像とは、全てを与えるアッラー以外に祈願の対象となる人や物のことである。上記の節によれば、アッラーを信仰する者が他の対象に願い事をして、その者は多神教徒と見なされることはない。しかし、アッラー以外のものに祈願し、それだけを信じる者は多神教徒とみなされる。イスラム教の教えによれば、多神教徒とは、全てを与えるアッラーをさしおいて、病気を予防したり、喜びや幸せを得られるよう他の対象、すなわち墓、教師、神秘的な場所などに助けを求めるものことである。

Q.206 (021-04)

マラヤやインドネシアの映画スターは礼拝や断食などといった宗教の道を厳守していますか。

20)「それなのに或る人々はアッラーをさし置いているいろいろな偶像などをかつぎ出し、まるでアッラーにでも対するような愛をそれに注ぐ。しかし本当の信仰をもつ人たちのアッラーに対する愛ははるかに烈しい」(井筒俊彦訳「コーラン」(上) 第2章「牝牛」第160(165)節)。

A.206

我々が知る限り、大半の映画スターはそのような事柄を厳守していない。いたとしても、我々の知る限り100人に1人である。それどころか、役者たちの仕事は、とりわけ男女の交際に関するイスラム法の重要な部分に違反している。

Q.207 (021-05)

もし金曜の集団礼拝を行う際にモスクに集まった人数が、例えば12人など、40人あるいは41人に満たない場合、40人未満で金曜礼拝を行うことはできますか。金曜礼拝の義務を果たしていますか。

A.207

金曜礼拝は40人以上で行うことが義務であると判断しているのは、シャーフイー学派だけである。あるハディースには次のように記されている。

「カーアブは伝えている。マーリク・ビン・アナスは言った。預言者ムハンマドが来る前、我々の中で初めて金曜の集団礼拝を行ったのは、メディナのナキー・アル＝ハドマ(メディナ近郊の町)において礼拝を行ったサアド・ビン・ザララであった。そこで私は尋ねた。『その時の人数はどれくらいでしたか』彼は答えた。『男性4人です』」

これは、アブー・ダウードやバイハキなどによる真正なイスナード(伝承経路)によるハディースである。この他にも、イブン・マージャやイブン・ヒッバーンによって伝承されている。しかし、このハディースは純粹ではないとする意見もある。他の意見では、上記のハディースは礼拝に何人参加したかという質問に対して40人と回答しただけ、つまり単なる問答に過ぎず、説明ではないという。

もうひとつ、ウマル・イブン・アルハッターブがバーリーンの住民に対し、彼らがいるどこの場所でも金曜の集団礼拝を行ってもよいとする手紙を書いたという伝承がある。この考えでは、コーランやハディースの中に定まった指針がないため、40人に満たなかったとしても金曜の集団礼拝を行ってよいとされる。

Q.208 (021-06)

オーストラリアより大きな国では開催されていないにも関わらず、なぜオーストラリアでスカウト・ジャンボリー[ボーイスカウトのキャンプ大会]、ガールスカウトが行われているのでしょうか。

A.208

我々が知る限り、スカウト・ジャンボリーは一カ所だけで行われているわけではなく、スカウト組織の会長たちの合意の下に、いつも違う開催地で行われている。

Q.209 (021-07)

メッカは発展しておらず、人間が暮らすにはあまり快適な場所ではありません。インドやパキスタンなどといった他の国の方がより肥沃で、より繁栄し、より快適ですが、メッカにカーバ神殿を建立された神の英知とは何ですか。

A.209

我々の判断では、使徒ムハンマドによってもたらされた歴史を見ると、その国でイスラムの啓示が降りた理由は、そのような最低限の状況に置かれた人間が実行すべき法を築くためである。例えば水の問題について、もし我々の国のような土地で水に関する法が築かれたら、メッカのような乾燥した国々ではどうなるのだろうか。このため、水の法のすべてをみれば、それがいかに完璧にできているかがわかる。他のことについてもみてみればよい。我々の見解では、それこそまさにそこにカーバ神殿が建立された神の英知である。

Q.210 (021-08)

例えば、ある人物が亡くなると、その日は埋葬するまでコーランを読みズィクル[神の名を唱えることで神を賛美すること]をし、料理を作り、話をしながら夜を待ちます。これはは預言者ムハンマドや教友らの時代に行われましたか。

A.210

伝承をみる限り、預言者ムハンマドによって行われたことはない。生きている者が死者のためにズィクルやコーランを読み上げたとしても、それは死者には届かず、これは全く無駄な行為である。使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「人間が死んだ時、その善行は次の三つを除いて、そこで中断される。その一つ目は、宗教上の施し、二つ目は人の役に立つ善行、三つ目は死者のために祈りを捧げる品行方正な子供である」(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

このハディースの意味は、死亡した者は上記三つ、すなわち他人の努力によってではなく、自分の努力によって生じたこと以外は善行を積むことができないということである。

アッラーは次のような啓示をされている。「人間は自分が努力したこと以外、報酬を得ることはできない」(コーラン「星」の章第39節)²¹⁾。

アッラーの啓示をもうひとつ挙げる。「終末の日、拷問を少しでも受ける人間はいない。汝の行ったことの他は、報いを受けることはない」(コーラン「ヤー・スィーン」の章第45節)²²⁾。

こうした文言からはっきりしていることは、自分が努力したこと以外で得ることはできないということである。そして、自分の罪を他人に償ってもらうことを可能と示す言及はない。使徒ムハンマドや教友らがこうした行為を行ったとする文言や伝承も存在しない。また、例えばコーランの「開端」の章を繰り返し読み上げることによって自分の罪が消える、あるいは他人に赦しをもたらすという宗教的文言はない。

子供が父親のためにコーランを勉強すること、また生きている者が死者のために喜捨を施すことを許すハディースは存在するが、このハディースは真正ではないと見なされている。なぜなら、上記の様にコーランで十分に明示されている内容に反するからである。

Q.211 (021-09)

コカ・コーラとペプシ・コーラにはアルコールあるいは人を酔わす材料が混ざっているという噂ですが、これは本当ですか。

A.211

これは、これらの飲料に何が含まれているかを特定する当局による検査を必要とする問題である。もしこの飲料水の生産者に質問したとしても、上記の質問内容が本当かどうかを判断するための十分な回答を得ることはできないだろう。

コカ・コーラやペプシ・コーラがとても人気なエジプトにおいても、この問題は物議をかもしているようである。なかにはこの二つの飲料が豚の成分や酔わす液体が混ざっていると言うものもあり、この二つを禁止するウラマーたちまで出てくるに至っている。こうした事情により、アズハル大学ファトワ評議会に次から次へと質問が寄せられた。それにより、アズハル大学は次のようなファトワを出した。

「(全宇宙の支配者アッラーに讃えあれ。そして預言者、

21)「人間はそれぞれ自分の努めた分だけが点になる」(井筒俊彦訳「コーラン」(下)第53章「星」第40(39)節)。

22)「『さ、今日こそは、誰一人不当な扱いされる心配はない。お前らの受けるのは全部自分のしてきたことの報い』」(井筒俊彦訳「コーラン」(下)第36章「ヤー・スィーン」第54節)。

その家族、そして教友らに平安あらんことを)

アズハル大学のファトワ委員会には、ペプシ・コーラとコカ・コーラに関する多くの質問が寄せられた。彼ら質問者が言うには、既にこれらを禁止するファトワも出ていると主張する。なぜなら、ペプシ・コーラには豚から抽出したエキ스가含まれており、一方コカ・コーラには人を酔わす成分が混ざっているからだという。

これらの飲料の原材料に関する「保健省当局」の調査結果、すなわち当局による製造工場の検査結果を吟味するまでは、同委員会はファトワを出さないという判断を下した。その後、委員長が保健省の調査結果を受け取ったが、その内容は次の通りであった。『製造工場を調査した当局がコカ・コーラとペプシ・コーラの液体を分析したところ、次の見解に至った。それは、これら二つの飲料は人を酔わす液体あるいはアルコール、または豚から抽出した「ペプシン」を含有しておらず、また、人々の健康を損なう材料も含まれていないということである』。

この結果から、これら二つの飲み物の中に禁止となる要因が含まれていないことが明らかとなった。禁止になる要因とは、人を酔わせ感覚を失わせる、不浄もしくは人びとの健康を損なうものである。検査の結果、二つの飲料からは上記の成分は見つからず、豚から抽出した不浄な含有物存在しなかった。ここから分かるように、イスラム法の判断によればそれらは禁止ではない。

「こうした解説を受けて、委員会はコカ・コーラとペプシ・コーラは禁止ではないと判断した(アッラーが最もご存知である)」(アルファトワ委員会委員長ムハンマド・アブドゥル・ファッタ・アルアナニ、エジプト、イスラム暦1370年12月21日/西暦1951年12月23日)。

上記の解説で質問者、そして読者が満足できたことと思う。

■ 第22号 [Qalam 1952.5: 29-32]

Q.212(022-01)

共産主義思想に従うイスラム教徒は宗教をもたないとは本当でしょうか。

A.212

周知の通り、共産主義の思想と行動は単に物質主義に基づいたものであり、それ以外の信仰を持たない。彼らの規則では個人の権利は認められないが、イスラム教はそれを認めている。イスラム教は神の存在を原則としているが、共産主義者は神の存在を信じない。彼らの考えによれば、神とは人間がつくったものに過ぎない。よって、共産主義の思想に真に従う者は、イスラ

ム教徒ではなく、神の存在を否定する思想を持つ背教者である。

Q.213(022-02)

女性が礼拝の際に白いトゥルコン[イスラム教徒の女性が礼拝するときに身体を覆う着衣]を着るのはなぜでしょうか。違う色のものを着ることはできますか。

A.213

許される。何色を着るかは関係なく、礼拝の際に求められるのは、定められたアウラを隠すことである。

Q.214(022-03)

ムスリムの男女に対し知識の追究を義務とするハディースの意図について説明して下さい。追究すべきものとは、現世に存在するあらゆるものに関する知識でしょうか。もしくは来世につながる知識でしょうか。ムスリムの男女は、現世に関する知識だけ追究すれば、義務を果たしたことになりますか。

A.214

使徒ムハンマドはおっしゃった。

「あたかも永遠に生きるかのように、現世における生活の知識を追究しなさい。そしてあたかも明日死ぬかのように、来世のための知識を追究しなさい」

ここで明らかのように、人々は現世と来世の知識を学ぶことが求められる。現世では、人間が神から与えられた喜びを享受するためである。来世の幸福のための蓄えとして、現世において常に働き、努力するのである。働くにあたっては、アッラーの命令に忠実に従わなければならない。すなわち、来世まで利益をもたらす善行を行い、喜んでサダカをするなど、来世での幸福につながる善行を誠実に実行しなければならない。しかし、もし単に現世の知識のみを追究したならば、将来における現世の利益を忘れたことになる。それゆえ、イスラムでは両者の追求が求められており、我々の見解では、現世の知識のみを追究し、来世の知識を一切追究しないなら義務を果たしたとは言えない。

現世の生活と来世の重要性を理解する例として、エジプトの組織であるムスリム同胞団は団員に対する規則を作った。ムスリム同胞団の団長故シェイク・ハサン・アルバンナは次のような考えを提案した。まずは村落に出入りし、村民と共に過ごし、寝起きを共にする。そして夜中に彼らと共に起き、タハジュート[夜の礼拝。1日5回の定められた礼拝には含まれない]の祈りを行う(同じ真夜中の静寂の中、自分の創造主に

近づくため)。その後、夜明けの礼拝を行い、コーランを読む。そして夜が完全に明けたら、彼ら自身の健康のために運動をする。その後は、アッラーの創造したこの世界で、宗教を守るために稼ぐことに励む。なぜなら、もし来世のためだけに働くのであれば宗教は減びるからである。同様に、現世のためだけに働いたとしたら宗教は取り残される。それは、神の喜びを得ることを期待しながら現世の生活の中で、与えられた栄光に対し、神に感謝する時間が全くないことを意味するからである。

知識をもってそこへ向かわなければ、そのすべてを得ることができないし、完全なものにならない。

Q.215 (022-04)

しばしば若い男性同士で陰部をもてあそぶ行為が見受けられますが、これは女性との姦通行為と同様の状況であり、性欲の解消を目的とした行為と言えます。よって、彼らのこうした行為は姦通罪と同様の法が適用されるでしょうか。

A.215

聖なるコーランの中でアッラーが啓示された歴史の伝承を注意深く読めば、それはアッラーによって呪われる行為であることが分かるだろう。また、男女間の姦通よりも邪悪で恥ずべき行為である。預言者ロトの時代、使徒の信者たちが男性同士、女性同士がそのような行為を行っていた。それを呪ったアッラーは、彼らに大災難をもたらし、街ごと沈めるに至った。アッラーのこうした報復措置を見れば、そのような行為は激しく呪われ、厳しく禁じられていることが分かる。こうした行為は絶対に避けなければならない。

Q.216 (022-05)

すべてのザカートをあらゆる橋や道路の修繕に使い、受け取ることができる人たちに払おうとしなかった場合、そのような行為は法的にはどうなりますか。

A.216

本誌でいつも言及しているように、ザカートを受け取る権利があるのは八つの集団である。それ以外は権利がない。使徒ムハンマドの時代、イスラム社会から貧困をなくすため、ザカートはまず貧者に優先的に分配された。なぜなら、多くの人が貧していると、その生活はますます悪化し、多くの彼らの感情や心がアッラーに対する信仰から離れてしまうからである。ゆえに、人間を悲惨な生活から解放する目的を満たすために

ザカートを整備することが非常に重要だということ、現在の人々は認識している。

道路や橋はその中に含まれておらず、もし人が(個人的に)割り当てられたザカートの支払いを道路や橋に充てたなら、我々の見解からすればそれは違法である。また、国内にまだザカートを必要としている八つの集団が存在する中で、もしザカートの徴収者がザカートの支払いをそこに費やすとしたら、その人は報いを受けることになる。なぜなら、国内の八つの集団、とりわけ貧者や困窮者の権利を奪うことになるからである。

また、我々の見解では、インド系の人々のように国外にザカートを送ったり、自分たちの祖国にザカートを送金し、自分が生活の糧を得ている場所で起きている貧困を放置することは違法である。彼らは国内の人々の権利を奪うことになる。

Q.217 (022-06)

1951年2月9、10、11、12日にカラチで開催された世界イスラム会議において、代表者らの間では何語が使われていたのでしょうか。

A.217

我々の知る限り、彼らはそれぞれ自分たちの言語を使用した。インドネシアの代表はインドネシア語で話し、それをアラビア語に通訳した。その他の国の代表もまた同様である。長い討論においてシンガポールの代表により、より密にまとまるために媒介言語をアラビア語のみにすることが提案された。この提案は広く受け入れられたが、現在の状況ではそれぞれの言語を尊重することとし、いずれアラビア語が媒介言語になることを期して各国が体制を整える努力をすることとなった。将来アラビア語のみが媒介言語となることが期待されている。

イスラム世界の共通言語をアラビア語とするために、パキスタンが最初に対策を講じた。パキスタン国内でアラビア語の使用が支援され、当地における英語のように、第二言語として各学校でアラビア語の教育がされている。

Q.218 (022-07)

あるイスラム教徒が血液の不足により重病に陥り、医師が病院に保管されている血液を輸血せざるを得ない状況になりました。その際、輸血される血液はイスラム教徒のものでしょうか、あるいは異教徒のものでしょうか。

うか。患者は、善行を積む際、清浄な状態で行ったと見なされますか。

A.218

イスラムの教えでは病人の命を救うために尽力すべきとされている。もし命が危険な状態にあったなら、死の危機から救う方法を模索しなければならない。方法が他にない場合は、一定の条件のもとで不運に見舞われた者たちの命を救うために禁じられた食品を食べることをコーランが許していることに照らし、ウラマーは(医学的に認可されれば)必要としている患者に輸血することを許可している。異教徒の血を輸血されたとしても不浄をもたらされるわけではなく、またその人物が行ういかなる善行に対しても禁止事項はない。なぜなら、善行は人の心と誠実さからくるものだからである。

Q.219(022-08)

イスラム教徒の女性が、キリスト教徒のユーラシアン男性と一緒にいました。彼らは結婚をせず、改宗せずにそれぞれの信仰を守りました。その女性が死亡した場合、イスラム式に埋葬をすることは可能ですか。

A.219

可能である。

Q.220(022-09)

これは最近起こった事例ですが、あるイスラム教徒の女性が改宗するために裁判所を訪れ、裁判所はシャリア法廷[イスラム法に基づく裁判所]に問い合わせをしました。シャリア法廷はその女性が改宗していなければこの件の取消しを行うことはないという回答でした。この場合、シャリア法廷などの宗教を監督する人々は法的にはどうなりますか。

A.220

シャリア法廷の回答は適正である。なぜなら、イスラムの信仰を放棄(棄教)するのはその人自身が決めることだからである。信仰は個人の気持ち次第である。もし自ら望んで背教したならば、それは自分の判断次第であり、他が強要することではない。イスラム教は、アッラーの偉大さと平和を信じ、人類への手引きとして神が啓示したコーランとハディースを信じるよう、論理的な根拠に基づく説明と判断を信者やその他の者に示すだけである。全能の神アッラー(至高なる讃えられるべきお方)の存在の証を示すため、目の前に広がる出来事を自分の目で見て、自分の耳で聞き、自

分の五感で感じて考えるよう神は命じている。また、使徒ムハンマドが信徒に示した言動の全ては、正常な理性で考え、受容できるものである。

ここで明らかなのは、信仰するかどうかは各個人次第であり、信仰心を持ち、宗教に対して責任を感じる人々は、信徒やその他の人々に対し合理的で受容できるような方法で説かなければならない。例えば、なぜ礼拝が命じられているのか。その英知と利点は何か。ドア・イフティータ[礼拝開始の祈りの言葉]を読誦することを命じられているが、その指針はコーランとハディースのどこにあり、それに対する説明は何なのか。また、それに盲目的に従ってもならない。例えば、あれこれ読むよう命じられ、中にはドドア[逸脱]などが見受けられるにもかかわらず、それに対する問答もなく、また質問もできないというような状況であってはならない。人が信仰を放棄することを望む時、それを禁じる権限はどこにもない。できることはただ、合理的な説明を元に、宗教の有益さと完璧さを教え諭すことである。

Q.221(022-10)

ある人物が会社に入社した際、その会社の株をある一定量購入することが決められています。例えば、その事業の損益に関わらず、一株を1,000ドルで購入し、そこから毎月200ドルの「配当金」を得ることが決められていたといたら、法的にはどうなりますか。そのお金は利子と見なされますか。

A.221

商業上の投資が、もし損益に関係なく上記のような方法で利益を得られたならば、それは商売とは呼べず、明らかに利子である。

Q.222(022-11)

女性がコーラン学習の修了を迎えるときに月経中であつた場合、修了させるにはどうしたらいいですか。

A.222

多くのウラマーは、以下2つのハディースを根拠とし、月経中の女性がコーランを読むことを禁じている。

一つ目は次の通りである。

「イブン・ウマルは伝えている。預言者(彼に神の祝福と平安あれ)はおっしゃった。『大汚の状態の者、そして月経中の女性はコーランを読んでほならない』」(アブー・ダウード、ティルミズイー、イブン・マージャによる伝承)

二つ目は次の通りである。

「ジャバルは伝えている。使徒(彼に神の祝福と平安あれ)はおっしゃった。『月経または産後の出血中にある女性がコーランの一部を読んだ』」(カトニによる伝承)

しかし、これら2つのハディースは弱いとして、これを否定するハディース学者もいる。1つ目のハディースを否定する理由は、そのイスナード[ハディースの伝承経路]の中にイスマイル・ビン・アッバスという名があり、また2つ目のハディースのイスナードの中にはムハンマド・ビン・ファドヒルという、偽のハディースをでっち上げることで有名な人物の名が含まれているからである。

該当する説明が存在しないため、このウラマーたちは月経や産後の出血中の女性がコーランを読むことを違法とすることに對して否定的な意見を持つ。

■ 第23号 [Qalam 1952.6: 15-18]

Q.223 (023-01)

なぜ我々イスラム教徒は[ラマダン月の]27日の夜になるとランプの火を灯し、家の内外を明るくするのでしょうか。イスラム法で定められているのでしょうか。昔、使徒ムハンマドの時代に行われていたのでしょうか。

A.223

そのような行為が昔行われていたという記述はない。暗い夜道やモスク、家を明るくするために毎夜ランプに火を灯すことは不可欠だが、必要以上に行くことを浪費と言う。すなわち、それは金の無駄遣いであり、無駄な消費は罪である。イスラム法はそのような行為を命じていないし、使徒ムハンマドも同様である。27日の夜、あるいは通常21日から30日の夜にかけて行くべく命じられていることは、よりいっそうイバーダートに励むことである。

Q.224 (023-02)

例えばシンガポールでは、普通金曜の集団礼拝を最寄りのモスクで行い、その後にズフルの礼拝を行います。金曜礼拝が終わった後、ズフルの礼拝をせずそのまま帰宅した場合、その人物は法的にはどうなりますか。(同じような質問は他にも数多く寄せられている - 編者)

A.224

この質問に関しては、既に『カラム』第12号の中で詳し

く回答した。金曜の集団礼拝の後に続けてズフルの礼拝を行うことは明らかにビドアであり、それを果たさなかったとしても、何も罪はない。

Q.225 (023-03)

夫婦の離婚(タラーク)はイスラム教で許されていますが、至高なるアッラーはそれを憎まれます。何が問題なのでしょうか。

A.225

アッラーが夫婦の離婚(タラーク)を認めているのは、我々人間の理解に合わせたからである。人間の性質に従って、婚姻(生活の共有)関係を緩め、解消することが許可されているが、関係を絶つことは軽蔑される。なぜなら、我々の見解では、それは自覚と忍耐が足りていないゆえの行為だからである。とりわけ夫婦が大きな責任を負っている場合、すなわち子供がいる場合は、離婚は子供たちの生活と環境に影響を与える。ゆえに、家庭での平和な生活を築くためにはお互い主張しすぎず、許容し合い、相手を喜ばすことが望ましい。もし独身でいたら陥るかもしれない悪行を未然に防ぐためにも、結婚が奨励されるのである。

Q.226 (023-04)

近親者でないマレー人の男女が握手することは宗教的には合法ですか。

A.226

使徒ムハンマドは次のようにおっしゃった。

「私は女性とは握手しない」(マリーク、ティルミズィーとナサーイによる伝承)

アーイシャは伝えている。

「使徒(彼に神の祝福と平安あれ)は、彼にとって許されていない女性の手は一切触れたことがない」(ブハーリーとムスリムによる伝承)

許されていない女性と握手すること禁止するハディースは他にもいくつかある。使徒ムハンマドが女性を交えたアンサールの教友らと約束を交わす際、女性に対しては男性のように手を握ることなく、言葉で「忠誠の誓い」を表明した。

Q.227 (023-05)

マレー人指導者が率いる3政党、すなわちUMNO(統一マレー国民組織)、マラヤ独立党、PAS(全マラヤ・イスラム党)のうち、どこに入党したらいいと思いますか。

A.227

この質問に回答する前に、ここでまず説明しておきたいのは、三党のうち、組織と統制がきちんとしているのはUMNOだけだと思われることである。UMNOの党員はマレー人で構成されており、党則に則ってマレー人の権利を勝ち取るために常に戦っている。ゆえに、UMNOが三党のなかで最も有名だと思われる。残りの二つのうち、一つの党に関しては、その支持者の大半はマレー人ではない。その証拠に、その党の指導者がインドから帰国した時に行った公式演説の際、聴衆のほぼ100パーセントがインド人であったと伝えられる。このことからして、我が民族を代表する党からはほど遠いことが分かる。

一方、この質問が宗教という観点に基づいたものだとしたら、3党の宗教活動を見ると、彼らは宗教的実践から逸脱していると言える。その上、もし彼らのなかに(将来独立したときにイスラム法ではなく)他の法を採用する者がいたとしたら、彼らは異教、非道、そして大罪集団と見なされるだろう。コーラン「食卓」の章第41、45、47節や、その他数多くの節の中で、アッラーの下した律法以外は信仰してはならないことが示されている。

我々の指導者となる人物は、信仰心のある者の中から選ばなくてはならない。そうすれば、確実に勝利を得ることができるからだ。信心深い人物は、必ずアッラーの命令に従い、謙虚で、不信を抱くことはない。コーラン「食卓」の章第55節の中で次のような啓示がなされている。

「汝らの保護者は、神と預言者、そして礼拝に努め、喜捨を施し、ひれ伏し拝む信者たちのみである」²³⁾。

使徒ムハンマドはおっしゃった。「もし奴隷であっても、彼が啓典に従ってあなたたちを指導する限り、彼の言葉を聞き、彼に従いなさい」(アーマッド、ムスリムとティルミズイーの伝承によるハディース)

指導者に関して信徒に教示する節は数多くある。その内の一つは次の通りである。

「見よ、汝らは彼らを愛するが、彼らは汝らを愛してはいない。汝らは啓典の全てを信じている。彼らは汝らに会う時、『我々も信じている』と言う。しかし、彼ら仲間うちで語り合うときには、汝らに対して抱く敵意

23)「汝らの本当の伴侶はアッラーとその使徒と、それから正しい信仰を抱き、礼拝を欠かさず行い、定められた喜捨をこころよく出し、常に熱心に跪く(祈りを捧げる)人々を措いてほかにはない」(井筒俊彦訳「コーラン」(上)第5章「食卓」第60(55)節)。

の激しさに指先をかむ」(コーラン「イムラーン一家」の章第118節)²⁴⁾。

この他に、民族意識を基盤とした連帯を禁ずるハディースがいくつかある。そのひとつを挙げる。使徒ムハンマドはおっしゃった。「部族意識を煽り、またはそれを支持して無分別な集団の下で戦って殺された者は、ジャーヒリーヤの死に方をしたのである」(ムスリムの伝承による真正ハディース)

この他にも、その一族がアッラーの律法以外を法として定め、アッラーの教えを守るため以外に働くことをひどく嫌悪し、非難する文言が数多くある。以上の説明が、質問者にとってどの組織に入党するかを選手引きとなることを願う。我々はただ次のことを進言したい。すなわち、最善の勤めと努力とは、アッラーの教えを守るために働くことであり、それによってのみ成功が得られるということである。

Q.228 (023-06)

ある男性が近親ではない女性を見つめ、彼女のことを妄想していました。その後彼らは結婚しませんでした。彼らは続けて何度も見つめ合っていました。これは法的にはどうなりますか。

A.228

アッラーは次のような啓示をされている。

「男の信者に(女性から)目を伏せるように言ってやりなさい。女の信者にも(男性から)目を伏せるように言ってやりなさい」(コーラン「光り」の章第31節)²⁵⁾。

他にも、男女が見つめ合うことを禁じるハディースがいくつかある。その内の一つは次の通りである。

「ウムム・サラマは伝えている。私はアッラーの御使いと並んで座っておりました。そこにはマイムーナ・ビント・ハーリスもおりました。その時、イブン・ウムム・マクトゥームがやって来て、私たちはヒジャブ[頭髪を覆うベールの一種]を被るよう命じられました。そこで彼は私たちの家に入って来ましたが、その時御使いは次のようにおっしゃいました。『彼から目をそらしなさい。』そこで私たちは答えました。『はい。でも、彼は盲目でございましょう。私たちのことは見えないのではありませんか。』すると御使いはお答えになり

24)「これこれ、そこな者ども、汝らは彼らが好ましい、向うでは汝らのことなど好きでもないのに。汝らは勿論、聖典は全部信じておる。ところが彼らは、汝らに面と向えば『我々も信じている』、などと言うくせに、自分たちだけになると憤怒のあまり汝らに向って指を噛む」(井筒俊彦訳「コーラン」(上)第3章「イムラーン一家」第115(119)節)。

25)注16参照。

ました。『そなたたち二人も盲目なのか。そなたたちには彼が見えるではないか。』

質問にあるような、男女が見つめ合うことを厳しく禁じるハディースは他にも数多くある。それゆえ、自ら観察すれば、激しい中傷をもたらす明らかな証拠を目にすることができる。上述のような交際はモラルの崩壊や災難な結果をもたらすことを、我々自身目にしている。

Q.229 (023-07)

昼も夜も、ずっと恋人のことが頭に浮んできます。色々好きな事をして十分に気を紛らわそうとしましたが、恋人のことをふと思い出し、より一層涙がこぼれてきます。恋人を忘れるにはどうしたらいいのでしょうか。

A.229

いつも思考や感情をそのことに集中させてしまうと、たいていは忘れられない記憶や思い出となる。よって、我々を苦しめる思考や感情から逃れるため、この感情をわれわれの思考から消し去り、何もなかったようにして、注意と集中力の全てを別の有益な活動に向けるとよい。もしそのような感情が強くわき起こったら、スナの礼拝を2回行い、我々の感情や思考の全てを悩ます災難から解放されるよう、アッラーに請うのが最善の策である。覚えておかななくてはならないのは、孤独になる、あるいは人付き合いを避けるということは一切してはならないということである。なぜなら、それによってますます想像にふける生活にはまってしまうからである。神の御心ならば、感情を消し去ることができるだろう。

Q.230 (023-08)

『カラム』第11号の21ページに掲載されている写真で、黒いソンコ [男性用の帽子] を被って写っているスワラト農業大臣(カトリック)の宗教は何ですか。

A.230

スワラト氏はスキマン内閣の農業大臣となり、現在はウィロポ内閣で公共事業大臣となった。その時の写真が『カラム』第22号に掲載されている。彼らはインドネシアのカトリック組織の代表であり、宗教は明らかにローマ・カトリック(キリスト教)である。

Q.231 (023-08)

ある人が義務の礼拝を行おうとモスクやスラウに入り、先に礼拝を行っている人の後ろに行き、その人物

の礼拝に追従しました。しかし、前の人物の礼拝がスナの礼拝[1日5回の定められた礼拝の他にを行う礼拝]だったことが判明した場合、後から追従した人の礼拝は有効ですか。

A.231

無効である。途中から入って来た人が、礼拝中の人の後ろで礼拝を追従したい場合、右手で礼拝中の人の肩を叩き、追従することを示さなくてはならない。肩を叩かれた人がそれを拒む場合は右手を下げ、自分の礼拝を後ろで追従してはならないことを示す。

Q.232 (023-10)

断食のルーヤ[肉眼での新月の観測]とヒサーブ[数学・天文学的計算]について、どのような説明や論拠がありますか。

A.232

使徒ムハンマドはおっしゃった。「あなた方は新月を見るまでは断食をしてはならない。そして次の新月を見るまで断食を破ってはならない。だが天候が悪くそれがはっきりしない時はそれを算定せよ」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

一般的にはこの文言に従って、断食を開始する時は新月を目視し、断食明けの大祭を迎える日も同様に肉眼で月を観測する。もし天候が曇っていて目視できない場合は、計算をもとに算出する。

ヒサーブを許可する人々は、天候が悪い場合は朔日 を特定するために計算を用いてもよいとされている。上記のハディースを根拠として示している。ヒサーブを許可する人々は、以下のハディースも挙げている。

使徒(「彼に神の祝福と平安あれ」)はおっしゃった。「我々信徒は文盲の民である。読み書きも計算もできない。ひと月は29日間の時もあれば30日間の時もある」(ブハーリーの伝承による真正ハディース)

この文言について、ヒサーブを用いる人たちは次のような判断をしている。それは、当時は現在とは違い、多くの信徒はまだ天文学的な計算をする能力がなく、それゆえ肉眼による観測を命じられた、ということである。現在においても目視による観測を強調するウラマーらがいる一方で、断食明けの時間を決定する際は、観測によって確認した太陽の落ちる時間に従っているわけではなく、計算に基づいた結果に従っている。また、彼らは次のようなハディースを挙げている。

「使徒ムハンマドはおっしゃった。あなた方は新月を見るまで、あるいは計算で算出するまでは断食を開始

してはならない。そして、次の新月を見るまで、あるいは計算で算出するまで断食を続けなければならない」(ナサーイの伝承によるハディース)

以上のように、断食月とハリラヤの日時をヒサーブにより決定することは禁止ではなく、それどころか許可されていることがわかる。

■第24号 [Qalam 1952.7: 17-20]

Q.233 (024-01)

女性が馬に乗るのと自転車に乗るのとでは、どういう違いがありますか。この二つの乗り物に乗ると、処女膜を傷つけることになりますか。

A.233

乗り物の種類の違いを除いて、馬と自転車との間に何か違いがあるわけではない。女性が馬や自転車に乗ったり、または走ったり飛び跳ねたりすることで処女を喪失する可能性があるかどうか、医師に尋ねてみた。医師から得た回答では、女性の処女膜は子宮の中にあるので、女性が馬や自転車に乗ったり、または走ったり飛び跳ねたりすることで処女膜を喪失することはないという。このため、子宮の中に何かの物を挿入しない限り処女膜が破られることはなく、そのようなことで起こることはない、というのが医師の見解である。以上の説明で、質問の内容に対し、適切な知識に基づいた的確な回答となったと信じる。

Q.234 (024-02)

ガチョウを飼育することは法的にはどうなりますか。ガチョウを飼う家には天使が近づかないのですか。

A.234

ガチョウを飼育することについての説明はどこにも見当たらない。家に天使が近づかないということについては、ガチョウは食すことが許されており、人が近づくとうるさく騒ぐ動物である。おそらくそれゆえに「天使」が家に近づきたがらないという言葉が生まれたのだろう。おそらく物見高くや他人の家を覗き見することが好きな人がそのような表現をしたのだろう。ガチョウは人が近づくのを見たり、匂いを嗅いだりすると大騒ぎするからだ。

Q.235 (024-03)

時計はとても便利な道具です。最初に時計を使い始めた人物の名前、民族と国名を教えてください。

A.235

1253年、ヘンリー三世が最初に大型の掛け時計を使い始めた。卓上時計は15世紀のドイツで製造された。しかし、この時計は携帯するには大き過ぎた。そこで、ニュルンベルクのピーター・ヘンラインという時計職人が小型の時計を作った。その後、1525年、プラハの街でヤコブ・チェックがその時計を改良した。1658年、ホープという人物がそれよりさらにいい時計を作った。こうして初期の時計が作られてからその後現在に至るまで、様々な人たちによって大きな改良が重ねられている。

Q.236 (024-04)

夫婦喧嘩の最中に妻が夫に離婚してくれとわめいていました。そして夫は「お前に一回離婚宣言を出す」と言いました。2、3日すると、彼らはまた仲睦まじくしていました。これは法的にはどうなりますか。

A.236

大部分のイスラム法学者たちの判断では、離婚宣言が冗談やふざけて出されたものだったとしても、その女性は離婚されたこととなる。その証拠として、以下のハディースが挙げられる。

「アブー・フライラは伝えている。神の御使いはおっしゃった。『冗談であろうと、本当に事実となる事柄が三つある。それは、婚姻、離婚宣言、そして復縁である』」(アーマッド、アブー・ダウード、イブン・マージャ、ティルミズイー、ダル・アル＝カトニ、ハキムの伝承によるハディース)

他にも、上記のハディースとおおよそ同じ内容のものが三つ存在する。これらはタブラニ、ハーリス・ビン・ウサマとアブドゥル・ラザクの伝承によるものである。三つの意味や意図は上記のとおりである。しかし、これらのハディースは信憑性が低いとして一部の法学者らはこれを否定する。一番目のハディースを認めているのはイマーム・ハキムだけだが、ハディース学者によるとこのハディースは伝承経路の信憑性が低く、他の三つもまた同様であるという。

もし妻に対する離婚宣言が確実に心から意図して発したものであれば、その妻は離婚宣言が出されたとき見なさねばならない。しかし、もし怒りにまかせて言葉を吐いたのなら、一部のウラマーらの判断によると、妻に離婚宣言を出したことになる。なぜなら、確固とした決意をもって宣言してはじめて合法となるからである。アッラーは次のように啓示されている。

「もし離婚を決意するならば、まことにアッラーはよく聞き、よく知り給う」(コーラン「牝牛」の章第226節)²⁶⁾。

この節から明らかなように、アッラーが見給うのは、決意を持って出す離婚宣言であり、冗談やふざけて出したものではない。この判断を補強するハディースが他にもいくつかある。その内の一つは次の通りである。

「アイシャは言った。怒りにまかせて出した離婚宣言は合法ではありません」(アーマッドやアブー・ダウードなどによる伝承)

以上の説明が満足のいくものになったことを願う。そして、我々が忠告したいことはただ、離婚宣言を容易に出したり、それを習慣化したりしてはならないということである。それが普通のこととなれば良からぬ事態を引き起こすだろう。

Q.237 (024-05)

夫婦が性交の前に、病院あるいは村落の呪術医から処方された避妊薬を飲んだ場合、法的にはどうなりますか。

A.237

子供はアッラーからの授かりものである。人間の力が及ぶことではない。百万長者が、あちこちから薬をもらって飲んでも子供ができず、他人の子供を養子にする例を我々はいくつか見てきた。したがって、子供という神からの贈り物を授かることに感謝せねばならず、もしその事実を信じない者がいるとすれば、それは大きな罪である。

しかし、いくつかの国々では子供の数を減らすことを奨励している。その理由は、子供の数が多いと、親が子供を完璧に教育する責任を全うすることができないからである。しかし、そこには別の隠された意図があると我々は考えている。当局の発行したパンフレットから読み取れるように、その主な目的は、将来彼らの面倒を見る国の負担を無くすためである。例えばシンガポールのような大都市においてはなおさらである。我々の理解からすれば、これは物質主義の思想に依存した考えであり、人間に対する神の力や意思を信

26)「しかし(四カ月経って)離婚にきめた場合には(決定的となる)。まことにアッラーはすべてを聞きあらゆることを知り給う」(井筒俊彦訳『コーラン』(上)第2章「牝牛」第227節)。この節は、「女と縁を切ろうと誓った人は、四カ月の猶予期間を(置く必要がある)。もし(その期間中に)復縁する気になったら、(それも許される)。まことにアッラーは寛大でお情け深くおわします」という節に続くものである。

じていないことになる。

妊娠中絶を禁止する法に関してだが、我々が知る限り、種が既に女性の子宮に付着した後に、あるいは既に胎児として形ができた後に墮胎することは大罪である。毎回性交の前に薬を服用することは、健康にも害を及ぼす。例えば、一時間の間女性の子宮の中で効果が持続し、将来子供となるはずの種を殺す薬を飲むことに関しては、それを禁じる文言はない。しかし、我々の判断では、一切妊娠しないように卵管を縛る手術をしたり、薬を投与したりすることは厳しく禁じられている。パハン州クアラリピス保健局のハジ・ニック・マン氏もこの回答を参照されたい。

Q.238 (024-06)

リングギット貨幣には、「アッラーのご加護」とか「アッラーが長寿を」などと、アッラーの名が刻まれています。しかし、その通貨は外来民族が禁止された物を買うことに使ったり、トイレに持って入ったり、その他様々なことに使われています。これは法的にはどうなりますか。

A.238

この国は、非イスラム政府の統治下にある。造幣するのはその政府である。政府は各州のムフティの承認を得なくてはいけないため、この件をどのように扱うかについては、ムフティらがきちんと関心を払うことが一番である。一方、我々が知る限り、昔イスラムの統治時代に使われた通貨にも、アッラーの御名が刻まれていたことにも注意する必要がある。だが、実際それを我々自身の目で確認したわけではない。

これに関する法についてであるが、質問にあるようなよくない場所にアッラーの御名を持ち込むことはイスラム法上好ましくないことは確かである。この件に関して我々が説明できることはこれだけである。理由はこの回答の冒頭で述べた通りである。最善なのは、ムフティたちが然るべき声明を出すことである。

Q.239 (024-07)

マレー人は地位や職位が高くなると横柄になり、例えば自分の民族のことを気かけなくなります。他の民族はそうでもないようですが、なぜマレー人はそうなるのでしょうか。

A.239

横柄になるかどうかはそれぞれの人物次第であり、またそれぞれの民族次第である。しかし、全ての人がそ

うだとは言えないだろう。なぜなら、彼らの中にも愛想が良く、謙虚な人は大勢いる。地位が高くなればなるほど、より謙虚になる。その理由はおそらく、彼らは「稲の知恵に従い、実るほどに頭を垂れなさい」という諺にあてはまっているからである。

また、人が横柄で頭が高くなるのは中身がないからである。実りのない稲穂は頭を垂れずにまっすぐ上を向き、風に吹かれるままに揺れるのと同じである。同時に信仰心が足りないからである。つまり、アッラーによって授けられた自分の財産、収入や地位に対し感謝の念がないからである。本来ならば、アッラーにひれ伏し、能力に応じて謙虚になるべきである。

Q.240 (024-08)

ザカートを支払う場所以外へ、例えばAさんがシンガポールからインドへザカートを送ることは許されますか。

A.240

送金することは可能であるが、ザカートの支払いをする場所が必要としている貧しい人々がないことが条件である。しかし、最優先されるべき人々が多数存在する地域では、ザカートを他の所へ送金してはならない。なぜなら、ザカートは彼や地域の権利ではなく、その地域で受け取る資格があるとされる人々の権利だからである。

我々の見解では、ザカートを国外に送金することは、ザカートの支払いを可能にした自分の収入や利益を得た国に住む人々の権利を奪うことになる。

Q.241 (024-09)

なぜイスラム教徒の女性はウェイトレスになる人が多いのでしょうか。これは法的にはどうなりますか。

A.241

我々が知る限り、大半の女性は生計を立てるためにウェイトレスとして働いている。夫に去られ居場所も与えられないまま子供を育てている女性もいる。また自分の両親や親戚を扶養しなければならない女性もいる。さらに一部には、例えば夫に放っておかれるなどして傷心を抱える女性もいる。こうした女性がウェイトレスとして働くことは許される。なぜなら、知識がないゆえ、その職に就く以外に収入を得る方法がないからである。

もし自尊心と節操を守ることができるなら、生活のためにウェイトレスとして働くこと自体は仕方な

い。しかし一方で、ウェイトレスとなった彼女らの中には、尊厳を売り、一部の者は酒を飲むなど、イスラムで固く禁じられている行為に至る者もいる。

女性たちがこうした職に就きたいきさつを見ると、彼女らは救済が必要とされる人たちに含まれると言える。しかし、この国の宗教行政がザカート徴収に関してイスラムの教えの趣旨と目的を満たすような運営ができていないがゆえに、彼女らを低劣な状態から救い、過ちを悔い改めるような取り組みが実施されていないのである。仕事や教えを与えることで、宗教だけでなく社会一般からも咎められるような仕事から彼女たちを解放できるのである。

Q.242 (024-10)

アッラー（至高なる讃えられるべきお方）も一人、我らが指導者ムハンマドも一人、コーランもひとつしかないのに、なぜイスラム教は4つの学派に分かれ、法も異なるのでしょうか。

A.242

イスラムにおける四法学派は、単に四つの考え方に過ぎない。彼らの法はアッラーの啓典と使徒ムハンマドのスンナに依拠している。ただその意図に関してそれぞれの解釈に相違があるだけである。また、各学派のイマームらは、もし自分の考えや判断がアッラーの啓典や使徒ムハンマドのスンナに反するものだと思ったならその意見は捨て去り、従わなくてもよいと、追従者らに対し注意を促している。ここから分かるように、彼らはアッラーの書の意図から逸脱しているわけではない。

四法学派の間で意見の食い違いが生じたのは、イマームらの追従者たちが無知であり、盲目的にタクリード[信徒がウラマーの見解に従うこと。ウラマーらの権威を盲目的に受容することへの批判を込めて、しばしばタクリード・ブタ(ブタは「盲目」を意味するマレー語)という表現が用いられた]したからである。各イマームらの解釈を慎重に細かく調べると、そこにあるのは、一般的な節の意図に対する解釈の違いだけである。

■ 第25号 [Qalam 1952.8: 26-28]

Q.243 (025-01)

遺体を運ぶ時、大声でズィクルを行うことは許されますか。

A.243

遺体を運ぶ時に、ズィクル、アッラーへの賛辞やコーラン、預言者ムハンマドを讃える詩などを大声で、あるいはゆっくりと読誦することは預言者ムハンマドの時代に行われたことはなく、また教友らやタービウーン[教友らから直接教えを受けた第二世代のイスラム教徒]、4人のイマームらも行ったことはない。よって、そのような行為は悪しきビドアであり、我々すべてのイスラム教徒は避けなくてはならない。預言者ムハンマドが遺体を運ぶ時に守っていたのは、アッラーのご加護の元へ戻った死者のことを考え、静かに黙ってズィクルを念じ、自分もいずれその場所へ戻ることに自覚することである。

また、使徒ムハンマドのお言葉により命じられていることは次の通りである。

「ザイド・イブン・アルカムは伝えている。使徒ムハンマドはおっしゃった。最も高貴なるお方アッラーは、以下三つの際に沈黙を守ることを好まれる。それは、コーランを読む時、戦場での危機的状況の時、そして遺体を運ぶ時である」(タブラニの伝承によるハディース)

もうひとつハディースを挙げる。

「アブー・フライラは伝えている。預言者は次の三つの状況の際に大声を出すことを嫌う。すなわち、遺体を運ぶ時、ズィクルの時、そして戦闘の時である」(アブー・ダウードの伝承による真正ハディース)。

さらにもうひとつ挙げる。

「イブン・ウマルは伝えている。声をあげて遺体を運ぶことを神の御使いは禁じた」と聞いた」

以上の説明で、この作り事を根絶できることを願う。

Q.244 (025-02)

なぜ多くの人が共産主義を非難し、その思想と戦うのでしょうか。

A.244

我々イスラム教徒にとって、共産主義思想が物質主義のみにもとづくものであることは明らかである。個人の権利と能力を奪い、イスラムの教えに反するものである。

物質主義だけを規範とするということは、神の力の存在を否定することを意味する。なぜなら、彼らの考えでは「宗教の思想は単なる賛辞に過ぎない」からである。彼らの考えでは、この世で起こることは全て自然現象であり、そこに神の力は存在しない。しかし、彼

らは次のことを忘れてしている。例えば、もし一脚の椅子を見れば、我々はすぐにそれを作った人がいることが頭に浮かぶ。同じように、我々にも創造主が存在するのである。すなわち、至高なる讃えられるべきお方アッラーである。

また、共産主義のもとでの個人の権利についていえば、個人の権利は廃止される。彼らは産業の共有化の政策をとり、防衛とともに国の権利とする。共産主義がもたらした惨劇について、ここマラヤで出版された著作から見聞きできる。そこでは、彼らは自分たちの理想を実現するため殺害や流血という暴力的手段を行使する。それにより、彼らの地域を支配し、彼らの思想を植え付けるのだ。もし、他国でこのような行動をとったならば、今後彼ら自身が権力を手中に収めたら、彼らはさらになる暴挙に出て、さらに恐ろしいことになるだろう。

また、共産主義はイスラムの教えにも反する。イスラムの教えでは、アッラーが創造したこの世界において真面目に、熱心に繁栄を追求することを人々に奨励し、怠惰な人間を厳しく非難する。しかし、人が財を成した際はザカート・ハルタの支払いが義務づけられている。それはとりわけ貧者や困窮者に、そして一般には社会福祉のために分配される。他にも、同胞を助けるために寛大にサダカを与えることを奨励している。これにより、人類の状況や性質に応じて、自身の努力によって利益を得る自由が公平に与えられる。以上が、多くの人が共産主義思想を非難する理由である。

Q.245 (025-03)

友情を長続きさせるにはどのような方法がありますか。

A.245

友情を長続きさせる方法は、両者が多寡なく分け合うこと。相手にこびるのではなく、お互い助言し合うことである。意見の対立があった時は、自分の考えだけに従って相手に自分の意見を強要してはならない。もし友人の考えが適切で、また宗教の命令に反する行いをもたらしことがなければ、その考えを受け入れればよい。もし友人のためにその希望に従うと背信行為を行うことになるなら、関係を続けてはならない。なぜなら、災難をもたらしからだ。よく注意して友人を選びなさいという老人たちの格言があるが、もし善良な人と友人になれば、多かれ少なかれ自分も善良になれるし、もし盗人と友人になれば、多かれ少なかれ自分も盗人

になる。よって、親交を結ぶべき友人とは、よいことをもたらし、許容し合うことを知り、笑っている時でなく、苦しい時に来てくれる友人でなければならない。

Q.246 (025-04)

[キリスト教の]司祭あるいは[仏教の]僧侶などといった異教徒に、イスラム教が他の宗教より優れているとはどういうことかと聞かれたとします。コーランの節を参照して答えても、彼らに信じてもらえなかった場合、どのような方法をとったらいいでしょうか。

A.246

まず、一番いいのは彼ら異教徒と向き合う人が、彼らの言葉を理解できることである。彼らの言語が理解できれば、より議論がしやすくなる。次に、彼らにコーランの節の文言について説明するのではなく、まずはアダムの時代から遡り、神が創造した宗教の伝承をひとつひとつ説明する（経典の民である異教徒に聞かれた場合）。もしゾロアスター教徒に聞かれた場合は、合理的かつ丁寧に説明し、強要してはならない。ひとつひとつ合理的に説明した後、今度は神の律法がどのようにしてイスラムへと集約されたかを彼らに説明する。そうして初めて、イスラム法及び神の命令の一部をひとつひとつ説明するのである。それらは紛れもなく理にかなっており、正常な理性の持ち主ならば逆らうことができない。「宗教は聡明な人のためにある」という使徒ムハンマドの次の言葉を思い出すといい。

Q.247 (025-05)

健康な夫を持つ99歳の女性がいました。人間の常識と慣例からして、その女性が子供を生むことはありえますか。

A.247

ありえる。シティ・サラの例を見るといい。彼女は既に年老いて、子供をつくることをあきらめていたが、閉経したにもかかわらず神から子供を授かった。よって不可能なことはない。

Q.248 (025-06)

英語を勉強するのとアラビア語勉強するのとでは、どちらがより役立ちますか。

A.248

もし宗教に基づいた回答をするなら、より重要なのはアラビア語である。なぜなら、この言語を理解できれば、より広い宗教上の知識を深めることができるから

だ。とりわけ、非常に重要となるコーランの内容を勉強することができる。しかし、もし質問者が単に世俗に関して尋ねているとしたら、現在の状況にみると、今の時代、我々の生活にとって英語は非常に有用である。それゆえ、ウラマーであろうと庶民であろうと、両方の言語を理解することが不可欠である。それによって見識を広げることができ、また、一般的な議論、さらに宗教の知識について他の民族と意見を交換することができるのである。

Q.249 (025-07)

もともと月経がない女性が夫と離婚した場合、その女性がエツダを待たなかったら法的にはどうなりますか。

A.249

その女性はエツダを完遂するまでは再婚してはならない。エツダは、離婚の場合は3ヶ月、死別の場合は4ヶ月と10日である。

Q.250 (025-08)

なぜ村落の老人は、金曜の早朝に孫が家の掃除をすることを禁ずるのでしょうか。

A.250

それは一部の地域の老人たちが行っている慣習で、他の地域では行われていない。そのようなことは単に彼らがそう信じているだけである。彼らになぜかと尋ねると、タブーだからと言うが、実際にはイスラム教が掃除を禁じることはなく、それどころか自分自身や家などを清潔に保つよう命じている。

執筆者一覧

坪井 祐司(つばい ゆうじ)

東洋文庫研究員。東京大学大学院人文社会系研究科博士課程修了。専門はマレーシア近代史。研究テーマはイギリス領マラヤの植民地行政とそれに対するマレー人を中心とした現地の人々の関わり。主な論文は、「英領マラヤにおけるマレー人概念の土着化：スランゴール州におけるマレー人エリート層の形成」(『東洋学報』、2011年)。

光成 歩(みつなり あゆみ)

国立国会図書館非常勤研究員。専門はマレーシア地域研究／イスラーム司法制度。研究テーマはマレーシアにおけるイスラーム司法制度の展開と「改宗問題」。主な論文は「イスラーム法制と女性憲章：シンガポールにおけるムスリムの婚姻法改革」(『マレーシア研究』第3号、2014年)。

金子 奈央(かねこ なお)

アジア経済研究所リサーチアソシエイト。専門はマレーシア地域研究／比較教育学。研究テーマは、マレーシア・サバ州における原住諸民族の教育活動およびマレーシアの国民統合と教育。主な論文は「教育にみる国民統合政策の展開：『公民および市民性の教育』科目を手掛かりに」(『季刊マレーシアレポート』、2009年)。

山本 博之(やまもと ひろゆき)

京都大学地域研究統合情報センター准教授。専門はマレーシア地域研究／現代史。研究テーマは、イスラーム教圏東南アジアの民族と政治、アジアの災害対応、地域研究方法論。著書に『脱植民地化とナショナリズム——英領北ボルネオにおける民族形成』(東京大学出版会、2006年)、編著書に *Bangsa and Umma: Development of People-grouping Concepts in Islamized Southeast Asia* (Kyoto University Press, 2011) がある。

亀田 堯宙(かめだ あきひろ)

京都大学地域研究統合情報センター助教。専門は情報学。研究テーマは、データの共有とデータ間の意味的な関連付け。主な論文に “Extraction of Semantic Relationships from Academic Papers using Syntactic Patterns,” *The Fifth International Conference on Information, Process, and Knowledge Management* (2013), Integrate Japanese Red List into LOD of Species, *PNC Annual Conference and Joint Meetings* (2013), 「Linked Open Data による絶滅危惧種情報共有の試み」人工知能学会全国大会(第28回)論文集、1G4-OS-19a-3(2014)がある。

CIAS Discussion Paper No. 62

坪井祐司・山本博之 編著

『カラム』の時代Ⅶ——コラム「千一問」にみるマレー・ムスリムの宗教実践

発行 2016年3月

発行者 京都大学地域研究統合情報センター

京都市左京区吉田下阿達町46 〒606-8501

電話: 075-753-9603 FAX: 075-753-9602

E-mail: ciasjimu@cias.kyoto-u.ac.jp

http://www.cias.kyoto-u.ac.jp